

雨水溝ハ幅内法六寸以上ニシテ防水材料ヲ以テ構造シ適當ノ勾配ヲ附スヘシ但路次ニ沿フ場合ニ在リテハ幅内法四寸迄減スルコトヲ得

雨水溝内側ノ上端ハ外側上端ノ水平面ヨリ高キコトヲ要ス

第十六條 道路又ハ路次ニ沿フ建造物ノ外側ヨリ道路又ハ路次ノ境界ニ至ル地盤ハ防水材料ヲ以テ之ヲ築造シ雨水溝内側上端ニ向テ百分ノ一以上ノ勾配ヲ附スヘシ

第十七條 家屋ノ地盤ハ敷地面ヨリ三寸以上高キコトヲ要ス

第十八條 木造建物ノ外壁及界壁ニハ下部ニ土臺ヲ布設シ土臺下ハ石煉瓦又ハ「コンクリート」ヲ以テ幅四寸以上深四寸以上ノ基礎ヲ設クヘシ

第十九條 外壁及界壁ノ礎下ハ地面ヨリ深二尺以上防鼠材料ヲ以テ構造スヘシ但平家建長屋ニ於テ一戸ノ建坪八坪以下ノモノニ在リテハ界壁ノ礎下ニ於ケル防鼠設備ヲ爲ササルコトヲ得

建物内ノ地盤ヲ防水材料（アスファルトヲ用アル場合ニ於テハ其ノ下ニ厚サ二寸以上ノ漆喰ヲ施スコト）ヲ以テ築造スルトキハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第二十條 外壁及界壁ノ床下及天井裏ニ屬スル部分ハ防鼠材料ヲ以テ構造シ又ハ之ニ金網（三分目以下ノ下同）ノ類ヲ張ルコトヲ要ス

床ノ間押入ノ如キ二重床又ハ土間床ノ周圍亦前項ニ同シ

第二十一條 外壁及仕切壁ノ床下及天井裏ニ屬スル部分ニハ適當ナル通風孔ヲ設クヘシ
前項外壁ヲ通風孔其ノ他ノ空隙ニハ金網ノ類ヲ張ルコトヲ要ス

第二十二條 界壁ハ基礎ヨリ屋根裏ニ達スルコトヲ要ス

界壁ニハ出入口、窓、通風孔其ノ他空隙ヲ設クルコトヲ得ス

第二十三條 床板ハ容易ニ取外シ得ル様構造スヘシ

天井ニハ適當ナル掃除口ヲ設ケ又ハ之ニ代ルヘキ設備ヲ爲スヘシ

第二十四條 軒裏面戸ハ木材ヲ以テ閉塞シ若ハ金網ノ類ヲ張ルコトヲ要ス
軒先ノ瓦下ノ空隙ハ「セメント」又ハ漆喰ノ類ヲ以テ填塞スヘシ

第二十五條 地下室ノ周圍ハ石、煉瓦又ハ「コンクリート」ヲ以テ築造シ出入口ニハ適當ノ防鼠設備ヲ爲スヘシ

第二十六條 惡臭、有害瓦斯又ハ粉塵ヲ發散スル物品ノ收藏若ハ取扱ヲ爲ス倉庫、納家、上屋、荷扱所等ノ出入口、窓其ノ他ノ空隙ハ道路、路次又ハ他人ノ家屋ニ接近シテ之ヲ設クルコトヲ得ス但適當ナル除害装置ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 家屋各室ノ床高一尺五寸以上トス但店其ノ他使用上已ムヲ得サル部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

竹木以外ノ材料ヲ以テ造リタル床ハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第二十八條 家屋各室ノ天井高ハ七尺以上トス

第二十九條 屋上ハ防火材料ヲ以テ之ヲ覆葺スヘシ

第三十條 屋根勾配ハ六十度ヲ超ユルコトヲ得ス但裝飾塔ノ類ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條 棟高五十尺以上ノ建物ニハ適當ナル避雷針ヲ設クヘシ

第三十二條 煙突ハ屋上三尺以上突出スルコトヲ要ス

左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前項ノ突出ヲ上層ノ屋上ヨリ測算ス

一 煙突ノ頂部ト軒上ニ係ルトキ

二 煙突ノ頂部ト上層ノ軒先垂直面トノ距離三尺未満ナルトキ

三 煙突ノ頂部ト上層軒先トノ距離六尺未満ナルトキ

前項ノ規定ハ蝮羽ノ場合ニ亦之ヲ適用ス

軒、蝮羽又ハ底カ防火構造ニ係ルトキハ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第三十三條 煙突ノ高ハ前條ノ規定ニ拘ラス其ノ附近ノ狀況ニ依リ近接建造物ニ對シ直接ニ害ヲ及ホ

ササル程度迄之ヲ伸長スルコトヲ要ス

第三十四條 金屬製煙突カ木製ト五寸以内ニ接近スル部分ハ防火材料(金屬板ヲ除ク)ヲ以テ之ヲ構造又ハ被覆

スヘシ

煙突接合部ノ天井裏ニ屬スル部分ハ金屬製ニ在リテハ厚一分以上幅二寸以上ノ鐵板土管製ニ在リテ

ハ厚二寸以上幅五寸以上粘土又ハ漆喰ノ類ヲ以テ其ノ周圍ヲ被覆スヘシ

第三十五條 高五十尺以上ノ煙突ニハ適當ナル避雷針ヲ設クヘシ

第三十六條 高二十五尺以上ノ煙突ハ道路トノ間ニ三尺以上ノ距離ヲ存スヘシ

第三十七條 石炭、薪木又ハ骸炭ヲ多量ニ燃用スル火爐、竈、暖爐ノ類ニハ煙突ヲ設クヘシ

第三十八條 流元、井戸端、風呂場其ノ他常ニ水ヲ使用シ若ハ放液スル場所ハ其ノ地盤又ハ床面ヲ防

水材料ヲ以テ構造シ之ヲ溝渠其ノ他適當ナル場所ニ接続スルコトヲ要ス但第二層以上ニ於ケル水場
ノ床及附屬裝置ハ鐵管其ノ他金屬製ト爲スコトヲ得

第三十九條 建物敷地内ノ溝渠ハ防水材料ヲ以テ之ヲ構造シ百分ノ一以上ノ勾配ヲ附シ元口ニ金網ノ
類ヲ裝置スヘシ

第四十條 住家ニハ各戸ニ便所ヲ設クヘシ但裏長屋ニ在リテハ二戸共用ト爲スコトヲ得

第四十一條 井戸(灌漑、撒水、消防専用ノモノヲ除ク以下同シ)ノ位置及構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 便所又ハ汚物溜ヲ距ルコト三間以上トスルコト

二 井戸側ハ全部堅牢ナル材料ヲ用キ其ノ接合部ヲ密着セシムルコト但接合部完全ナラサル物ニ在
リテハ井戸側ノ外面全部ヲ厚五寸以上ノ「コンクリート」又ハ粘土ヲ以テ填充周圍ヨリ水ノ滲透
セサル様構造スルコト

三 井筒ハ堅牢ナル材料ヲ用キ地面ヨリ二尺以上高クシ外部ヨリ惡水侵入セサル様構造シ且他物ノ
混入ヲ防ク爲メ適當ノ蓋ヲ施スコト

第四十二條 便所ノ位置及構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ但特殊ノ構造ニ係ルモノハ此ノ限ニ在ラス

一 井戸ヲ距ルコト三間以上トスルコト

二 敷地ハ周圍ノ地面ヨリ三寸以上高クシ防水材料ヲ以テ構造スルコト

三 尿尿壺ハ口徑一尺五寸以上ノ釉藥ヲ施シタル陶器製ノモノヲ用ウルコト

四 便所床下ノ周圍ハ防鼠材料(金屬製ノモノヲ除ク)ヲ以テ構造スルコト

五 尿尿壺ノ周圍漏斗狀トナシ防水材料ヲ以テ構造スルコト

六 尿尿汲取口ハ防鼠材料ヲ以テ密閉シ得ル様構造スルコト

七 移動尿尿器ヲ据置クヘキ場所及其ノ周圍ハ防水材料ヲ以テ構造スルコト

八 採光、換氣ノ爲メ適當ノ窓ヲ設クルコト

第四十三條 長屋ノ建築ハ前各條ニ規定スル外左ノ規定ニ從フヘシ

一 長屋ハ間口十五間ヲ超ユルコトヲ得ス

二 長屋ハ棟割ト爲スコトヲ得ス

三 長屋ハ一戸ノ建坪三坪ヲ下ルコトヲ得ス

四 長屋側面ノ間隔ハ三尺以上トシ若シ隣地ト所有者ヲ異ニスル場合ニ於テハ境界線トノ間ニ一尺五寸以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス但二棟以上連接スル場合ニ於テ其ノ間口通シテ十五間以内ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

五 地面ヨリ屋上三尺以上ニ至ル間石、煉瓦又ハ「コンクリート」ヲ以テ構造シタル厚一尺以上ノ防火壁ヲ設クルトキハ前號ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

六 第二十二條第二項ノ規定ハ前號ノ防火壁ニ亦之ヲ適用ス

七 第五號ノ距離ハ壁又ハ柱ノ外面ヨリ之ヲ測算ス

第四十四條 裏屋ニハ路次ヲ設ケニ方面以上ニ於テ之ヲ道路又ハ路次ニ接續スヘシ路次ノ幅員ハ九尺以上トス

第四十五條 長屋及裏屋ハ尙ホ左ノ規定ニ從フヘシ

一 各戸ニ建坪五分ノ一以上ノ空地ヲ存スヘシ

二 採光面積ハ各層床面積ノ五分ノ一以上トス但採光設備ニ硝子ヲ用ウルトキハ八分ノ一迄之ヲ減スルコト得

一層二室以上ニシテ採光不充分ナルトキハ二方面以上ニ適當ニ窓(之ニ代ルヘキモノ)ヲ分設スルコトヲ要ス

窓ハ各層窓ノ面積ノ二分ノ一以上ハ内部ヨリ容易ニ開放シ得ル様構造スヘシ
窓ノ鴨居下端ノ高ハ床上端ヨリ五尺七寸以上トス

本號第一項低限外ニ設クル窓ハ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

三 屋根又ハ庇ノ軒先ハ前號第四項ノ鴨居下端ヲ下ルコトヲ得ス

初層ニ於ケル屋根又ハ庇ノ軒出ハ軒先ト前號第四項ノ鴨居下端トノ垂直距離ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ス

四 厨房ニハ採光、換氣ノ爲メ適當ノ窓ヲ設クヘシ

第三章 申請手續

第四十六條 建造物ノ工事(新築、増築、改築、大修繕)ヲ爲サムトスル者ハ建造物ノ種別、位置、坪數及敷地ノ坪數ヲ具シ起工前ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ建造物ノ工事ニシテ他ノ法令ニ依リ許可又ハ認可ヲ要スルモノハ此ノ限ニ在ラス

警察官署ニ於テ必要アリト認メタルトキハ前項届書ノ外書類圖面ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第四十七條 第九條ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事由、建造物ノ仕様書及圖面ヲ具シ所轄警察官署ニ申請スヘシ

第四十八條 架空電燈電力線ニ接近シ又ハ其ノ上部ニ於テ建造物ノ工事ヲ爲サムトスルトキハ豫メ其ノ電線ノ所有者又ハ管理者ニ通知スヘシ

第四十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

一 建物ノ基礎ヲ組成シタルトキ

二 上棟ヲ爲シタルトキ

三 避雷針ヲ取付ケタルトキ(地中銅板ノ埋設前)

四 工事竣成シタルトキ

五 前各號ノ外特ニ指示シタルトキ

第五十條 建造物ノ工事竣成前ニ於テ之ヲ承繼シタル者ハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
承繼者ハ被承繼者ノ責務ヲ免カルルコトヲ得ス

第四章 罰 則

第五十一條 第十二條第一項ノ検査ヲ拒ミ又ハ第十二條第二項若ハ第十三條ノ命令ニ従ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第五十二條 第十條、第十一條、第四十六條第一項、第四十八條、第四十九條、第五十條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ第四十六條第二項ノ命令ニ従ハサル者ハ科料ニ處ス

第五十三條 前二條ノ科料ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者、犯罪無能力者ニ在リテハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

附 則

第五十四條 本則ハ明治四十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

長屋裏屋建築規則ハ之ヲ廢止ス

第五十五條 本則施行前ノ建造物ハ改築又ハ大修繕ヲ爲ス場合ヲ除ク外警察官署ノ指示アル迄第二章ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第五十六條 本則ハ假設建造物ニ之ヲ適用セス但建設後一年以内ニ撤去セサルトキ又ハ構造方法ニ依リ必要アリト認メタルトキハ警察官署ハ之ニ本則ノ全部又ハ一部ヲ適用スルコトアルヘシ

第五十七條 本則ハ建造物ニ關スル他ノ規定ノ効力ヲ妨ケス但汚物掃除法施行細則、下水溝構造規則、

飲料水取締規則及道路取締規則中ノ規定ニシテ本則ニ牴觸スル事項ニ付テハ本則ヲ適用ス

第五十八條 本則ハ神戸市ノ建造物ニ之ヲ適用ス但武庫郡須磨村、西灘村、都賀濱村御影町ニ於ケル

國道及電車沿道附近ノ建造物ニ對シ本則ノ全部若ハ一部ヲ適用スルコトアルヘシ

長 崎 縣

剥皮、皮化製營業取締規則

(明治四十四年
長崎縣令第四七號)

第一條 本則ニ於テ剥皮營業ト稱スルハ死獸(牛、馬、羊、豚、犬、猫ノ死屍ヲ云フ以下做之)ノ解剖ヲ業トシ化製營業ト稱スルハ魚類及獸類ノ骨肉、臟腑、皮、毛、爪、蹄、血液等ヲ原料トシテ膠、脂油、生皮鞣皮、肥料ノ類ヲ製造スルコトヲ業トスルヲ云フ

第二條 剥皮又ハ化製營業ヲ爲サントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ願出許可ヲ受クヘシ爾後其ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

一 營業所ノ位置、構造仕様書並其ノ圖面及落成期日
一 事業ノ種類

第三條 剥皮所及化製所ハ飲用水、河流、人家、學校、病院、兵營、社寺、公園、國道、縣道、里道ヲ距ルコト百間以上ノ地ニアラサレハ之ヲ設置スルヲ得ス
但シ土地ノ狀況ニ依リ特ニ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニアラス

第四條 剥皮所化製所ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルヘシ
但特ニ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニアラス

一 敷地ノ周圍ニハ外部ヨリ透見シ得サル裝置ヲ爲シ且ツ閉鎖シ得ヘキ門戸ヲ設クルコト
二 建物ノ屋根ハ不燃質物ヲ以テ葺クコト
三 剥皮室、化製室及原料置場ノ地盤ハ石、煉瓦又其ノ他ノ不滲透質物ヲ以テ適當ニ勾配ヲ付シテ

築造シ且ツ臭氣拔ヲ設クルコト

四 剥皮室、化製室及原料置場内部ノ周壁ハ石、煉瓦、又ハ其他ノ不滲透質物ヲ以テ構造シ若ハ厚板ヲ以テ高サ四尺以上ノ腰張ヲ爲スコト

五 汚水溝及下水道ハ石、煉瓦又ハ其ノ他ノ不滲透質物ヲ以テ築造スルコト

第五條 剥皮所又ハ化製所ノ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出テ検査ヲ受クルニアラサレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス其改造ニ係ルモノ亦同シ

第六條 化製原料品ヲ運搬スルトキハ適當ノ容器ニ入レ覆蓋ヲ爲シ原料品若ハ露出若ハ汚液ノ漏洩セサル装置ヲナシ其臭氣ヲ發スルモノハ除臭ヲ施スヘシ

但シ原料品ノ種類ニ依リ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七條 剥皮及化製業者ハ化製原料又ハ肥料ト爲スモノノ外獸肉ヲ販賣若ハ授受スルコトヲ得ス但シ魚類又ハ屠獸ノ骨肉ヲ原料トシテ油脂ヲ製造スル者ハ此ノ限ニアラス

第八條 化製業者ハ屠畜ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス

第九條 剥皮所及化製所ハ常に清潔ニ掃除スヘシ

第十條 剥皮所又ハ化製所ヲ賣買讓與シタルトキハ双方連署廢業、休業、復業又ハ身上ニ異動ヲ生シタルトキハ十日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出ツヘシ

但シ死亡、失踪ニ係ルトキハ戶籍ニ依ル届出義務者ヨリ届出ヘシ

第十一條 剥皮所又ハ化製所ノ構造破損スルモ修理セサルモノハ期日ヲ定メ修理ヲ命スルコトアルヘシ

第十二條 左ノ場合ニ於テハ許可ヲ取消シ又ハ其營業ヲ停止スルコトアルヘシ

一 正當ノ事由ナクシテ落成期日ヨリ經過シタルトキ

二 (削除)

三 第十一條ノ命ニ從ハサルトキ

第十三條 剥皮所又ハ化製所ニハ臺帳ヲ備ヘ剥皮所ニ在リテハ取扱ヒタル死獸ノ種類頭數、死獸生前所有シ又ハ管理者ノ住所氏名剥皮ノ年月日化製所ニ在リテハ原料品ノ種類、量目、買入先及其ノ年月日ヲ記入スヘシ

第十四條 第二條、第五條、第六條、第八條、第九條、第十條、第十三條ニ違背シ又第十一條ニ依リ命セラレタル修理ヲ爲ササルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

第十五條 從來許可ヲ受ケタル製革所ハ本則施行ノ日ヨリ化製所ト見做ス

第十六條 從來許可ヲ受ケタル剥皮所又ハ化製所ニシテ其ノ構造本則ニ適合セサルモノハ明治四十七年六月限り改修スルニアラサレハ許可ノ効ヲ失フモノトス

但シ其ノ期間内ト雖モ改築又ハ大修繕ヲナストキハ本則ヲ適用ス

緩燃導火線及煙火竝玩具用普通火工品取締規則

(大正元年十二月二十七日)
(長崎縣令第三十七號)

第一條 緩燃導火線及煙火ノ作業所ハ其ノ外壁ヨリ左ノ距離ヲ保有スヘシ

一 人家、社寺、學校、公園、電氣、瓦斯若ハ石油工場、電力若ハ火力ヲ使用スル工場發火質物品

長崎縣

ヲ蓄積スル場所へ二十間以上

二 電線、瓦斯ノ傳導管、火ヲ取扱フ場所、燃質物ヲ蓄積スル場所へ十間以上

第二條 緩燃導火線及煙火ノ作業所ニ付テハ銃砲火藥類取締法施行細則第二十六條第一項各號ニ依ルノ外左記各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

一 工場ト火藥類溜置場トハ五尺以上ノ距離ヲ保有スヘシ

二 火藥類溜置場ノ内面ハ土砂剝離飛散ヲ防ク裝置ヲ爲シ床ハ密ニ張詰メ鐵類ヲ露ハスコトヲ得ス

三 火藥格魯兒酸加溜謨、鷄冠石等ヲ同一ノ火藥類溜置場ニ藏置セムトスルトキハ發火ノ虞ナキ燃質物ヲ以テ隔壁ヲ設クヘシ

四 火藥、格魯兒酸加溜謨、鷄冠石等ノ配合混和室ハ火藥類置場ト溜置場ト二間以上ノ距離ヲ保有スヘシ

五 前各號ノ外防火ノ設備及廢藥ノ處分ニ關シテハ所轄警察官署ノ指揮ニ從フヘシ

第三條 緩燃導火線及煙火ノ貯藏所ヲ新設セムトスルトキハ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ其ノ増築、改築、修繕若ハ模様替ノ工事ヲ爲サムトスルトキ亦同シ前項ノ願書ニハ其ノ位置、設備又ハ増築改築修繕若ハ模様替ノ仕様竝貯藏スヘキ數量ヲ具スルコトヲ要ス

第四條 工事ヲ竣リタル緩燃導火線及煙火ノ貯藏所ハ所轄警察官署ノ検査ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第五條 緩燃導火線及煙火ハ其ノ貯藏所又ハ火藥類貯藏所以外ノ場所ニ之ヲ貯藏スルコトヲ得ス但シ原料トシテ使用シタル火藥ノ數量一貫三百匁以内ナルトキハ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケ安全ナ

ル場所ニ貯藏スルコトヲ得

第六條 緩燃導火線及煙火ハ左記各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ交付スルコトヲ得ス

一 十四歳未満ノ者

二 瘋癲白痴者

三 交付ヲ受クルノ目的確實ナラサル者

第七條 煙火ヲ打揚ケムトスル者ハ従事者ノ住所、氏名、生年月日竝煙火ノ種類、數量、打揚ノ事由、方法、日時及場所ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ

第八條 左記各號ノ一ニ該當スル場所ニ於テハ煙火ヲ打揚クルコトヲ得ス但シ特ニ警察官署ノ許可ヲ受ケタルトキハ此限ニアラス

一 保安林又ハ家屋其ノ他ノ建造物ヲ距ル三町以内ノ場所

二 火藥類、瓦斯、石油、揮發油、酒精其ノ他引火質物ノ貯藏所ヲ距ル五町以内ノ場所

第九條 十四歳未満ノ者ハ煙火ノ打揚ニ従事スルコトヲ得ス

第十條 危害豫防上必要アリト認ムルトキハ所轄警察官署ハ煙火ノ打揚ヲ停止若ハ制限シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十一條 玩具用普通火工品製造業ヲ營マントスル者ハ其ノ種類、作用、原料竝作業所ノ位置、設備及貯藏ノ方法ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ爾後其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十二條 玩具用普通火工品製造業者法令ニ違反シ又ハ安寧秩序ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ所

轉警察官署ハ其ノ製造ヲ停止若ハ制限シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十三條 玩具用普通火工品ノ卸賣業ヲ營ム者ハ其ノ種類、販賣所ノ位置ヲ具シ營業開始後七日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ爾後其ノ事項ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十四條 銃砲火藥類取締法同施行規則同施行細則執行規則第七條及其ノ罰則ノ規定ハ玩具用普通火工品製造業者及卸賣業者ニ之ヲ準用ス

第十五條 玩具用普通火工品製造業者ハ別記様式ノ帳簿ヲ備ヘ所定ノ事項ヲ記載スヘシ

前項ノ帳簿ハ使用前所轄警察官署ノ檢印ヲ受ケ其ノ使用終了ノ日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第十六條 第三條第一項、第四條乃至第八條、第十一條、第十三條乃至第十五條ニ違反シタル者又ハ

第十條若ハ第十二條ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第九條ノ違反行爲ヲ教唆シ若ハ幫助シタル者亦同シ但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

第十七條 本令ニ依リ適用スヘキ罰則ハ玩具用普通火工品製造業者又ハ販賣業者カ十四歳未満ノ者又ハ禁治産者ナルトキハ法定代理人ニ之ヲ適用ス

第十八條 玩具用普通火工品製造業者又ハ卸賣業者ハ其ノ代理人、使用人其ノ他從業者ニシテ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ規則ニ依リ許可ヲ受ケ現ニ煙火製造ノ業ヲ營ム者ニシテ引續其ノ營業ヲ爲サムトスル者本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ更ニ願出許可ヲ受クヘシ
明治二十年(十一月)長崎縣令第九十八號煙火取締規則及明治四十四年(十一月)長崎縣令第五十九號銃砲火藥類取締法、同施行規則、同施行細則執行規則第九條ハ之ヲ廢止ス
(第一號様式) 本人ノ印

表

玩具用普通火工品製造明細簿	年 月 日
紙數(何)葉	

住所

玩具用普通火工品製造營業	氏 名
--------------	-----

(用紙美濃)

製 造 年 月 日	種 類	數 量	備 考

一 備考欄ニハ原料タル火藥ノ讓受高、讓受先、讓受年月日及其消費高等ヲ記載スルヲ要ス
長崎縣

(第二號様式)

本人ノ印

表

年月日

玩具用普通賣渡簿

紙數(何)葉

住所

玩具用普通火工品製造營業

氏名

(用紙美濃)

賣渡年月日	種類	數量	量	買受住所氏名	備考

摺附木製造取締規則

(明治二十三年十月 長崎縣令第八七號)

- 第一條 摺附木ヲ製造セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ所轄警察署ニ願出許可ヲ受クヘシ
 - 一 製造所、借地借家ナルトキハ地主ノ連署
 - 二 製造所周圍人家ノ距離間數及構造模樣ノ圖面
 - 三 黃磷用否ノ區別

四 主管人ノ住所氏名

- 第二條 製造所ハ人家ヲ距ルコト十五間以上ノ場所ニアラサレハ建設スルヲ許サス
- 第三條 黃磷製摺附木製造所ハ石又ハ煉化ヲ以テ築造スヘシ但周圍ノ家屋六十間以上ノ距離アル場所ニ於テハ木造建家ヲ用ユルモ妨ケナシ
- 第四條 製造所ノ出入口ニハ黃磷製摺附木製造所ト明記セル表札ヲ掲クヘシ但黃磷ヲ用ヒサル者ハ單ニ摺附木製造所ト認ムヘシ
- 第五條 調製室、製造貯藏室及原料室ハ各之ヲ區畫スヘシ
- 第六條 第五條ノ客室及ヒ乾燥室ニハ製造人ノ外濫リニ出入ヲ爲サシムヘカラス
- 第七條 前條ノ各室内ハ其工業時間中窓戸ヲ開放シ空氣ヲ流通セシメ同場内ニ於テハ飲食ヲ爲スコトヲ得ス
- 第八條 黃磷製摺附木製造所ノ乾燥室ハ之ヲ別棟ト爲シ瓦斯ヲシテ他室ニ飛散セシメサル様戶外ニ導クノ裝置ヲ爲スヘシ
- 第九條 黃磷製摺附木製造所ニ於テハ齒牙及齒齦ノ疾患アル者ヲシテ黃磷若クハ其合劑ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得ス
- 第十條 合劑中ニハ合劑ノ量百分ニ付黃磷十分以上ヲ含マシムヘカラス
- 第十一條 製造所ヲ改造セントスルトキハ構造模樣ノ圖面ヲ添へ所轄警察署へ届出認可ヲ受クヘシ
- 第十二條 製造所ハ新築、改造共所轄警察署ノ検査ヲ受クルニアラサレハ使用スルヲ得ス尤モ其構造不充分ト認ムルモノハ改造ヲ命スヘシ

第十三條 廢業シタルトキハ三日内所轄警察署へ届出ヘシ
 第十四條 第六條、第七條、第九條、第十條ニ違背シタルトキハ主管ノ責任トシ其他ハ願主ノ責任トス
 第十五條 第一條ノ許可ヲ得ス製造所ヲ建設シタルモノ及第六條、第七條、第八條、第九條、第十條ニ違背シタルモノハ一日以上三日以下ノ拘留ニ處シ二十錢以上一圓二十五錢以下ノ科料ニ處ス
 第十六條 第四條、第十一條、第十二條、第十三條ニ違背シタルモノハ一日ノ拘留ニ處シ又ハ十錢以上一圓以下ノ科料ニ處ス

附 則

第十七條 從來許可セシ摺附木製造所ニシテ本則ノ構造法ニ違フモノハ本年十一月三十日迄ニ改造スヘシ

第十八條 明治十九年(十一月)縣令第五十號ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

火業取締規則 (明治二十六年三月 長崎縣令第一三號)

第一條 火業トハ蒸汽機關ヲ設置セスシテ火器ヲ使用スル營業(陶器、煉瓦石、硝子、石灰、瓦、コークス等ノ製造及鍛冶鑄物等ノ類)ヲ爲スモノヲ云フ

第二條 前條ノ營業ヲ爲サントスルモノハ左ノ事項ヲ具備シタル書面ヲ以テ所轄警察署又ハ警察分署ニ願出免許ヲ受クヘシ但本條ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

一 營業ノ種類

二 敷地ノ位置、坪數及近傍圖面

三 火業場ノ構造及其ノ圖面

第三條 火業場竝ニ煙突ノ位置若ハ構造其他排出物放棄ノ方法等ニ關シ近傍ノ障害ヲナシ若ハ公衆ニ危害アリト認ムルトキハ之ヲ許可セス又ハ特ニ建設構造ノ方法ヲ命シテ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第四條 煙筒ハ石、煉瓦石其他不燃質物ヲ以テ建設シ石炭ヲ使用スルモノハ屋上二間以上薪炭ヲ使用セルモノハ屋上一間以上突出セシムヘシ但實地ノ狀況ニヨリ必要ト認ムルトキハ特ニ命令シテ本文ノ間數ヲ伸縮セシムルコトアルヘシ

第五條 火業場ノ構造落成シタルトキ又ハ改造、修繕、増築、竣工ノ上ハ所轄警察署又ハ警察分署ニ届出検査ヲ受ケ認可ヲ得ヘシ其認可ヲ得ルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

第六條 發火若ハ爆發シ易キ物品ヲ火業場内ニ置クトキハ其ノ危害ヲ防クニ適當ナル貯藏所ヲ設クヘシ但其貯藏所ニシテ不適當ト認ムル場合ハ改造セシムルコトアルヘシ

第七條 火爐煙筒ハ毎月一回以上掃除ヲナシ且危險ノ虞ナキ様注意スヘシ

第八條 左ノ各項ニ係ルモノハ三日以内ニ所轄警察署又ハ警察分署ニ届出スヘシ

但現在ノ儘使用ノ爲メ賣渡又ハ讓渡タルトキハ買受人又ハ讓受人連署スヘシ

一 火業場ヲ撤去シ又ハ賣渡シ讓渡シタルトキ

二 轉居、改氏名又ハ廢業シタルトキ

第九條 警察官吏ハ臨時火業場ヲ検査スルコトアルヘシ若シ検査ノ際危險ノ虞アリト認ムルトキハ直ニ改修ヲ命シ又ハ其一部若ハ全部ノ使用ヲ停止スルコトアルヘシ

第十條 營業者ハ正當ノ理事ナクシテ前條ノ検査ヲ拒ムコトヲ得ス

第十一條 第二條、第五條、第六條、第八條、第十條ニ違反シ又ハ第七條ニ違背督促ニ從ハサル者又ハ第九條ノ命令ニ從ハサル者ハ刑法第四百二十五條第五項ニ依リ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

石油置場及貯藏場取締規則 (明治卅六年五月一日 長崎縣令第一七〇號)

第一條 本則ニ於テ置場ト稱スルハ石油卸賣業者ノ石油ヲ藏置スル所ヲ云ヒ貯藏場ト稱スルハ置場ノ外石油ヲ藏置スル所ヲ云フ

第二條 石油ハ置場又ハ貯藏場ニアラサレハ處置スルコトヲ得ス但シ家屋其他倉庫内安全ノ場所ニ限リ二十五箱(一箱二罐ヲ云フ以下倣之)以下及卸商ニシテ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケタル場所ニ百箱以下ヲ藏置スルコトヲ得ス

第三條 石油置場ハ人家稠密ナル場所ニ藏設セントスルモノハ左ノ各號ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ出願許可ヲ受クヘシ其ノ改造又ハ變更ヲ要スルトキ亦同シ

一 位置及四隣人家ノ距離

二 構造仕様書

三 一、二號ノ模様ヲ見ルニ足ルヘキ圖面

第六條 石油置場ハ左ノ制限ニ從ヒ構造スヘシ

一 建物ハ石造煉瓦石造又ハ土藏造ニシテ其ノ天井裏ニ厚サ一寸以上ノ漆喰ヲ施スヘシ但五十箱以下ノ石油ヲ藏置スル置場ニ限リ木造ニ爲スコトヲ得

二 置場ニ燃質物ヲ用ヒタルトキハ室ノ内外共金屬其他ノ不燃質物ヲ以テ覆蓋スヘシ

第七條 石油貯藏場ハ左ノ制限ニ從ヒ構造スヘシ

一 建物ハ石造煉化石造トシ其屋根ハ瓦石板又ハ亞鉛板等ニナシ屋内ニ燃質物ヲ使用シタルトキハ總テ金屬ヲ以テ覆蓋スヘシ

二 屋内ノ地盤ハ石煉瓦石又ハ煉砂利土等ヲ以テ敷設シ石油ノ流出若ハ滲透セサル裝置ヲ爲スヘシ

三 構内ハ敷地ノ境界ヨリ建物迄ノ間三間以上ノ空地ヲ存シ境界ニハ高サ六尺以上ノ障塀又ハ柵欄ヲ設クヘシ但市内ニ在テハ高サ六尺以上ノ防火塀ヲ築造スヘシ

第八條 石油置場及貯藏場毀損シタルトキハ速ニ修理ヲ加フヘシ

第九條 石油置場及貯藏場、新設改造、變更、修繕、落成シタルトキハ所轄警察官署ニ申告シ検査ヲ受クヘシ其ノ検査ヲ受クヘシ其ノ検査ヲ受ケサルモノハ使用スルコトヲ得ス

第十條 免許ヲ得タル後正當ノ事由ナクシテ三ヶ月以内ニ建設ニ著手セサルトキハ免許ノ効ヲ失フヘシ

第十一條 石油置場及貯藏場ハ見易キ場所ニ標札ヲ掲出スヘシ

第十二條 石油置場及貯藏場内ニ於テハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一 日没ヨリ日出迄ノ間石油ヲ出入スヘカラス

二 防圍アル火燭ノ外一切火氣ヲ取扱ヲ可カラス

三 警察官署ノ許可ヲ得スシテ他ノ物品ヲ併藏スヘカラス

第十三條 左ノ各號ニ係ルモノハ十日以内ニ所轄警察官署ニ申告スヘシ

一 置場及貯藏物ヲ賣買讓受シタルトキハ双方連署ヲ要ス

二 轉居改氏名又ハ死亡シタルトキ死亡ノ場合ハ相續人ヨリ申告スヘシ

三 廢場シタルトキ

第十四條 警察官署ハ時時警察官ヲ派シ石油置場及貯藏場ヲ監査スルコトアルヘシ

第十五條 第二條、第三條、第九條、第十一條、第十二條、第十三條ニ違背シ又ハ第八條ノ修理ヲ怠

リ官署ノ督促ヲ受ケ之ニ應セサルモノ若ハ第十條ノ監査ヲ拒ミタルモノハ一日以上十日以下ノ拘留

又ハ十錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第十六條 石油場及貯藏場ニシテ土地ノ狀況ニ依リ又ハ特種ノ構造ニ係ルモノハ本則ノ建設位置及構

造制限ヲ斟酌スルコトアルヘシ

附 則

第十七條 從來ノ石油貯藏場ニシテ本則ニ抵觸スルモノハ明治三十三年十二月三十一日迄ニ本則ニ依

リ改修スヘシ

氷雪營業取締規則施行細則

(明治三十四年七月二日
長崎縣令第四五號)

第一條 氷雪營業取締規則第二條ニ及リ氷雪ヲ採取又ハ製造シテ販賣セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ

所轄警察官署ヲ經テ知事ニ願出ツヘシ

一 採取場又ハ製造場ノ位置、構造、坪數、仕様書及其平面圖並ニ附近ノ地況ヲ描記シタル圖面

二 採取又ハ製造ニ係ルモノハ其ノ方法及器械ノ種類名稱並ニ之レニ使用スル藥品

三 用水ノ位置並ニ導水ノ構造仕様書

既ニ認可ヲ受ケタル後其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第二條 採取場ハ土質善良ニシテ第三條第一號ニ抵觸セサル箇所タルヘシ

第三條 製造場ノ位置ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 墓地火葬場、又ハ傳染病院、隔離病舎消毒所、屠畜場、剥皮所、化製所、製革所其ノ他不潔物

置場ヲ距ル六十間以上ノ地タルコト

二 地盤ハ不滲透質ノモノヲ以テ築造シ適當ノ勾配ヲ附シ殘水排泄ニ便ナラシムルコト

三 周圍ハ石煉化石又ハ厚板ノ類ヲ以テ築造シ天井ハ塵芥ヲ防クヘキ適當ノ裝置ヲ爲スコト

四 導水器ハ無害金屬、煉化石陶器又ハ堅牢ナル材木ノ類ヲ用フルコト

第四條 貯藏場ヲ設ケントスルモノハ位置構造仕様書並其ノ平面圖ヲ添へ所轄警察官署ヲ經由シ知事

ニ願出ツヘシ

第五條 貯藏場ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 清潔ノ土地ニシテ附近ニ衛生上有害ノ物ナキ地タルコト

二 周圍及地盤ハ石煉化石又ハ厚板ノ類ヲ以テ築造スルコト

第六條 製造場及貯藏場新設又ハ變更ノ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出検査ヲ

受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

第七條 氷雪卸賣營業ヲ爲サントスル者ハ其ノ申請書ニ採取又ハ製造營業者ノ住所氏名ヲ附記スヘシ

第八條 請賣營業ヲナサムトスル者ハ採取營業者、製造營業者、卸賣營業者ノ氏名及其ノ營業所又ハ露店行商ノ區別ヲ記シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
 露店又ハ行商ヲ爲サムトスル者ハ所轄警察官署ニ左ノ木札ヲ差出シ記號檢印ヲ受ケ携帯スヘシ其ノ家族又ハ雇人ヲシテ之ヲ爲サシムルトキ亦同シ

木製

八寸

何警第	號
水雪露店(行商)ノ證	號
本人氏名	
裏	
明治	年 月 日
日署印	

第九條 水雪營業者水雪ヲ貯藏シタルトキハ其ノ數量ヲ記シ所轄警察官署ニ届出檢査ヲ受クヘシ

第十條 他管下ヨリ水雪ヲ輸入セムトスルトキハ其ノ產地、數量、採取營業者又ハ製造營業者ノ住所、氏名貯藏場竝ニ當該官廳ノ認可書寫ヲ添ヘ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出ツヘシ

第十一條 一旦認可ヲ與ヘタル後衛生上障害アリト認ムル事實ノ生シタルトキハ採取場製造場ノ使用停止又ハ禁止ヲ命スルコトアルヘシ

第十二條 左ノ場合ニ於テハ十日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出ツヘシ

但第一號ノ場合ニ於テハ双方連署シ第三號死亡ノ場合ニ於テハ相續人ヨリ届出ヲ要ス

一 採取場又ハ製造場ヲ賣讓與貸借シタルトキ

二 轉居又ハ改氏名ヲナシタルトキ

三 死亡、廢業又ハ休業シタルトキ

第十三條ノ一 第一條第二項、第四條、第六條又ハ第九條ニ違背シタルモノハ十日以下ノ拘留又ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第十三條ノ二 第八條、第十條又ハ第十二條ニ背シタルモノハ十圓以下ノ科料ニ處ス

附 則

第十四條 從來認可ヲ受ケタル水雪營業者ニシテ其ノ採取場又ハ貯藏場又ハ製造場ノ構造位置本則ニ適合セサルモノハ明治三十四年十一月三十日迄ニ改造スルニアラサレハ認可ノ効ヲ失フモノトス

水雪營業取締規則施行細則取扱手續 (明治三十四年七月八日 警甲第三二號)

第一條 細則第一條ノ水雪營業願出ヲ受ケタルトキハ細則第三條ノ一號ニ牴觸ノ有無ヲ調査シ意見ヲ

附シ進達スヘシ

第二條 細則第四條ノ貯藏場設置願出ヲ受ケタルトキハ細則第五條一號ニ牴觸ノ有無ヲ調査シ意見ヲ

附シ進達スヘシ

第三條 細則第六條ノ工事落成届出ヲ受ケタルトキハ細則第三條二號、三號、第四號又ハ第五條二號ニ

牴觸ノ有無ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ

第四條 細則第七條ノ卸賣營業願出ヲ受ケタルトキハ其ノ採取先又ハ製造先ヲ調査シ進達スヘシ

長 縣 縣

第五條 採收營業者、製造營業者又ハ卸賣營業者ニ於テ自ラ小賣ヲ爲サムトスルトキハ細則第八條ニ依リ届出シムヘシ

第六條 採收場、製造場、貯藏場、販賣所等ニハ時時臨檢ヲナシ衛生上有害ト認ムル事實アリタルトキハ速ニ報告スヘシ

第七條 警察署、警察分署ニ於テハ氷雪營業者ヲ規定ノ營業臺帳ニ登記シ其採取場、製造場、貯藏場、販賣所等必要ノ事項ニ備考欄ニ記入スヘシ

清涼飲料水取締規則施行細則

(明治三十三年十月一日)
(長崎縣令第五七七號)

第一條 清涼飲料水營業取締規則第二條ニ據リ申請ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ニ具シ所轄警察官署ヲ經テ差出スヘシ

但シ其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 製造所ノ地名番地構造仕様書其ノ平面圖並近傍ノ略圖

二 製造品名

三 機械ノ種類圖面構造ノ大要ヲ記シタル仕様書並使用ノ最大壓力、但機械中壓力ヲ受クル部分ハ其ノ構造ヲ詳記シタル仕様書及圖面

四 原料品名其ノ配合藥品ノ分量書

五 用水採取地ノ地名番地

六 落成期日

製造機械ノ構造ニ據リ一定ノ製造所ヲ要セサルモノハ前項第一號第六號ノ事項ヲ要セス

第二條 本則第一條ノ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ヲ經テ知事ハ届出檢査ヲ受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

第三條 製造機械ノ壓力ヲ受クル局部及瓶詰ヲ爲ス機械ノ局部ハ適當ナル危險豫防ノ裝置ヲ爲シ混合器ニハ安全瓣及壓力計ヲ備フヘシ

第四條 炭酸含有ノ清涼飲料水製造ヲ要スル炭酸瓦斯ハ適當ナル除害液ヲ貯ヘタル二個以上ノ器中ヲ通過セシムルヘシ

但精製シタル炭酸瓦斯ヲ使用スルモノハ此限リニアラス

第五條 請賣行商營業ヲ爲サムトスルモノハ販賣品名、住所、氏名及營業ノ場所ヲ記シ所轄警察官署ヘ届出免許鑑札ノ下付ヲ受ケ行商中ハ必ス携帯スヘシ

第六條 製造所ノ位置構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ
一 製造所ノ周圍ハ石、煉瓦、厚板ノ類ヲ以テ築造シ其ノ天井ハ塵芥ヲ防止スヘキ適當ノ裝置ヲ爲スコト

二 製造所地盤並排水溜ハ適當ノ勾配ヲ附シ不滲透質ノモノ(石、煉瓦セメント漆喰等)ヲ以テ築造スルコト

三 製造所ハ光線及空氣ノ流通ヲ良クスル裝置ヲ爲スコト

第七條 製造所ノ破損スルモ修理セサルモノハ期日ヲ定メ修理ヲ命スルコトアルヘシ

第八條 製造者ハ毎年製造發賣前製造品(清潔ナル瓶詰トナシ五合)ヲ添ヘ所轄警察官署ヲ經テ當廳

ノ検査ヲ受クヘシ

第九條 清涼飲料水ノ調製若クハ小分ヲ爲サシムルモノノ住所、氏名、年齢ヲ記シ醫師ノ健康證明書ヲ添ヘ就業前所轄警察官署ヘ届出ヘシ其ノ異動アリタルトキ又ハ營業者自ラ爲ストキ亦同シ

第十條 左ノ場合ニ於テハ十日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出ヘシ

但死亡シタルトキハ相續人又ハ管理人ヨリ届出ツヘシ

一 製造所ヲ賣買讓與シタルトキ

但本號ノ場合ハ双方連署ヲ要ス

二 管理人タルトキ

三 轉居改氏名ヲ爲シタルトキ

四 死亡廢業又ハ休業シタルトキ

第十一條 製造者ハ其ノ製造品毎ニ製造販賣高及販賣先ヲ請賣人ニアリテハ其買入先年月日數量ヲ帳簿ニ記載シ置クヘシ

第十二條ノ一 清涼飲料水ニ無害性「テール」色素ヲ使用セムトスルトキ又ハ無害性「テール」色素ヲ含有スル清涼料水ヲ輸入シテ販賣セントスルトキハ其ノ色素ノ種類ヲ詳記シ且之ニ色素ノ見本品ヲ添ヘ所轄警察官署ニ經テ知事ニ願出スヘシ

第十二條ノ二 清涼飲料水營業取締規則第六條第一項但書ノ許可ヲ受ケントスルモノハ其ノ清涼飲料水ノ容器ノ種類及製造販賣ノ方法ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ知事ヲ願出スヘシ

第十三條 製造者ハ一年中ノ製造高ヲ翌年一月末日迄ニ所轄警察官署ヲ經テ知事ヲ届出スヘシ

第十四條ノ一 第一條但書、第二條、第四條、第八條若クハ第十二條ノ一ニ違背シタル者又ハ第七條ニ依リ命セラレタル修理ヲ爲ササルモノハ十日以下ノ拘留又ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第十四條ノ二 第三條、第五條、第九條乃至第十一條又ハ第十三條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

附 則

第十五條 本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

第十六條 本則施行前免許ヲ得タル「ラムネ」營業者ハ明治三十三年十一月一日迄ニ本則第一條ニ依リ更ニ申請スルニアラサレハ免許ノ効ヲ失フモノトス

銃砲火藥類取締法同施行規則同施行細則執行規則

(明治四十四年七月十七日
長崎縣令第五十九號)

第一條 銃砲火藥類取締法、同施行規則同施行細則又ハ本則ニ依リ當應ヲ經由シ又ハ當應ニ提出スル申請書及届書ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第二條 銃砲火藥類取締法施行規則第二十二條第二項ニ依リ認可申請ハ同條第一項各號ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ十日以内ニ之レヲ爲スヘシ

第三條 銃砲火藥類取締法施行規則第二十五條ニ依リ許可申請書ニハ火藥類ノ種類、數量、所持ノ事由、用途使用ノ日時及場所ヲ記載スヘシ

第四條 銃砲火藥類取締法施行規則第三十二條ノ許可申請書ニハ同施行細則第三十一條ニ規定セル事項ノ外敷地ノ面積及落成期限ヲ記載シ左ノ圖面ヲ添付スヘシ但シ増築、改築、修繕、模様替ノ場合

ニ於テハ關係ナキ事項及圖面ヲ省略スルコトヲ得

一 附近ノ略圖

二 敷地内建造物ノ配置圖

三 建造物平面圖(縮尺百分ノ一)

四 建造物横斷面圖(縮尺五十分ノ一)

第五條 銃砲火藥類製造場及火藥類貯藏所ノ新設、増築、改築、修繕又ハ模様替ノ許可ヲ受ケ正當ノ理由ナクシテ六箇月以内ニ工事ニ着手セス又ハ落成期限ヲ經過シ竣工セサルトキハ其ノ許可ヲ取消ス
コトアルヘシ

第六條 銃砲火藥類製造營業者ハ其ノ製造修繕、改造、變形、修理シタル銃砲火藥類ノ種類、數量、年月日並其ノ使用スル職工其ノ他勞働者ノ住所、氏名、年月日雇傭解雇若ハ死亡年月日其ノ他必要ナル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ
前項ノ規定ハ仕込刀劍、其ノ他變裝シタル戎器製造營業者ニ之ヲ準用ス

第七條 銃砲火藥類製造營業者若ハ販賣營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ十日以内ニ當廳ニ届出ヘシ但シ第四號ノ事項ハ相續人ヨリ之ヲ届出ツヘシ

一 住所、氏名ニ異動ヲ生シタルトキ

二 管理人ヲ定メ若ハ之ヲ變更シ又ハ其ノ住所、氏名ニ異動ヲ生シタルトキ

三 廢業シタルトキ

四 死亡シタルトキ

五 作業所若ハ貯藏所ノ滅失シタルトキ

六 一ヶ月以上營業ヲ休止セムトスルトキ

第八條 銃砲火藥類取締法施行規則第三十九條ノ許可申請書ニハ其ノ種類、數量、授受ノ目的及其ノ年月日又ハ運搬ノ方法通路及其ノ年月日又ハ携帯ノ目的及其ノ期間ヲ記載スヘシ

第九條 緩燃導火線作業所ハ其ノ外壁ヨリ左ノ距離ヲ保有スヘシ
一 社寺、學校、公園、電氣、瓦斯若ハ石油工場、電力若ハ火力ヲ使用スル工場、發火質物件ヲ蓄積スル場所へ二十間以上

二 宅地、電線、瓦斯ノ傳導管火ヲ取扱フ場所、燃焼物ヲ蓄積スル場所へ十間以上

第十條 火藥類取扱免狀ノ交付ヲ受ケムカ爲當廳ニ提出スヘキ申請書ニハ免狀ノ種類ヲ記載シ戶籍抄本、履歷書及資格ヲ證明スヘキ書類ヲ添付スヘシ

火藥類取扱免狀ヲ毀損、亡失又ハ免狀記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ記載シ五日以内ニ免狀ノ再交付又ハ書換ヲ申請スヘシ

第十一條 火藥類取扱人ニシテ他管内ニ移轉セムトスルトキハ當廳ニ届出ヘシ
火藥類取扱人ニシテ死亡シタルトキハ相續人ハ十日以内ニ免狀ヲ返納スヘシ

第十二條 火藥類取扱免狀ヲ有スル者法令ニ違反シ又ハ安寧秩序ヲ害シ其ノ他取締上必要アリト認めルトキハ免狀ヲ返納セシムルコトアルヘシ

第十三條 職務又ハ銃砲ニ關スル營業ノ爲ニスルニアラスシテ軍用銃砲、拳銃、短銃、仕込銃、仕込刀劍其ノ他變裝シタル戎器ヲ所有スル者左記各號ノ一ニ該當スルトキハ十日以内ニ所轄警察官署ニ

届出ツヘシ但シ第二號ノ場合ニ於テ新住所地カ警察官署ノ管轄地域内ニ係ルトキハ新舊兩地ノ所轄警察官署ニ届出ツルヲ要ス

一 氏名ニ異動ヲ生シタルトキ

二 住所ヲ移轉シタルトキ

三 本縣内ニ新ニ住所ヲ設定シタルトキ

第十四條 銃砲火藥類取締法施行細則第七條及本則第六條ニ依リ調製スヘキ帳簿ハ別記第一號乃至第四號様式ニ依ルヘシ

前項ノ帳簿ハ使用前所轄警察官署ノ檢印ヲ受クヘシ

第十五條 銃砲火藥類取締法施行細則第八條ニ依ル届書ハ別記第五號及第六號ノ様式ニ依ルヘシ

第十六條 銃砲火藥類取締法施行細則第二十三條又ハ第二十四條ニ氏ル届書ニハ物件ノ種類、數量、取得又ハ廢棄ノ事由及其ノ年月日ヲ記載スヘシ

第十七條 銃砲火藥類取締法施行細則第三十七條ニ依ル許可申請書ニハ火藥類ノ種類、數量、日時、場所及從業者ノ住所、氏名及生年月日ヲ記載スヘシ

第十八條 火藥類ヲ消費スル鑛業者又ハ一年以上ニ亘リ火藥類ヲ消費スル工事ヲ爲ス者ハ火藥類係員ヲ置キ其ノ授受及取締等ニ關スル事項ヲ掌ラシムヘシ

火藥類係員ヲ署キタルトキハ十日以内ニ其ノ本籍、住所、氏名及生年月日ヲ所轄警察官署ニ届出ツヘシ其ノ異動アリタルトキ亦同シ

火藥類係員ニシテ法令ニ違反シ若ハ公安ヲ害スル虞アルトキ又ハ不適當ト認ムルトキハ所轄警察官署ハ其ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十九條 火藥類消費者又ハ火藥類係員ハ毎日一日間ノ使用見積高ヨリ多量ノ火藥類ヲ請負人使用人職工其ノ他ノ勞務者ニ交付スルコトヲ得ス

第二十條 前條ニ依リ火藥類ノ交付ヲ受ケタル請負人、使用人、職工其ノ他ノ勞務者ハ火藥類ヲ使用シタル後殘餘アルトキハ即日之ヲ消費者又ハ火藥類係員ニ還付スヘシ

第二十一條 第十八條ニ規定スル鑛業者又ハ火藥類消費者ハ火藥類取扱方ニ關スル規定ヲ設ケ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ規定ハ請負人、使用人、職工又ハ其ノ他ノ勞務者ニ之レヲ周知セシムヘシ

第二十二條 銃砲火藥類取締法施行細則第五十一條ノ耐熱試驗施行申請書ニハ試驗ヲ爲スヘキ火藥類ノ種類、數量ヲ記載スヘシ

第二十三條 本則第六條、第七條、第十條第二項、第十一條、第十三條、第十八條第一項及第二項第十九條、第二十條及第二十一條ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

銃砲火藥類取締法施行規則第三項ノ火藥類貯藏所改造期間ハ明治四十五年十二月末日マテトス
本則施行ノ際現ニ軍用銃砲、拳銃、短銃、仕込銃、仕込刀劍其ノ他變裝シタル戎器ヲ所有スル者ハ其ノ種類、數量(檢印番號アルモノハ其ノ檢印、番號ヲ記載シ)ヲ本則施行ノ日ヨリ二十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

新 潟 縣

煙筒取締規則

(明治四十三年九月廿三日)
(新潟縣令第五十九號)

第一條 煙筒ヲ建設セムトスルモノハ左記各號ヲ具シ所轄警察署ノ認可ヲ受クヘシ其ノ改造若クハ變更セムトスルトキ亦同シ但シ炊爨其他家事用ノ爲メニ建設スルモノハ此限リニアラス(大正四年九月十七日但書改正)

- 一 建設場所
- 二 使用ノ目的竝ニ燃料ノ種類
- 三 煙筒構造ノ大要竝ニ其ノ高サニ等シキ周圍ニ於ケル他ノ建造物トノ關係ヲ表示シタル圖面
- 四 煙筒地平上ノ高サ、口徑、底部ノ寸法、煉瓦又ハ石若ハ金屬板ノ厚サ掃除口ノ構造、基礎(地杭ノ種類、寸法個數及其心距、コンクリートノ調合厚サ竝ニ面積)等支線ノ種類、個數大サ及取付方法
- 五 避雷針頭尖ノ形狀大サ、導線ノ種類大サ、地中銅板ノ廣サ及埋設方法竝ニ頭尖導線ノ銅板ニ於ケル接續方法
- 六 落成期日

製造工場以外ニ建設スルモノニ在リテハ前項第四號及第五號ヲ具スルヲ要セス(大正四年九月十七日追加)

第二條 煙筒ハ左ノ制限ニ從フヘシ但土地ノ狀況使用ノ目的其ノ他燃料ノ種類ニ依リ其ノ制限ニ斟酌

ヲ加フルコトアルヘシ

- 一 煙筒ノ構造ハ不燃質物ヲ用ヒ其ノ高サハ左ノ區別ニ據ルコト
 - 甲 汽罐ヲ使用シ又ハ有害瓦斯ヲ發散スル製造工場ニ建設スルモノハ建設位置ヲ距ル十五間以内ノ最高地點ヨリ六十尺以上
 - 乙 其ノ他ノ製造工場ニ建設スルモノハ建設位置ヲ距ル十間以内ノ最高地點ヨリ三十尺以上
 - 丙 其ノ他ノ場所ニ建設スルモノニシテ屋上ヲ貫通スルモノハ其ノ貫通箇所ヨリ三尺以上、壁外ニ出ス物ハ其ノ建物ノ屋簷ヨリ三尺以上地上ニ設クルモノハ其ノ建設位置ヲ距ル六間以内ノ最高地點ヨリ二十尺以上
- 二 煙筒ノ位置ハ他人ノ建造物ニ對シ其高サ以上ノ距離ヲ存スルコト
- 三 煙筒ノ位置ヨリ其高サニ等シキ範圍ニ在ル建造物ハ不燃質ヲ以テ葺修シ煙筒ノ燃質造營物ヲ貫通スル箇所ハ不燃質ノ支持物ヲ設ケ且ツ之ヲ壁外ニ出スモノハ屋簷ヨリ一尺以上ノ距離ヲ存セシムルコト
- 四 煙筒ノ高五十尺以上ノモノハ避雷針ヲ裝置スル事(大正四年九月十七日但書追加)但シ地中板ヲ埋沒セムトスルトキハ所轄警察官署ニ届出テ其立會ヲ求ムヘシ
- 第三條 有臭若ハ有害瓦斯ヲ發散スル煙筒ハ人家ノ稠密ノ場所ニ建設スルコトヲ得ス
- 第四條 土地ノ狀況使用ノ目的其ノ他燃料ノ種類等ニ依リ公安風致若ハ衛生上ニ障害アリト認ムル煙筒ハ本則ニ規定スルモノノ外更ニ制限ヲ加ヘ又ハ既ニ與ヘタル認可ヲ取消シ若ハ使用ノ停止構造設備ノ變更及改修ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 煙筒ハ所轄警察官署ノ検査ヲ受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

第六條 煙筒ハ左ノ區別ニ依リ掃除ヲナスヘシ其ノ掃除ノ日時ハ豫メ之ヲ定メ所轄警察官署ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

- 一 石炭若クハ重油ヲ使用スルモノハ毎月一回以上
- 二 薪材ヲ使用スルモノハ二ヶ月毎ニ一回以上

警察官吏ハ必要ト認ムルトキハ前項ノ外臨時掃除ヲ指示スルコトアルヘシ

第七條 左ノ事實アリタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但第二號ノ場合ハ買受若クハ讓受者ノ連署第三號ノ場合ハ新使用者ノ連署ヲ要ス

- 一 相續ニ依リ煙筒ヲ使用セルトキ
- 二 煙筒ヲ賣買讓渡セルトキ
- 三 煙筒使用者ヲ變更セルトキ
- 四 使用ノ目的若クハ燃料ノ種類ヲ變更セルトキ
- 五 煙筒ノ使用ヲ廢止セルトキ

第七條ノ二 炊爨其他家事用煙筒ニ對シテハ第二條第一號ノ丙及第三號並ニ第三條、第四條、第六條及

第八條第三號、第四號ノ罰則ヲ適用ス(大正四年九月十七日追加)

第八條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處ス

- 一 認可ヲ受ケスシテ煙筒ヲ建設シ若クハ其ノ構造設備ヲ變更シタルモノ
- 二 検査ヲ受ケス又ハ使用ノ停止ヲ命セラレタル煙筒ヲ使用シタルモノ

- 三 構造設備ノ變更若クハ改修ノ命ニ從ハサルモノ
- 四 煙筒ノ掃除ヲ怠リ警察官吏ノ督促ヲ受クルモ仍ホ之ヲ履行セス若クハ其ノ臨時掃除ノ指示ニ從ハサルモノ
- 五 第七條ノ届ヲ怠リタルモノ

第九條 本則ニ規定シタル罰則ハ煙筒使用者カ無能力者ナルトキハ之ヲ其ノ法定代理人ニ法人ナルトキハ之ヲ其ノ代表者ニ適用ス

附 則

第十條 本則ハ既設煙筒ニモ亦之ヲ適用ス
 既設ノ煙筒ニシテ既ニ許可ヲ受ケタルモノト雖モ本則施行ノ日ヨリ一ケ年以内ニ更ニ所轄警察官署ノ検査ヲ受ク可シ其ノ検査ノ結果本則ノ規定ニ適合セサルモノハ許可ノ効力ヲ失フ
 從來許可ヲ要セス現ニ建設シアル煙筒ハ本則施行ノ日ヨリ一ケ月以内ニ本則第一條ノ認可ヲ受ク可シ

煙筒取締規則執行心得

(明治四十三年九月廿三日)
 (新潟縣訓第五四三號)

煙筒取締規則執行心得左ノ通相定ム

煙筒取締規則執行心得

- 第一條 煙筒建設届ヲ受理シタルトキハ左記各號ヲ調査シテ認否スヘシ
- 一 規則第一條ニ依ル具備事項ノ整否

- 二 規則第二條ノ制限ニ適合スルヤ否

- 三 煙筒建設地ヨリ百二十間以内ニ在ル兵營、學校、病院、危險物ノ製造場若ハ貯藏所等ニ對スル障害ノ有無

- 四 其ノ他公安、衛生並ニ風致上支障ノ有無

第二條 建設セントスル煙筒ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ前條ノ調査事項並ニ認否意見書ヲ具シ警察部長ニ稟議スヘシ

- 一 規則第二條第一項甲種ニ屬スルモノ

- 二 (削除)

- 三 (削除)

- 四 煙筒ノ高サノ一倍半ニ均シキ距離内ニ特別高壓又ハ高壓電線路アルモノ

第三條 左記各號ノ一ニ該當スルモノニシテ支障ナシト認ムルトキハ規則第二條ノ制限ニ斟酌ヲ加フルコトヲ得其ノ斟酌ヲ加ヘントスルトキハ事情ヲ具シ警察部長ニ稟議スヘシ

- 一 山林原野其ノ他人家ナク且ツ將來人家建設ノ見込ナキ地ニ建設スルモノ

- 二 地勢ノ狀況ニ依リ規則第二條ノ制限ニ據リ難シト認ムルモノ

- 三 煙道ノ設ケナキモノ

- 四 製糸場等ニシテ數個ノ小煙筒ヲ建設スルモノ

- 五 小規模ノ製造場工場ニ建設スルモノ

- 六 炊爨、浴場其ノ他之ニ類スル目的ニ使用スルモノ

七 普通、薪材ヲ燃料ニ供スルモノ

第四條 煙筒ノ検査ニ關シ必要アリト認ムルトキハ本廳技術員ノ派遣ヲ請求スルコトヲ得

第五條 煙筒ノ修理ヲ命スルノ外規則第四條ノ處分ヲナスノ必要ヲ認メタルトキハ其ノ狀ヲ具シ警察

部長ニ稟議スヘシ

第六條 所轄警察官署ハ別紙様式ニ依リ煙筒基帳ヲ備ヘ異動ノ都度整理スヘシ

桐油製造取締規則

(明治四十四年十二月十五日)
(新潟縣令第六十七號)

第一條 桐油製造トハ在油ヲ使用シ桐油ヲ製造スル營業ヲ謂フ

第二條 桐油製造ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ第二號以下ヲ變

更セムトスルトキ亦同シ

一 本籍、住所、氏名、生年月日、但法人ニ在テハ其ノ設立年月日會社名定款並ニ代表者ノ住所、氏名

二 製造及乾燥方法

三 製造所貯藏所ノ位置及周圍二町以內ノ平面圖

四 製造所及貯藏所ノ構造

五 貯藏方法

相續ニ依リ前項ノ營業ヲ繼續セムトスル場合ハ其ノ旨所轄警察官署ヘ届出ツルヲ以テ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

本條ノ願書ハ營業能力ナキ者ニ在テハ法定代理人準禁治產者ニ在テハ保佐人妻ニ在テハ夫ノ連署ヲ

要ス

第三條 貯藏所ハ耐火構造ニアラサルモノハ人家其他ノ建造物ヨリ六十間以上ノ距離ヲ有スルヲ要ス

第四條 乾燥不充分ノ桐油ハ貯藏スルコトヲ得ス

第五條 營業者左ノ場合ニ於テハ五日以內ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但營業者ノ死亡並ニ所在不明

ノ場合ハ戶主又ハ同居者ヨリ届出ツヘシ

一 法人ノ解散營業者ノ死亡若ハ所在不明トナリタルトキ

二 廢業シタルトキ

三 法定代理人ヲ變更シタルトキ

第六條 警察官署ニ於テ公安上危險アリト認ムル場合ハ許可ヲ取消シ又ハ貯藏所ノ移轉ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 桐油販賣業者ニシテ一時ニ五百枚以上ヲ貯藏スル者ニハ第三條第四條及第六條後段ヲ適用ス

第八條 左記各號ノ一ニ該當スルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 許可ヲ受ケスシテ營業ヲ爲シ又ハ第二條第二號以下ノ變更ヲ爲シタル者

二 第四條、第五條ニ違背シタル者

三 第六條移轉ノ命ニ從ハサル者

第九條 營業者無能力ナルトキハ此ノ罰則ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス

營業者ハ戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ其ノ行爲自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ハ之レヲ法人ニ適用ス
法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第十條 從來ノ營業者ハ明治四十五年六月三十日マテニ本則第二條ノ許可ヲ受クヘシ

煙火緩燃導火線取締規則

(明治四十四年十二月廿二日)
(新潟縣令第七十四號)

煙火緩燃導火線取締規則左ノ通り相定ム

煙火緩燃導火線取締規則

- 第一條 本則ノ規定ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ總テ所轄警察官署ヲ經由スヘシ
- 第二條 煙火ハ火藥類貯藏所若ハ本則ニ依リ設備シタル煙火貯藏方ニ緩燃導火線ハ安全ナル場所ニ之ヲ貯藏スルヲ要ス但警察官署ニ於テ其數量ヲ制限シ又ハ取締上必要ナル事項ヲ命スルコトアルヘシ
- 第三條 煙火貯藏所ノ新設ハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ其増築、改築、修繕又ハ模様替ヘノ工事ヲ爲ストキ亦同シ
 - 一 敷地坪數並敷地ノ周圍一町以内ノ地物ヲ表示シタル圖面
 - 二 建造物ノ構造仕様書及其平面圖
 - 三 貯藏スヘキ煙火ノ最大數量
 - 四 工事落成期日

知事ニ於テ調査上必要ト認ムルトキハ其項以外ノ書類又ハ圖面ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ
工事竣リタル煙火貯藏所ハ警察官ノ検査ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第四條 煙火貯藏所ノ設備ハ左ノ各號ノ制限ニ從フヘシ

- 一 平屋建ニシテ耐火構造ト爲シ其外壁ノ周圍一問以上ノ空地ヲ保有スルコト
- 二 屋根ノ外面ハ輕量ナル不燃質物ヲ用キ屋根裏又ハ天井ハ内部ヨリ壓力ヲ加フルトキハ容易ニ屋蓋ヲ昂起シ得ヘキ構造トナスコト
- 三 扉ニハ防火設備ヲ爲シ床ハ密ニ張詰メ鐵類ヲ露ハサ、ルコト
- 四 境界ニハ適當ナル圍牆ヲ設ケ且見易キ場所ニ警戒札ヲ建ツルコト

第五條 煙火緩燃導火線ハ安全ナル容器ニ收納スルニアラサレハ貯藏携帯若ハ運搬スルコトヲ得ス

第六條 煙火打揚ヲ爲サムトスル者ハ煙火ノ種類、數量、打揚事由、日時場所及打揚ニ從事スヘキ者ノ住所、氏名、生年月日並危險豫防ニ關スル設備方法ヲ具シ打揚地所所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ
第七條 警察官署ニ於テ天候其他ノ原因ニ依リ危險ト認メタルトキ又ハ公安風俗ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキハ許可シタル打揚ヲ停止シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第八條 煙火貯藏所ヲ廢止シタルトキハ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ
第九條 煙火又ハ緩燃導火線製造業者ハ第一號及第二號様式ノ帳簿ヲ備ヘ原料及製品ノ授受並原料消費ノ都度所定ノ事項ヲ明記スヘシ

第十條 煙火又ハ緩燃導線販賣業ハ第三號様式ノ帳簿ヲ備ヘ製品ノ授受ノ都度所定ノ事項ヲ明記スヘシ
左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

- 一 第二條、第三條第三項、第五條、第八條、第九條ニ違背シタルモノ
- 二 第三條第一項ノ許可ヲ受ケスシテ工事ニ著手シタル者
- 三 第六條ノ許可ヲ受ケスシテ打揚ヲ爲シタル者
- 四 第七條ノ停止ノ命ニ従ハサル者

附 則

第十一條 本則施行前ニ於テ許可ヲ得タル煙火貯藏所ノ位置構造又ハ設備ニシテ本則ノ制限ニ適合セサルモノハ本則施行ノ日ヨリ一ケ年以内ニ改造スヘシ

第十二條 本則施行ノ際現ニ緩燃導火線ノ製造並販賣營業ヲナシ其ノ營業ヲ繼續セムトスル者ハ本則施行ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ銃砲火藥類取締法施行細則第二條ノ事項ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ

第十三條 本則ハ發布ノ日ヨリ施行ス

第十四條 導火線、燐寸製造取締規則及縣令第八十六號煙火爆發質玩弄品取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

第一號様式

原料受拂簿 (用紙美濃紙)

譲受又ハ使用年月日	原料品名	買入先住所氏名	買入數量	使用數量	現在數量
	(火藥)	住所 火藥商某	(貫匁)	(貫匁)	(貫匁)
	(鹽酸加里)	住所 藥種商某			

第二號様式

製品受拂簿 (用紙美濃紙)

製造又ハ販賣年月日	種類	製造		販賣		賣渡先住所氏名	現在	
		個數又ハ尺數	重量	個數又ハ尺數	重量		個數又ハ尺數	重量
	(煙火)	(何個)	何貫匁	何個	(何貫匁)	住所氏名	何個	何貫匁
	(導火線)	(何尺)	何貫匁	何個	(何貫匁)		何尺	何貫匁

第三號様式

煙火緩燃導火線販賣簿 (用紙美濃紙)

取引年月日	種類	買入		賣渡		賣渡先住所氏名	現在	
		個數又ハ尺數	重量	個數又ハ尺數	重量		個數又ハ尺數	重量

煙火緩燃導火線取締規則取扱心得

(明治四十五年一月十八日)

第一條 煙火緩燃導火線ハ火藥類中普通火工品ニ屬シ銃砲火藥取締法第十五條第二項同施行規則第十四條第一項及第二項及同施行細則第二十七條ニ依リ之カ適用制限セラルル外ハ一般ニ銃砲火藥類取締法令ノ適用ヲ受クルモノナルヲ以テ煙火緩燃導火線取締規則ニ依ルノ外銃砲火藥類取締法令ノ

規定ニ準シ取扱フヘシ

第二條 第三條ノ規定ニ依ル許可申請書ヲ受理シタルトキハ書類及實地ニ就キ左記事項ヲ調査シ許否ノ意見ヲ附シ進達スヘシ

一 第三條第一項各號ノ事項ヲ具備スルヤ否

二 敷地周圍ノ狀況

三 附近住民ニ於テ故障ヲ唱フルモノナキヤ否

四 其ノ他參考トナルヘキ事項

第三條 煙火貯藏所ノ工事竣リタルトキハ直ニ臨檢シ其ノ構造設備ニ於テ規定ニ牴觸スルナキヤヲ確メ其結果ヲ報告スヘシ

第四條 緩燃導火線ニ於テハ別ニ貯藏所ノ規定ヲ有セサレトモ火氣ヲ取扱フ場所ニ接近セシメサルハ勿論他物ト混同セシメサル様相當區劃ヲ設ケ藏置セシムヘシ

第五條 煙火又ハ緩燃導火線製造業者又ハ販賣業者ハ營業名簿ニ登錄整理スヘシ

燐寸製造取締規則 (明治四十四年十二月廿二日)

(新潟縣令第七十二號)

第一條 燐寸ノ製造營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經由シ知事ノ許可ヲ受クヘシ其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 燐寸ノ種類

二 製造ノ方法、配合藥品及其ノ分量

三 製造所ノ位置構造並設備

四 製造所敷地ノ周圍一町以内ノ地物ヲ表示シタル圖面

五 建造物ノ坪數及其相互ノ距離並原料室、藥品配合、室乾燥室、作業室、製品溜置室等ノ區別ヲ示シタル平面圖

第二條 燐寸製造所ノ設備ハ左ノ各號ノ制限ニ從フヘシ

一 原料室、藥品配合室、乾燥室ハ耐火構造ト爲シ室ノ内面ハ石瓦ベント土砂ノ剝落飛散ヲ防クノ裝置ヲナシ床ハ密ニ張詰メ鐵類ヲ表ハサ、ルコト

二 原料室、藥品配合室、作業室、製品溜置室、火氣使用室等ハ各之ヲ區劃スルコト

第三條 燐寸製造所ニ於テハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

一 製造所内ハ常ニ清潔ヲ保持シ作業上必要ナル物品ノ外藏置セサルコト

二 火氣ハ其ノ使用室以外ニ於テ使用セサルコト

三 製造所内ニ濫リニ他人ヲ出入セシメサルコト

四 製造所内ニ在テハ原料室、藥品配合室、製品溜置室以外ニ於テ特ニ設ケタル喫煙所ニ非サレハ喫煙セサルコト

第四條 黃燐製燐寸製造營業者ハ前條ノ外尙左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

一 製造所ハ耐火構造トナスコト

- 二 乾燥室ハ之ヲ別棟トナシ瓦斯ヲシテ他室ニ飛散セシメサル様適當ナル装置ヲナスコト
- 三 工場内ニ常ニ窓戸ヲ開放シ空氣ノ流通ヲ良好ナラシムルコト
- 四 工場内ニ於テ飲食ナサシメサルコト
- 五 合劑ノ量百分ニ付黃磷十分以上ヲ含有セシメサルコト
- 六 齒牙及齒齦ニ疾患アル者ヲシテ黃磷若ハ其合劑ヲ取扱ハシメサルコト
- 第五條 磷寸ノ製造ヲ廢止シ又ハ製造業者ノ死亡若ハ住所氏名ニ異動ヲ生シタルトキハ十日以内ニ其旨所轄警察官署ヲ經由シ知事ニ届出ツヘシ但死亡ノ場合ハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ届出ヲ要ス
- 第六條 本則ニ違背シ若ハ公安上危害ノ虞アルトキハ知事ニ於テ其ノ製造ヲ停止シ若ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ
- 第七條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス
 - 一 第一條ノ許可ヲ受ケスシテ製造ヲナシタル者
 - 二 第三條、第四條第三號、第四號、第五號、第六號及第五條ニ違背シタル者
 - 三 第六條ノ停止ノ命ニ從ハサル者
- 第八條 製造業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但其業務ニ關シ成年者ト同一能力ヲ有スル未成年者ニ在テハ此ノ限ニ在ラス
- 第九條 製造業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其他從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附 則

- 第十條 本則施行ノ際現ニ磷寸製造ヲナシ之ヲ繼續セムトスル者ハ本則第一條各號ノ事項ヲ具シ本則施行ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ知事ニ届出ツヘシ
- 第十一條 本則施行前ニ於テ許可ヲ得タル磷寸製造所ノ構造設備ニシテ本則ノ制限ニ適合セサルモノハ本則施行ノ日ヨリ一ヶ年以内ニ改造スヘシ
- 第十二條 本則ハ發布ノ日ヨリ施行ス

學校其他ニ對スル距離ノ件 (明治三十五年七月廿五日)
 (新潟縣令第五十七號)
 明治三十四年四月縣令第四十二號左ノ通改正ス

有害ナル瓦斯、煤煙、塵埃等ヲ發生スル工場若シクハ喧噪ナル工場ハ師範學校、中學校及中學校ト同等以上ノ程度ノ學校ニ對シテハ其ノ敷地ヨリ百二十間以上小學校及小學校ト同一程度ノ學校、病院、感化院及育兒院等ニ對シテハ其敷地ヨリ相當ノ距離ヲ有スルニアラサレハ之ヲ建設スルコトヲ得ス

石油製造所貯藏所取締規則 (明治四十一年五月三十日)
 (新潟縣令第四十四號)

第一條 石油製造所、石油貯藏所竝ニ貯油槽ヲ設置セムトスル者ハ左ノ各號ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ其改修、變更亦同シ

- 一 製造所貯藏所竝ニ貯油槽ノ位置及四隣ノ地圖但人家其他建造物トノ距離ヲ表示スルヲ要ス
- 二 製造所貯藏所竝ニ貯油槽ノ構造竝ニ圖面

三 製造所内機械器具ノ装置法

四 製造所内汚水排除ノ装置並ニ防火設備

第二條 左ノ場合ニ在テハ當事者ヨリ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

一 住所、氏名ニ異動アリタルトキ

二 死亡シタルトキ但場合ニ在リテハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ届出ヲ要ス

三 讓渡又ハ廢止シタルトキ

第三條 第一條ノ工作物ハ所轄警察官署ノ検査ヲ受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス其改修變更ノ場合亦同シ

第四條 製造所、貯藏所並ニ貯油槽ノ位置及構造ハ左ノ制限ニ據ルヘシ

一 製造所並ニ貯藏所ハ人家及火氣使用ノ場所ヨリ十間以上ノ距離ヲ有スルコト

二 製造所内可燃性瓦斯發生スルノ虞アル場所又ハ貯藏所ハ之ヲ耐火構造ト爲スコト

三 貯油槽ハ人家及火氣使用ノ場所ヨリ五間以上ノ距離ヲ有シ且耐火材料ヲ以テ築造スルコト

土地ノ狀況ニ依リ所轄警察官署ノ認可ヲ得テ前各號ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第五條 所轄警察官署ハ危険豫防又ハ衛生上必要アリト認ムルトキハ既設工作物ノ改修ヲ命シ又ハ第一條ノ許可ニ條件ヲ附スルコトアルヘシ

第六條 本則ニ違背シタルトキ若ハ危害ヲ生スル虞アリト認ムルトキハ工作物ノ使用ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第七條 業務上ニ關シ戶主、家族、同居者又ハ代理人其他從業者ノ行爲ニ就テハ事業者ハ其責ニ任ス

ヘシ

法人ニ在リテハ代表者其責ニ任スヘシ

第八條 本則第一條乃至第四條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

第九條 本則ハ鑛業附屬事業トシテ所轄鑛山監督署ノ認可ヲ受クヘキモノニハ之ヲ適用セス

第十條 本則施行前許可ヲ受ケタル製造所、貯藏所及貯油槽ニシテ第四條ノ制限ニ適合セサルモノハ本則施行ノ日ヨリ一ケ年内ニ之ヲ改修スヘシ

第十一條 明治三十二年四月新潟縣令第三十號ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

石油貯藏所及製造所設置願ニ關スル取扱方 (明治三十二年四月九日 新潟縣訓令第四六號)

石油貯藏所及製造ノ建設ニ關スル取扱方

一 石油貯藏所又ハ石油製造所ハ可成人家又ハ建造物ヘノ遠距離ヲ要スト雖モ地形ニ依リ適宜斟酌許可スヘシ

一 石油貯藏所又ハ石油製造所ハ其敷地境ヨリ火藥庫ヘ百二十間人家其他ノ建造物ヘノ距離二十間以内ノ地ニ於テハ設置セシメサルヲ要ス

但土藏石造煉瓦造ニシテ其敷地ノ周圍ニ堅牢ナル牆壁ヲ設クルモノハ此限ニアラス
一 石油貯藏所及製造所ノ地勢ニシテ其石油ノ殘滓餘瀝ノ飲料水ニ流瀉滲透スルノ虞アル場所ニシテ之ヲ豫防スルノ方法ヲ設ケサルモノハ設置セシムヘカラス

- 一 石油製造所ハ其地恒風ノ作用ニ依リ甚シク煤煙ヲ人家ニ飛散セシムルノ虞アル場所ニ設置セシムヘカラス
- 一 石油貯藏所又ハ製造所ニハ失火ノ際執ルヘキ方法ヲ豫定シ置カシムヘシ

瓦斯取締規則 (明治四十年五月三十一日
新潟縣令第四十九號)

第一條 瓦斯供給事業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經由シ知事ノ許可ヲ受クベシ供給區域ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一 事業ノ目的及種類
 - 二 供給區域及圖面
 - 三 製造所、採掘場ノ位置及圖面
 - 四 土地又ハ道路使用許可書ノ謄本若クハ承諾書
 - 五 資本金、工費及事業上ノ收支豫算書
 - 六 天然瓦斯ニシテ鑛業法ニヨリ試掘採掘ノ特許ヲ得タルモノハ其年月日
- 第二條 事業ノ讓渡ヲ爲サムトスルトキハ當事者ヨリ所轄警察官署ヲ經由シ知事ノ許可ヲ受クヘシ
- 第三條 自用ニ供スル目的ヲ以テ瓦斯ノ使用ヲ爲サムトスル者ハ工事設計書ヲ附シ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ
- 第四條 事業ノ經營確實ナラスト認め又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認めタルトキハ許可セサルコトアルヘシ

第五條 知事ハ第一條ノ許可ニ條件ヲ附シ又ハ審査上必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

附 則

第六條 本則執行前ヨリ瓦斯ノ供給又ハ使用ヲ爲ス者ハ六十日以内ニ第一條、第三條ノ手續ヲ爲スヘシ

但明治三十五年十一月縣令第八十一號ニ依リ許可認可ヲ得タルモノハ此限ニアラス

埼玉縣

工場取締規則

(明治三十五年一月
埼玉縣令第六號)

第一條 工場ヲ設立セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ノ許可ヲ受クヘシ

一 會社又ハ工場ノ名稱

二 工場ノ種別

三 工場ノ位置及隣地ノ平面略圖

四 工場、寄宿舍、煙突其他建造物ノ設計圖(平面圖、断面圖、外面圖)及仕様書

五 汽罐、汽機ノ構造書

汽罐汽機ヲ使用セサル工場ニ在リテハ前項第一號乃至第四號ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

第二條 工場、寄宿舍、煙突ノ改築、増築又ハ大修繕ヲ爲サントスルトキハ設計圖及仕様書汽罐汽機ノ増設若ハ變更ヲ爲サントスルトキハ構造書ヲ添附シ前條ノ區別ニ依リ許可ヲ受クヘシ

第三條 汽罐ノ構造書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 汽罐ノ種類及ヒ筒敷(コルニツシ、ランカシャー直立罐、又ハ管成罐ノ類何箇)

二 汽罐寸法(罐胴長徑何吋、罐蓋長徑何吋、火口長徑何吋、火口短徑何吋、火口厚サ何吋)

三 罐板ノ種類(並設BB印附又ハ鋼鐵ノ類厚サ何吋)

四 支柱及鉄ノ種類寸法及距離(支柱鐵質徑何吋、距離何吋、鉄外敷徑何吋、距離何吋等)

- 五 常用氣壓(每平方吋 上何磅)
 - 六 爐格ノ面積(幅何吋何吋長何吋何吋何平方吋)
 - 七 安全瓣ノ種類箇數及ヒ寸法(天秤發條等 徑何吋何箇)
 - 八 製造ノ年月日及製造所
 - 九 燃料ノ種類及消費高
- 第四條 汽機ノ構造書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 汽機ノ種類及箇數(凝縮又ハ不凝縮機 諸又ハ直立等何箇)
 - 二 汽笛ノ寸法(吋何)
 - 三 衝程ノ寸法(吋何)
 - 四 回轉ノ數(一分吋 何回)
 - 五 實馬力
 - 六 公稱馬力
- 第五條 第一條及ヒ第二條ノ工事落成シタルトキハ其許可ヲ受ケタル區別ニ依リ検査ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第六條 汽罐汽機ヲ使用スル工場ハ建築物、道路、公園、鐵道ヨリ二十間以上ノ距離ヲ保有スヘシ
土地ノ狀況又ハ殊殊ノ構造ニ依リ前項ノ距離ヲ斟酌スルコトアルヘシ
- 第七條 職工徒弟第五十人以上ヲ入場セシムル工場ニ於テハ人口二箇以上ヲ設ケ尙五十人ヲ増ス毎ニ一箇ヲ増設スヘシ

- 工場入口ハ間口六尺以上ヲ要ス
- 第八條 職工徒弟五十人以上ヲ入ルヘキ工場又ハ寄宿舍ノ階上ニハ階段二箇以上ヲ設ケ尙五十人ヲ増ス毎ニ一箇ヲ増設スヘシ
- 階段ハ幅四尺以上蹴上六寸以下踏面八寸以上ナルコトヲ要ス
- 第九條 石炭ヲ燃用スル煙突ハ高六十尺以上ニシテ煉瓦又ハ鐵板ヲ以テ建設スヘシ
- 第十條 汽罐、汽機ヲ使用スル工場ニ於テハ技能アル機關手又ハ火夫ヲ置キ履歷書ヲ添へ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出ヘシ其異動アルトキ亦同シ
- 第十一條 汽罐、汽機各部氣壓計及水準計ハ時時検査ヲ爲スヘシ
- 汽罐、汽機ニ異狀ヲ生シタルトキハ速ニ其使用ヲ停止シ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出ヘシ
- 第十二條 汽罐ハ常用汽壓ヲ超過シテ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第十三條 石油其他發火質物ノ貯藏場ハ不燃質物ヲ以テ隔離セル場所ニ建設スヘシ
- 第十四條 寄宿舍ニ入ルヘキ職工徒弟ノ人員ハ一坪ニ付二人ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第十五條 工場ニ就テハ消防器具ヲ備へ給水ノ方法ヲ設ケ其他避難ノ設備ヲ爲スヘシ
- 第十六條 寄宿舍、食堂、炊事場ハ浴場、便所等ハ常ニ清潔ヲ保持スヘシ
- 第十七條 工場ニ於テ職工名簿ヲ備へ職工徒弟ノ本籍、住所、氏名、出生年月日、雇入期限、雇入及ヒ解雇ノ年月日時ヲ記載スヘシ
- 第十八條 職工徒弟疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル者アルトキハ速ニ醫師ノ治療ヲ受ケラルヘシ
- 第十九條 第十一條及第十二條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 第十四條、第十六條、第十七條及第十八條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

第二十一條 本則ハ職工徒弟十人以下ヲ使役スル工場ニハ第十七條、第十八條ヲ除クノ外之ヲ適用セ
ス但汽罐、汽機ヲ裝置セル工場及繭乾燥場ハ此ノ限リニアラス

第二十二條 從來ノ工場ハ本則施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ第一條ノ規定ニ依リ届出ヘシ

第二十三條 從來ノ工場ニシテ本則ノ規定ヲ牴觸スル者ハ本則施行ノ日ヨリ一箇年以内ニ之ヲ改修ス
ヘシ但第六條ノ規定ハ既設工場ニ之ヲ適用セス

工場取締規則施行手續

(明治三十五年二月
埼玉縣訓令第八號)

第一條 警察官署ニ於テ工場取締規則第一條第一項ノ願書ヲ受ケタルトキハ工場ノ位置、距離、設計
及職工數等ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スヘシ

工場取締規則第一條第二項ノ願書ヲ受ケタルトキハ前項ノ事項ヲ調査シ工場取締規則第七條、第八
條、第九條及第十三條等ニ適スルトキハ之ヲ許可スヘシ

工場取締規則第二條ノ願書ヲ受ケタルトキハ其工場汽罐、汽機ヲ使用スルト否トニ依リ前二項ノ區
別ニ依リ之ヲ處分スヘシ

第二條 汽罐、汽機ヲ使用スル工場ニシテ工場取締規則第一條、第二條ノ工事落成シタルトキハ設計
圖仕様書ニ適スルヤ否ヤ検査シ意見ヲ具シテ進達スヘシ

第三條 工場取締規則第十五條ニ依リ設備セシムヘキ器具ノ種類ハ概ネ左ノ如シ但其必要ニ應シ一種

若ハ二種以上ヲ備ヘシムヘシ

- 一 消火器
- 二 龍吐水
- 三 唧筒
- 四 梯子
- 五 避難袋
- 六 受布

前項ノ外工場ノ位置構造ニ依リ消防ニ必要ナル井戸水道其ノ他水槽等ノ設備ヲ爲サシムヘシ

第四條 有害瓦斯、塵埃及臭氣ノ發散スル工場又ハ有害品料ヲ使用シ若ハ製造スル工場ニ於テハ適當
ナル危害豫防ノ設備ヲ爲サシムヘシ

第五條 警察官署ハ警察官吏ヲシテ定期又ハ臨時ニ所轄内工場ヲ巡視セシメ左ノ各號ノ事項ヲ視察シ
其都度報告スヘシ

- 一 工場、寄宿舍、煙突其ノ他建造物ノ構造及寄宿舍ニ在ル職工ノ坪數割合
- 二 汽罐、汽機取扱ノ適否
- 三 消防器具其ノ他避難器等ノ設備
- 四 煙突ノ掃除及寄宿舍、食堂、炊事場、浴場又ハ便所等清潔保持ノ狀況
- 五 職工取扱ノ適否

第六條 警察官署ニ於テハ工場臺帳ヲ備ヘ工場ニ關スル事項ヲ記載シ異動アルトキハ加除訂正スヘシ

工場臺帳

(用紙美濃)

二四〇

職工數	煙突構造	及寄宿坪構造	工場及坪構造	設立年月	工場ノ位置	工場ノ名稱	工場主	
							汽機及筒種	汽機及筒種
職工 女男 何何 人	煉瓦又ハ鐵板高何十尺	木造二階家瓦葺何十坪	煉瓦造平家何十坪		何郡何町村大字何々番地	何々會社又ハ何々工場 生絲又ハ何々	主	場
月ノ檢汽 日年査總	主取汽 任扱罐	數類汽 及筒種	數類汽 及筒種			埼玉縣何郡何町村大字何々番地 何 某 (又ハ何々會社)		

群馬縣

危險物製造販賣取締規則

(明治三十四年六月) (群馬縣令第四七號) (明治四十四年八月一部改正) (群馬縣令第五四號)

第一條 本則ニ於テ危險物ト稱スルハ緩燃導火線、煙火、燐寸竝ニ玩弄用ノ煙火及爆發物(玩具用燐寸通火工品)ヲ云フ

第二條 危險物製造營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經由シ縣廳ニ願出許可ヲ受クヘシ但シ煙火製造ニ付テハ第二號ノ事項ヲ具スルヲ要セス

一 危險物ノ種類、配合藥品ノ名目及分量

二 製造ノ方法

三 製造所ノ位置、設備及其ノ構造

四 建物(原料室、調製室、溜置室、作業室其他ノ區別ヲ示スコト)土堤又ハ圍牆ノ位置及各其ノ間隔ヲ示シタル縮尺百分ノ一乃至五十分ノ一平面圖

五 製造所敷地境界ノ外方六十間以内ノ公道、鐵道、軌道又ハ建造物ノ位置ヲ示シタル見取圖

第三條 緩燃導火線及煙火ノ販賣營業ヲ爲サムトスル者ハ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ願出許可ヲ受クヘシ

第四條 玩弄用ノ煙火及爆發物ノ販賣營業ヲ爲サムトスル者ハ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ

第五條 煙火製造營業者ニアラサル者ノ自用ノ煙火ヲ製造セムトスルトキハ第二條第三號乃至第五號ノ事項及煙火ノ種類、數量竝ニ製造ノ事由ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ願出許可ヲ受クヘシ

前項許可ノ効力ハ三十日以内トス

第五條 「クロール」酸「カリウム」又ハ鷄冠石ヲ配合シタル玩弄用ノ煙火竝ニ爆發物ヲ製造及販賣スルコトヲ得ス

第六條 玩弄用ノ煙火及爆發物ノ貯藏及販賣ハ左ノ制限ニ從フヘシ

- 一 木器、亞鉛器、銅器又ハ白鐵葉器若ハ厚紙製罐ニ納メ一間以上火氣ヲ離レタル場所ニ置クコト
- 二 製造者ハ含有火藥ノ總量一貫匁販賣者ハ五百匁ヲ超過シテ貯藏スルヲ得サルコト
- 三 含有火藥ノ總量三百匁以上ハ携帶行商スルヲ得サルコト

緩燃導火線及煙火ノ貯藏ハ前項第一號ニ依ルヘシ

第七條 營業者、轉居、改氏名又ハ廢業シタルトキハ十日以内ニ所轄警察官署ヲ經由シ縣廳ニ届出ツヘシ但シ第三條第二項ノ販賣營業者ニ在テハ所轄警察官署ニ届出スヘシ

營業者死亡シタルトキハ戸主又ハ相續人ヨリ前項ノ手續ニ依リ届出ツヘシ

第八條 危險物製造所ヲ移轉シ若クハ改造變更セムトスルトキハ第二條第三號乃至第五號ノ事項ヲ具シ第二條又ハ第四條ノ規定ニ準シ縣廳ニ願出許可ヲ受クヘシ但シ改造變更ノ場合ニ在テハ製造所ノ位置及第二條第五條ノ圖面ヲ具スルヲ要セス

第九條 危險物製造所ノ位置構造ハ左ノ各號ニ據ルヘシ

- 一 公園、火ヲ取扱フ場所、發火質物品ヲ蓄積スル場所、建造物、公道、鐵道ヲ距ル十間以上ナルコト
- 二 原料室、調製室、溜置室、作業室、火氣使用室等區別ヲナスコト但シ黃磷製燐寸ノ乾燥室ハ是

レヲ別棟トナシ瓦斯ヲ他室ニ飛散セシメサル様戶外ニ導クノ裝置ヲナスコト

三 屋根及室ノ周圍ハ不燃質物ヲ以テ築造スルコト但シ家屋六十間以上ノ距離ナキ黃磷製燐寸製造所ハ石又ハ煉瓦ヲ以テ築造スルコト

第十條 緩燃導火線製造所ニハ同時ニ火藥(製造原料)十二貫以上ヲ煙火製造所ニハ同時ニ火藥三貫以上ヲ置クヘカラス

第十一條 危險物製造所ノ新設、改造、變更ヲ設ケタルトキハ所轄警察官署ノ検査ヲ受ケ使用スヘシ

第十二條 危險物製造所ニ在リテハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

- 一 日出前、日没後ニ於テ作業スヘカラス
- 二 作業上火氣ヲ使用スルノ必要アルトキハ火氣使用室以外ニ於テ使用スルコトヲ得ス
- 三 製造所ヨリ適當ナル溜水及消火器ヲ備フヘシ
- 四 製造所ニハ作業上必要ナル物品ノ外貯藏スルコトヲ得ス
- 五 作業中ハ作業ニ關係アル者及取締ノ職權アル官吏員ノ外製造所内ニ出入セシムヘカラス

第十三條 危險物製造者又ハ危險物販賣營業者ハ白痴、瘋癲ノ者ニ危險物ヲ交付スルコトヲ得ス

第十四條 黃磷製燐寸製造營業者ハ前三條ノ外尙ホ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

- 一 工場内ハ常ニ窓戸ヲ開放シ空氣ノ流通ヲ良クスルコト
- 二 齒牙及齒齦ニ疾患アルモノヲシテ黃磷若クハ其ノ合劑ノ取扱ヲ爲サシメサルコト
- 三 何人ヲ問ハス工場内ニ於テ飲食ヲ爲サシメサルコト
- 四 合劑中ニ合劑ノ量百分ニ付黃磷十分以上ヲ含マシメサルコト

第十五條 危險物製造營業者ハ附錄様式ノ帳簿ヲ備ヘ置キ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 讓受(買受、受贈、交換等ヲ包含以下做之)又ハ使用シタル藥品ノ種類、數量

二 製造又ハ讓渡(賣渡、贈與、交換等ヲ包含以下做之)シタル危險物ノ種類、數量

三 藥品及危險物月末ノ現在高

第十六條 危險物製造營業者ハ一ヶ月間ニ於ケル前條各號ノ事項ヲ翌月十日迄ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第十七條 自用煙火製造者煙火製造ヲ畢リタルトキハ讓受又ハ使用シタル藥品ノ種類、數量及製造シタル煙火ノ種類、數量ヲ三日以内ニ所轄警察官署ニ届出スヘシ

第十八條 (削除)

第十九條 警察官署ハ必要アリト認ムルトキハ危險物製造所ノ改築又ハ修繕若ハ特別ノ設備ヲ命スルコトヲ得

第二十條 (削除)

第二十一條 第五條、第六條、第十二條乃至第十四條ニ違背シタルモノ及第十九條ノ命令ヲ應行セサルモノハ二十日以下ノ拘留又ハ科料ニ處ス

第七條、第八條、第十條、第十一條、第十五條乃至第十七條ニ違背シタルモノハ科料ニ處ス

附 則

第二十二條 緩燃導火線及煙火製造所ニシテ本規定及銃砲火藥類取締法施行細則第二十六條ノ規定ニ適合セサルモノハ大正元年十二月三十一日迄ニ改造スヘシ

前項以外ノ危險物製造所ニシテ本規定ニ適合セサルモノ亦前項ノ期間内ニ改造スヘシ
危險物製造所ニシテ本條ノ期間内ニ改造セサルトキハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

附錄様式

藥品讓受使用帳

(用紙美濃)

讓受ノ部

種	類	數	量	讓受	月日	住讓	所渡	氏	人	名	備	考

使用ノ部

種	類	數	量	使用	月日	種	類	數	量	使用	月日

月末現在ノ部
何月分

種	類	數	量	種	類	數	量	種	類	數	量

附錄様式

危險物製造讓渡帳

(用紙美濃)

讓渡ノ部

種	類	數	量	讓渡	月日	住讓	所受	氏	人	名	備	考

製造ノ部

種	類	數	量	製造月	日	種	類	數	量	製造月	日

月末現在ノ部

種	類	數	量	種	類	數	量

何月分

危險物製造販賣取締規則取扱手續

(明治四十四年十二月 群馬縣訓令甲第六七號)

第一條 規則第二條乃至第五條ノ願書ヲ受ケタルトキハ其族籍、身分、住所、職業、氏名、年齢、性行、經歷、資産等ヲ取調且規則第九條第一項第一號ニ該當スルヤ否ヲ實查シ意見ヲ具シ進達スヘシ

危險物製造所移轉ノ願書ヲ受ケタルトキ亦前項ニ準ス

第二條 規則第十一條ニ依リ危險物製造所ノ檢査ヲ終リタルトキハ其狀況ヲ警務長ニ報告スヘシ

第三條 規則第十六條、第十七條ノ届出事項ハ別記様式ニ依リ毎月十五日迄ニ報告スヘシ

第四條 銃砲火藥取締法第五條ノ處分ヲ必要ト認ムル者アルトキハ事實ヲ詳具シ意見ヲ附シ警務長ニ報告スヘシ

第五條 規則第十九條ノ事項ヲ命セントスルトキハ其事由ヲ具シ警務長ノ指揮ヲ受クヘシ但シ輕易ナ

ル修繕ハ此ノ限ニ在ラス
様式 (用紙美濃)

危險物製造販賣

明治 年 月

(警察(分)署)

種	類	業 別		使用數量	殘	高	種	類	前月殘高	製造數量	讓渡又ハ	使用數量	殘	高
		受本月數量	讓											

氷雪營業取締規則施行細則

(大正三年二月二十日 群馬縣令第三十九號)

第一條 雪氷ノ採收又ハ製造ノ營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ原水ヲ添ヘ知事ノ認可ヲ受クヘシ

- 一 採收又ハ製造ノ區別
- 二 採收又ハ製造ノ場所並ニ貯藏所ノ位置及面積
- 三 製造場ノ周圍約六十間以内ノ地形又ハ採收場ノ描寫圖
- 四 製造場又ハ貯藏所ノ構造仕様書並ニ其平面圖
- 五 原水ノ種類(溪流、河水、泉水、湖水等ノ別)
- 六 公共ノ用ニ供スル土地、水面ヲ使用セムトスルトキハ其許可證寫

七 自己ニ屬セサル土地、水面、流水ノ使用ニ付テハ其權限ヲ證スル書面ノ寫
八 工事落成ノ期日

前各號ニ付變更セムトスル場合ニハ其事項ヲ具シ認可ヲ受クヘシ

第二條 氷雪卸賣ヲ爲サムトスル者ハ第一條第二號第四號第七號ノ貯藏所ニ係ル事項ヲ具シ第四條及

第七條ノ定ムル所ニ依リ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ増減變更シタルトキ亦同シ

第三條 採收場、製造場ハ左ノ場所ニ設クルコトヲ得ス

一 肥料ヲ施ス場所ヨリ五間以内

二 人家交通頻繁ナル道路ヨリ三十間以内

三 鐵道、墓地、火葬場、塵芥捨場、皮剝場、化製場、屠場、傳染病院又ハ隔離病舎ヨリ六十間以内

四 其他衛生上有害ト認ムル場所

第四條 貯藏所ハ不潔ノ場所其他衛生上有害ト認ムル場所ニ設クルコトヲ得ス

第五條 製造場ノ構造設備ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

一 水池ノ内面ハ汚水ノ滲透ヲ防止スルニ十分ナル石、セメント、漆喰、敲ノ類又ハ一寸以上ノ厚板ヲ用フルコト

但シ河底又ハ特別ノ地層ニシテ其ノ面積二千坪以上ヲ有シ汚水滲透ノ虞ナシト認ムルモノハ此ノ限ニアラス

二 水池ノ底面ハ清掃ニ便ナラシムルタメ適當ノ勾配ヲ付シ水吐口ヲ設クルコト

三 水池ノ周圍ハ地平面ヨリ高サ一尺以上ノ堤塘ヲ築キ高地ニ沿ヒタル部分ニハ其外方ニ適當ノ排

水溝ヲ設クルコト

四 導水装置ハ土管又ハ木樋ヲ用ヒ其ノ入口ニ塵芥除ヲ設クルコト

前各號ノ外水質若クハ土地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムル場合ニ於テハ沈澱池、濾過地又ハ風塵除、砂防装置等ノ設備ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第六條 採收場ハ面積一萬坪以上ノ湖沼ニ限リ之レヲ設クルコトヲ得

必要アリト認ムルトキハ採收地域ヲ限局シ相當ノ設備ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第七條 貯藏所ノ構造設備ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

一 周圍ハ汚水ノ滯留ヲ防止スルニ必要ナル設備ヲナスコト

二 室ノ周壁及底面ハ第五條第一號第二號ニ準シ構造ヲナスコト

第八條 左ノ氷雪ハ區別ヲ明確ニシ之ヲ貯藏スヘシ

一 原水又ハ積込時日ヲ異ニシルモノ

二 時日ヲ異ニシテ輸入セルモノ又ハ採收製造業者ヲ異ニセルモノ

第九條 採收製造業者氷雪ノ貯藏ヲ終リタルトキハ十日以内ニ其斤量ヲ記載シ氷雪ヲ添へ縣廳ニ願出検査ヲ受クヘシ採收製造所ニ於テ検査ヲ受ケントスルトキ亦同シ

第十條 検査ノ爲メ提出セムトスル氷雪ハ警察官吏ノ立會ヲ求メ其ノ指揮ニヨリ各部分ヨリ採收シ清潔ナル容器ニ收メ之レニ封印ヲ受ケ縣廳ニ差出スヘシ但シ第八條ニ依リ貯藏シタル氷雪ハ之レカ區別ヲ明ニスヘシ

第十一條 検査済ノ氷雪ト其ノ未済ノモノトハ貯藏所ヲ同一ニスルコトヲ得ス飲食用ニ適セサルモノ

ト檢定セラレタル氷雪ニ付テ亦同シ

第十二條 衛生官吏、警察官吏ハ左ノ場合ニ於テ採收製造又ハ其ノ貯藏ヲ中止セシムルコトアルヘシ

一 降灰ノトキ

二 原水ノ濁濁汚穢等其ノ他衛生上有害ト認メタルトキ

第十三條 卸賣業者本縣内ニ於テ採收又ハ製造スル者ヨリ直接氷雪ヲ輸入貯藏スルトキハ十日以内ニ産地斤量及販賣許可證寫ヲ添ヘ其都度所轄警察官署ニ届出ヘシ

第十四條 營業者本縣外ヨリ氷雪ヲ輸入シタルトキハ十日以内ニ其ノ採收製造營業者ノ住所氏名ヲ採收製造所及斤量ヲ記載シ管轄地方廳ノ検査證寫ヲ添ヘ其都度所轄警察官署ヘ届出ヘシ

第十五條 採收製造營業者ハ帳簿ヲ作製シ左ノ事項ヲ記載シ且ツ附録様式ニ依リ前一ケ年間ノ採收又ハ製造販賣高ヲ翌年一月末日マテニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

一 採收製造ノ回数其斤量及年月日

二 賣渡先其ノ斤量及年月日並ニ差引殘高

第十六條 採收、製造營業者ハ毎年十一月末日マテニ採收場又ハ製造場、貯藏所、及原料用水ノ使用ヲ縣廳ニ届出テ検査ヲ受クルニアラサレハ之レヲ使用スルコトヲ得ス

第十七條 營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 梅毒、結核、癩病、疥癬其ノ他傳染性疾患ニ罹レル者ヲシテ直接飲食用氷雪又ハ其ノ供用器具ヲ取扱ハシメサルコト

二 直接氷雪ノ取扱ニ従事スル者ハ身體衣服ノ清潔ヲ保持スルコト

三 營業所、露店又ハ行商用具ハ常時清潔ヲ保持スルコト

四 飲食用器具拭布ノ類ハ毎日蒸氣又ハ熱湯ヲ以テ殺菌シ且ツ飲食用器具ハ使用毎ヲ良水ヲ以テ完全ニ洗滌スルコト

五 銅、鉛又ハ其合金屬ヨリ成ル飲食用器具ヲ使用セサルコト但シ鍍錫其他衛生上危害防止ノ方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニアラス

六 飲食用器具並ニ加味品ノ置場ハ蠅類及塵芥ノ浸入附着セサル様装置スルコト

七 良水ニアラサレハ氷雪取扱ニ使用セサルコト

八 加味品ノ溶解液ニシテ肉眼上認メ得ヘキ浮游物又ハ沈澱物ヲ生シ其ノ他衛生上有害ノ虞アルモノヲ使用セサルコト

第十八條 左ノ事實ヲ生シタルトキハ十日以内ニ採收製造業者ニアリテハ縣廳ニ卸賣業者ニアリテハ所轄警察官署ニ届出ヘシ

一 轉住、改氏名

二 廢業

三 死亡、失踪

前項第三號ノ場合ニ於テハ戶籍法ニ依ル届出義務者其ノ手續ヲナスヘシ

第十九條 第九條ノ検査ヲ受ケスシテ氷雪ヲ販賣シタルモノハ貳拾五圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 第八條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條又ハ第十七條ニ違背シ若ハ第十二條ノ命令ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十一條 第十五條又ハ第十八條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス
 第二十二條 本則ニ依リ當廳ニ者出スヘキ願届書ハ凡テ所轄警察官署ヲ經由スヘシ
 第二十三條 營業者ニシテ法人ナルトキハ本則ノ罰條ハ之ヲ代表者ニ適用シ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニアラス
 第二十四條 營業者ハ其代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従事者カ其業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキト雖トモ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附 則

第二十五條 本則ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス明治三十三年七月縣令第七十號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
 第二十六條 第四條及第七條ノ規定ハ本則施行前認可ヲ受ケタル卸賣業ニ之ヲ適用ス但シ大正三年十月末日迄其ノ完成ヲ猶豫ス
 第二十七條 客ノ來集ヲ目的トスル營業者又ハ飲食料品商ニシテ冷蔵ノ用ニ供スル爲氷雪ヲ採收又ハ製造スル者ニ付テハ第三條乃至第七條ノ規定ヲ準用ス
 前項ノ規定ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附錄樣式

大 正 年 中 氷 雪 採 收 製 造 販 賣 高

種類	検査済月日	採收又ハ製造高	前年ヨリ超過高	廢棄又ハ任意投棄高	溶解高	販賣高	全上價格	殘高
合計								

右及御届候也

年 月 日

警察(分)署長宛

營業者 住所氏名

清涼飲料水營業取締規則施行細則

(明治三十三年六月群馬縣令第五六號) (大正二年一月一部改正)

第一條 清涼飲料水製造營業ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シタル申請書ニ原料品及用水ヲ

添へ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ差出スヘシ

- 一 清涼飲料水ノ種類
- 二 製造場ノ位置坪數及構造仕様書並其圖面
- 三 調製器ノ名稱箇數及其構造
- 四 原料品名及其配合量並製造方法
- 五 容器量品ノ種類及其品質
- 六 瓦斯洗滌ニ用ユル器械ノ名稱箇數並洗滌用藥品名及其調製法
- 七 用水所在ノ地名番地

清涼飲料水製造所ノ移轉改築増築ヲ爲サムトキハ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

但シ移轉ノ場合ニハ前項第一號第三號乃至第六號ノ事項ヲ改築、増築ノ場合ハ前項第一號第三號乃至第七號ノ事項ヲ具スルニ及ヌ

第二條 清涼飲料水ノ製造ニ要スル原料品配合分量、製造方法、洗滌用藥品並器具、器械、用水ヲ増減變更セントストキハ前條第一項ノ手續ニヨリ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ノ認可ヲ受クヘシ

第三條 清涼飲料水製造營業者、廢業改氏名、轉住等異動アリタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出ヘシ

清涼飲料水製造營業者死亡シタルトキハ家督相續人ヨリ前項ノ規定ニ準シ届出ヘシ

第四條 清涼飲料水製造場ノ構造及設備ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 製造場ハ一定ノ區劃ヲ設ケ光線ノ射入空氣ノ流通ヲ圖リ塵埃不潔物ノ混入ヲ防クニ足ルヘキ裝置ヲ爲スコト但シ製造場ハ倉庫物置炊事場又ハ多人數出入スル店舗内ニ設クルコトヲ得ス

二 製造所ノ周圍及天井ハ板張ト爲シ床ハ石煉瓦漆喰又ハ一寸以上ノ厚板ヲ以テ敷設シ適當ノ傾斜ヲ付シ排除洗滌水ヲ一定ノ汚水溜ニ導ク裝置ヲ爲スコト

三 原料業品ヲ貯藏スヘキ鑊鑪アル場所ヲ設備スルコト

四 ラムネ製造場ハ特ニ炭酸瓦斯中ニ混入スル有害瓦斯酸類金屬等ノ除却スル爲メ除害器械並水槽ヲ備付ルコト但除害器械ニ用ユル藥品及洗滌水ハ製造ノ都度交換スヘシ

第五條 當該官吏又ハ衛生技師員ハ清涼飲料水營業者又ハ調製小分ヲ爲ス者清涼飲料水取締規則第八條ノ疾病ニ罹レル疑アリト認ムルトキハ醫師ヲシテ診斷セシムルコトアルヘシ

附 則

第六條 本則ニ違背シタルモノハ十日以下ノ拘留又ハ二圓以下ノ科料ニ處ス

千葉縣

化製場取締規則

(明治三十六年十月 千葉縣令第五一號) (明治四十二年六月八日 縣令第四七號一部改正)

第一條 本場ニ於テ化製場ト稱スルハ營利ノ目的ヲ以テ獸類ヲ原料トシ油、脂肪、膠、糞、肥料等ヲ製造スル場所ヲ謂フ

第二條 化製場ハ人家、國縣道、公園、社寺、飲料水ヲ去ルコト六十間以上ノ地ニアラサレハ建設ヲ許サス

第三條 化製場ヲ建設セントスル者ハ住所、氏名、生年月日(法人ニアリテハ其名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名ヲ記シ定款ヲ添付スヘシ)ヲ記シ左ノ事項ヲ具シ建設地ノ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ願出許可ヲ得ヘシ

- 一 建設地ノ地名、番號
- 二 附近人家、國縣道、公園、社寺、飲料水等ノ距離及略圖
- 三 建物ノ構造仕様書及圖面
- 四 化製ノ方法及原料ノ種類
- 五 落成期日

前項第三號乃至第五號ノ事項ヲ變更セントスルトキ又ハ既設建物ノ増減變更ヲ爲サントスルトキ亦同シ

第四條 未成年者、禁治產者ノ差出ス願出書ニハ法定代理人ノ連署禁治產者、妻ノ差出ス第三條ノ願

書及第八條ノ届ニハ保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス但民法第十七條ノ場合ハ此ノ限リニアラス

第五條 化製場ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルヘシ但化製方法ニ依リ又特殊ノ構造ニ係ルモノハ之ヲ斟酌スルコトアルヘシ

- 一 化製場構内ニ於テ獸類ヲ支解シ又ハ撲殺スルモノハ特ニ支解所ヲ設置スヘシ
- 二 結核病又ハ其ノ疑アル畜牛ヲ撲殺スルモノハ特ニ繫留所、糞溜、尿溜及血液溜ヲ設クヘシ
- 三 化製場ノ敷地境界ニハ高サ九尺以上ノ外部ヨリ見透シ得サル牆壁ヲ設クヘシ但シ建造物ノ構造ニヨリ外部ヨリ見透サ、ルモノハ此限ニアラス
- 四 化製室及支解室ニ二個以上ノ出入口及屋上ニ空氣抜ヲ設クヘシ
- 五 化製室、支解所及結核病又ハ其ノ疑アル畜牛ノ繫留所ニシテ木造ニ係ルモノハ其ノ内面(前面開放除ク)ヲ地盤ヨリ高サ六尺以上金屬(亞鉛引ニアラサ)若ハ板張ト爲シ其ノ板張ヲナシタルモノハ白色又ハ青色ノペンキヲ塗ルヘシ
- 六 化製室及原料室ニシテ汚水等ヲ生スヘキ場所支解室並ニ結核病又ハ其ノ疑アル畜牛繫留所ノ地盤ハ不滲透質ノ材料(セメント敷キハ)ヲ以テ敷設シ汚水溜又ハ尿溜ニ通スル不滲透質ノ材料(セメント敷キハ厚サ三寸以上)ヲ以テ造リタル溝ヲ設クヘシ
- 七 原料室ハ支解所又ハ化製室ノ一部ヲ代用スルコトヲ得但化製室ノ一部ヲ代用スル場合ニ於テハ其ノ區劃ヲ明カニシ且ツ適當ノ面積ヲ有セシムヘシ
- 八 汚水溜、汚物溜及結核病又ハ其ノ疑アル畜牛ノ尿溜、尿溜及血液溜ハ不滲透質ノ材料(セメント敷キハ厚サ三寸以上)ヲ以テ屋外ニ設ケ雨水ノ浸入及臭氣ノ散逸セサル裝置ヲ爲スヘシ

- 九 化製用ノ桶、樽ノ類及製品ノ置場ハ化製場構内ニ設ケ桶樽ノ類ニハ適當ノ覆蓋ヲ施スヘシ
- 十 皮漬場ヲ設クルモノハ不滲透質ノ材料(セメント敷キハ厚サ三寸以上)ヲ以テ敷設シ汚水ノ地盤ニ流溢又ハ滲透セサル樣裝置ヲナスヘシ
- 十一 竈ヲ使用スルモノハ石又ハ煉瓦ヲ以テ築造シ火焚口ノ蓋ハ鐵板ヲ以テ作ルヘシ
- 第六條 工事中ハ當該吏員ヲシテ検査スルコトアルヘシ
- 第七條 工事落成シタル時ハ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出検査ヲ受ケ検査證ヲ受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス
- 第八條 化製場ヲ讓受タル者ハ住所、氏名、生年月日(法人ニアリテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名ヲ記シ定款ヲ附スヘシ)ヲ記シ讓渡人又ハ貸渡人連署ヲ以テ五日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出ヘシ
- 前項ニ依リ届出タル讓受人又ハ借受人ハ化製場建設者ト見做ス
- 第九條 左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出ヘシ但第六號ノ場合ハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其手續ヲナスヘシ
- 一 建設ノ許可ヲ受ケタル後工事ニ著手シタルトキ
- 二 建設者ノ住所、氏名(法人ニアリテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名若ハ定款)ヲ變更シタルトキ
- 三 法定代理人、保佐人、夫又ハ其氏名ヲ變更シタルトキ
- 四 検査證ヲ毀損亡失シタルトキ
- 五 休場又ハ廢場シタルトキ
- 六 建設者死亡シタルトキ

前項第二號乃至第四號ノ場合ハ検査證ノ書替又ハ再渡ヲ請ヒ第五號廢棄ノ場合ハ検査證ヲ返納スヘシ

第十條 支解室以外ニ於テ獸類ヲ支解シ又ハ撲殺スルコトヲ得ス

第十一條 結核病又ハ其ノ疑アル畜牛ノ死體又ハ其ノ部分ヲ化製ノ爲運搬スルトキハ金屬(亞鉛引ニアラサル鐵板ヲ除ク)ヲ以テ内面ヲ覆ヒタル蓋付ノ容器ヲ用ユヘシ

第十二條 化製場ハ常ニ清潔ニ掃除スヘシ

第十三條 化製場ノ構造破損シタルトキハ速ニ改修ヲ加フヘシ

第十四條 左ノ各號ニ該當スルトキハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ使用ヲ停止シ若クハ除害ノ裝置ヲ命スルコトアルヘシ

一 建設許可ノ日ヨリ六十日以内ニ工事ニ着手セス又ハ落成期日ヲ經過シ落成セサルトキ

二 百八十日以上休場シタルトキ

三 燒失又ハ崩壊ニ罹リ百二十日以内ニ改築ヲ出願セサルトキ

四 法定代理人、保佐人又ハ夫カ其連署ヲ取消スノ意思ヲ表示シタルトキ

五 化製場ノ使用權ヲ喪失シタルトキ

六 本則ニ違背シ若ハ衛法上危害ヲ生スルノ虞アリト認めタルトキ

第十五條 當該吏員ニ於テ化製場ヲ検査セントスルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十六條 本則第三條、第七條乃至第十三條ニ違背シタル者又ハ第十四條ニヨリ發シタル命令ニ従ハサル者ハ二十日以下拘留又ハ二十圓以内ノ科料ニ處ス

第十七條 法人ニシテ本則又ハ本則ニヨリ發シタル命令ニ違背シタル時ハ其ノ代理者ニ前條ノ刑ヲ科ス

十二歳未満ノ者又ハ禁治産者ニシテ本則又ハ本則ニヨリ發シタル命令ニ違背シタルトキハ前條ノ刑ヲ其ノ法定代理人ニ科ス、雇人其他ノ従業者ニシテ本則又ハ本則ニヨリ發シタル命令ニ違背シタルトキハ建設者(法人ニ在リテハ其ノ代理者)ニ對シテモ亦前條ノ刑ヲ科スルコトアルヘシ

附 則

第十八條 現在ノ化製品ニシテ本則第二條、第五條ノ制限ニ適合セサルモノハ明治三十七年十二月三十一日迄ニ本則ニヨルヘシ

但シ結核病又ハ其ノ疑アル畜牛ニ干スル設備及構造ハ此ノ限ニアラス

前項期內ト雖改造又ハ大修繕ヲ爲ス場合ニハ本則ニ依ルヘシ

第十九條 明治十八年甲第十四號ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

茨城縣

煙筒取締規則

- 第一條 煙筒ヲ建設若クハ改築セントスル者ハ工事着手前左記各號ヲ具シ所轄警察官ニ届出ヘシ但別段ノ規定アルモノハ此ノ限リニ在ラス
- 一 煙筒ヲ撤去シタルトキハ十日以内ニ届出ヘシ
- 二 煙筒ノ設計
- 三 煙筒ノ位置及建設地附近ノ略圖
- 第二條 煙筒ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ
- 一 煙筒ハ石材煉瓦陶器金屬其他不燃質物ヲ以テ築造スヘシ
- 二 金屬性ノ煙筒ニシテ燃質物ニ接觸スル部分ハ石材煉瓦漆喰ノ類ヲ以テ其ノ周圍ヲ包繞スヘシ
- 三 煙筒ノ高サハ屋上ヨリ六尺地盤ヨリ三十尺以上トス
- 四 製絲工場其ノ他ノ製造所ニ於テ使用スル煙筒ノ高サハ屋上ヨリ三十尺地盤ヨリ五十尺以上トス
- 五 煙筒ヲ建造物ノ側面ニ出ストキハ屋檐ヨリ一尺以上ノ距離ヲ有シ上方ニ屈曲セシムヘシ
- 第三條 家屋ノ構造及建設地附近ノ狀況ニ依リ危險ノ虞ナキトキハ所轄警察官署ノ認可ヲ得テ前條第三號、第四號ノ制限ヲ短縮スルコトヲ得
- 第四條 煙筒建設地附近ノ土地家屋ニ著シク高低アリテ公安及衛生上必要ト認めタルトキハ所轄警察

官署ニ於テ第二條第三號、第四號ノ高サヲ伸張セシムルコトアルヘシ

第五條 煙筒ノ新設若クハ改築落成シタルトキハ所轄警察官署ノ検査ヲ受クルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス

獸類化製場取締規則

第一條 本則ニ於テ獸類化製場ト稱スルハ獸類ヲ原料トシ脂肪膠革肥料ヲ製造スル場所ヲ謂フ

第二條 獸類ノ化製ハ獸類化製場ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第三條 獸類化製場ヲ設置セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ知事ノ許可ヲ受クヘシ

一 設置者ノ住所、氏名、生年月日但シ會社其他ノ團體ナルトキハ其ノ所在地名及代表者ノ氏名、生年月日

二 建設地ノ名稱、地番、坪數及其ノ近傍凡百二十間以内ノ地形ヲ示シタル縮圖

四 隣接地主ノ承諾書寫若ハ連署

五 人家、飲用水、學校、病院、社寺、公園、道路、墓地、火葬場、鐵道線路ヘノ距離

六 落成期日

第四條 獸類化製場ハ人家、學校、病院、社寺、公園、道路、墓地、火葬場 鐵道線路ヨリ百二十間以上ノ距離ヲ保有シ且ツ飲用水ニ障害ナキ地ニ在サレハ設置スルコトヲ得ス

第五條 獸類化製場ノ構造及設備ハ左ノ各號ニ從フヘシ

一 周圍ニハ見透シ得サル塙塙又ハ土堤ヲ設ケ出入口ニハ門扉ヲ附スルコト

二 化製室、支解室、原料置場其ノ他汚液ノ生スヘキモノヲ取扱フ場所ハ屋棟ニ換氣窓ヲ設ケ地盤及溝渠ハ石煉瓦「コンクリート」漆喰敷其ノ他堅硬不滲透ノ物質ヲ以テ敷設シ汚液ノ汚物溜ニ流入スヘキ様適當ノ勾配ヲ附スルコト

三 汚物溜ハ前號ノ材料ヲ以テ造リ雨水ノ流水セサル様地盤ヨリ其ノ位置ヲ高クシ且ツ適當ナル覆蓋ヲ爲スコト

四 骨爪筋肉内臓等ヲ煮沸ノ用ニ供スル竈及煙筒ハ堅牢耐火質ノ材料ヲ以テ作り釜口ハ之ヲ密閉シ且ツ釜中ヨリ蒸騰スル臭氣ハ之ヲ竈内ニ送クル等適宜防臭ノ裝置ヲ爲スコト

第六條 獸類化製場ノ工事落成シタルトキハ使用前所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出テ検査ヲ受クヘシ

構造ヲ變更シ若ハ修繕シタルトキ亦同シ

第七條 左ノ場合ニ於テハ獸類化製場所有者ハ十日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出ヘシ但シ第

三號ノ場合ニ於テハ戶籍法ニ依ル義務者ヨリ届出ヲ爲スヘシ

一 獸類化製場ノ廢止休業又ハ賣渡、讓渡、貸渡ヲ爲シタルトキ

二 住所氏名ヲ變更シタルトキ

三 獸類化製場、所有者所在不明又ハ死亡シタルトキ

第八條 獸類化製場類廢シ又ハ土地情態ノ變遷ニ依リ不適當ト認ムルトキハ位置構造ノ變更若ハ修繕又ハ廢場ヲ命スルコトアルヘシ

栃 木 縣

清涼飲料水營業取締規則施行細則

(明治三十三年八月
栃木縣令第六十七號)

第一條 清涼飲料水製造ノ營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ詳記シ原料品及用水凡五合ヲ添へ所轄警察官署ヲ經由シ當廳ニ願出認可證ヲ受クヘシ

- 一 製造場ノ位置及構造、圖面
製造機械ノ構造ニ依リ一定ノ製造場ヲ要セサルモノハ本號ノ事項ヲ記載スルヲ要セス
 - 二 製造品ノ種類及製造方法
 - 三 機械ノ種類圖面及容器、量器ノ種類
 - 四 用水ノ所在地名番號
 - 五 原料品及配合ノ分量
鑛泉ヲ使用スル者ハ前項各號ノ外其汲取場ノ地名ヲ記載スヘシ
- 第二條 清涼飲料水、用水ハ一時間以上煮沸シタルモノニアラサレハ使用スルコトヲ得ス
- 第三條 製造場ノ構造及設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ
- 一 製造場ハ光線ノ射入及空氣ノ流通ヲ圖リ且塵埃ヲ防止スルノ裝置ヲ爲シ居室ト區劃ヲ設クルコト
 - 二 製造場ノ地盤ハ石、煉瓦、漆喰、敲又ハ一寸以上ノ厚板ヲ以テ構造シ適當ノ排水溝ヲ設クルコト
 - 三 製造場ノ内壁及天井ハ板張ト爲スコト

四 ラムネ製造場ハ特ニ炭酸瓦斯中ニ混入スル有害瓦斯酸類、金屬等ヲ除去スル爲メ除害機械並水

槽ヲ備フルコト但除害機械ハ使用ノ都度交換スルコト

五 原料藥品ハ鎖鑰アル場所ニ貯藏スルコト

六 製造品ハ日光ノ直射ヲ防キ冷室ニ貯藏スルコト

第四條 製造場ヲ改修増築シタルトキハ所轄警察官署ヲ經由シ當廳ニ届出検査ヲ受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

第五條 清涼飲料水ノ仕入卸賣ヲ爲サントスル者ハ其製造者ノ住所、氏名又ハ社名及左記事項ヲ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

一 販賣所

二 清涼飲料水ノ種類

三 貯藏ノ方法

他府縣又ハ外國ニ於テ製造シタル清涼飲料水ヲ本縣内ニ卸賣ヲ爲サントスル者ハ(外國輸入品ニ係ルモノハ製造者ニ代フルニ輸入取扱人ノ住所、氏名又ハ社名ヲ以テスルコトヲ得)所轄警察官署ヲ經由シ現品ヲ添ヘ當廳ニ届出ツヘシ

第六條 (削除)

第七條 (削除)

第八條 規則第三條但書ニ依リ鍍錫又ハ其他ノ方法ヲ施シタルモノヲ使用セントスルトキハ所轄警察官署ヲ經由シ當廳ノ認可ヲ受クヘシ

第九條 清涼飲料水製造營業者ハ販賣容器ノ種類又ハ販賣ノ方法ニ依リ封緘ヲ施シ難キモノハ其事由ヲ詳記シ所轄警察官署ヲ經由シ當廳ノ認可ヲ受クヘシ

第十條 卸賣又ハ請賣營業者ニシテ小分又ハ詰替ヲナサントスルトキハ製造者及自己ノ住所、氏名又ハ社名ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封緘スヘシ但シ外國輸入品ニ係ルモノハ製造者ニ代フルニ輸入取扱人ノ住所、氏名又ハ社名ヲ以テスルコトヲ得

第十一條 卸賣又ハ請賣營業者ハ清涼飲料水ノ容器ニ封緘ナキモノヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若クハ貯藏スルコトヲ得ス

第十二條 製造營業者ハ調製器、容器、量器ハ熱湯又ハ煮沸水ヲ以テ毎日使用前洗滌シ製造販賣所貯藏所ハ時々掃除シ清潔ヲ保ツヘシ

第十三條 卸賣營業者ハ左ノ規則ニ從フヘシ

一 販賣所貯藏所ハ時々洒掃シ清潔ヲ保ツコト

二 清涼飲料水ハ日光ノ直射ヲ防キ且冷所ニ陳列若クハ貯藏スルコト

第十四條 請賣營業者ハ左ノ規定ニ從フヘシ

一 販賣所及行商用具ハ時々洒掃シ清潔ヲ保ツコト

二 容器、コップ、拭布類ハ使用ノ都度淨水ニテ洗滌スルコト

二 容器、コップ、拭布ノ置場ハ塵埃ノ附着セサル装置ヲ爲スコト

四 清涼飲料水ハ日光ノ直射ヲ防クコト

第十五條 規則第八條ノ疾病者アリタルトキハ其氏名及病名ヲ記載シ二十四時間内ニ所轄警察官署ニ

届出ヘシ

第十六條 當該官吏又ハ衛生技術員ニ於テ規則第八條ニ掲ケル疾病ノ疑アリト認メタルトキハ營業者ニ醫師ノ診断ヲ命シ又ハ醫師ヲシテ診断セシムルコトアルヘシ

第十七條 認可證ヲ亡失毀損シ又ハ認可證面ニ異動ヲ生シタルトキハ所轄警察官署ヲ經由シ五日以内ニ再渡又ハ書換ヲ願出ヘシ

第十八條 製造營業者休業シタルトキハ所轄警察官署ヲ經由シ五日以内ニ當廳ニ届出ヘシ就業ノトキ亦同シ廢業死亡シタルトキハ本人又ハ遺族若クハ最近ノ親族ニ於テ前項ノ規定ニ依リ認可證ヲ返納スヘシ

第十九條 第五號ノ營業者ニシテ前條ニ該當スル事實生シタルトキハ五日以内ニ第一項ノ者ハ所轄警察官署ニ第二項ノ者ハ所轄警察官署ヲ經由シ當廳ニ届出ツヘシ

第二十條 (消滅)

第二十一條 (消滅)

第二十二條 營業上ニ關シテハ家族又ハ雇人ノ所爲ト雖モ營業者其責ニ任ス

第二十三條 虚偽ノ書面ヲ提出シ又ハ本則第二條、第四條乃至第十五條、第十七條、第十八條、第十九條ニ違背シタルモノハ十日以下ノ拘留又ハ一圓九十錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

第二十四條 從來許可ヲ受ケタル清涼飲料水製造營業者ニシテ製造所ノ構造設備本則ノ規定ニ適合セサルモノハ明治三十三年十二月三十一日迄ニ改造スヘシ

銃砲火藥類取締法施行手續

(明治四十四年五月 栃木縣令第三十一號)

第一條 銃砲火藥類取締法同施行規則同施行細則及本則ノ規定ニ依リ當廳ニ差出スヘキ文書ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

銃砲火藥類ノ作業又ハ火藥類ノ消費ニ關スル文書ハ其ノ作業地又ハ消費地ヲ管轄スル警察官署ニ差出スヘシ

第二條 銃砲火藥類取締法同施行規則同施行細則及本則ノ規定ニ依リ差出スヘキ文書ニハ各規定事項ノ外其ノ族籍、住所、職業、氏名、年齢ヲ具スヘシ

前項族籍、住所、職業、氏名ニ異動ヲ生シ又ハ銃砲火藥類ノ製造(銃砲ニ在テハ修繕改造火藥類ニ在テハ變形修理ヲ含ム以下ニ做)販賣業者ニシテ休業、廢業、死亡シ又ハ火藥類貯藏所ヲ廢止シタルトキハ十日以内ニ知事又ハ所轄警察官署ニ届出ヘシ但シ死亡ノ場合ニハ戶籍法上ノ届出義務アル者之ヲ爲スヘシ

第三條 銃砲火藥類取締法施行規則第六條ノ規定ニ依ル銃砲火藥類製造ノ許可申請書ニハ銃砲火藥類取締法施行細則第一條、第二條規定事項ノ外其ノ作業時間ヲ具スヘシ

第四條 銃砲火藥類製造所ニ於テ職工ヲ使用セムトスルトキハ其ノ族籍、住所、氏名、年齢ヲ當該營業者ヨリ所轄警察官署ニ届出ヘシ解雇シタルトキハ五日以内ニ届出ヘシ

第五條 銃砲火藥類取締法施行規則第十八條ノ規定ニ依ル軍用銃砲ノ讓渡又ハ讓受ノ許可申請書ニハ

銃砲火藥類取締法施行細則第十四條規定事項ノ外讓渡又ハ讓受ノ年月日檢印番號アルモノハ其ノ檢印番號ヲ具スヘシ

第六條 銃砲火藥類取締法施行規則第二十五條ノ規定ニ依リ讓受ノ許可ヲ受ケ又ハ許可ヲ受ケスシテ讓受ケタル火藥類ヲ他ノ用途ニ使用ノ許可申請書ニハ其ノ用途消費ノ時、場所若シ消費ノ時又ハ場所定マラサルトキハ其ノ事由ヲ具スヘシ

第七條 銃砲火藥類取締法施行規則第三十八條ノ規定ニ依リ地盤又ハ物件ヲ破碎スル爲メ火藥又ハ爆藥ノ使用許可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ附近周圍ノ見取圖消費スル火藥、爆藥ノ種類、數量其ノ他危険豫防ノ爲メ特ニ設備スヘキ事項ヲ具スヘシ

第八條 銃砲火藥類取締法施行規則第三十九條ノ規定ニ依リ、拳銃、短銃、仕込銃ノ授受、運搬、携帯ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具スヘシ

- 一 銃器ノ種類數量
- 二 授受ノ事由及其ノ年月日
- 三 運搬ノ方法通路及其ノ期間
- 四 携帯ノ目的其ノ期間

前項ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ五日以内ニ該許可證ヲ添ヘ更ニ許可ヲ受ケヘシ

第九條 軍用銃砲又ハ銃砲火藥類取締法施行規則第三十九條ノ戎器ヲ所持スル者其ノ族籍、住所、職業、氏名ヲ變更シ又ハ他管内ヨリ轉住シタルトキハ銃器ノ種類、數量及檢印、番號アルモノハ其ノ檢印番號ヲ具シ十日以内ニ又他管内ニ移轉セムトスルトキハ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十條 第八條、第九條及其罰則ノ規定ハ仕込刀劍其ノ他變裝シタル戎器ニ之ヲ準用ス

第十一條 火藥類取扱ノ免狀ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ免狀ノ種類、戶籍抄本、履歷書並其ノ資格ヲ證明スヘキ文書ヲ添ヘ知事ニ申請スヘシ

前項ノ免狀ヲ毀損亡失シ又ハ本縣管内在在中免狀記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ五日以内ニ免狀ノ再交付又ハ書換ヲ知事ニ申請スヘシ

第十二條 火藥類取扱人他管内ニ移轉シタル時ハ十日以内ニ前住地所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出ツヘシ火藥類取扱人死亡シタルトキハ戶籍法上ノ届出義務アル者ヨリ十日以内ニ免狀ヲ返納スヘシ火藥類取扱人六ヶ月以上行衛不明ノトキハ免狀ヲ無効トスルコトアルヘシ

第十三條 火藥類取扱免狀ヲ有スル者法令ニ違反シ又ハ安寧秩序ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ免狀ノ返納ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ命令アリタルトキハ五日以内ニ該免狀ヲ返納スヘシ

第十四條 銃砲火藥類取締法施行規則第七條ノ規定ニ依リ銃砲火藥類製造業者又ハ販賣業者ノ備付クヘキ帳簿ハ第一號乃至第五號様式ニ依ルヘシ

第十五條 銃砲火藥類取締法施行細則第八條ノ規定ニ依ル届ハ第六號及第七號様式ニ依ルヘシ

第十六條 銃砲火藥類取締法施行規則第二十二條第二項ニ依ル處分ハ營業ノ廢止許可ノ取消其ノ他ノ事由ニ依リ之ヲ所持スルコトヲ得サルニ至リタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

第十七條 銃砲火藥類取締法施行細則第二十三條ノ規定ニ依ル届書ニハ銃砲火藥類ノ所有權ヲ取得シタル事由ノ外其ノ種類、數量ヲ具スヘシ

第十八條 銃砲火藥類取締法施行細則第二十四條ノ規定ニ依ル届書ニハ銃器ノ種類、數量及廢棄ノ年月日ヲ具スヘシ

第十九條 銃砲火藥類取締法施行規則第三十二條ノ規定ニ依ル火藥類貯藏所新設ノ許可申請書ニハ銃砲火藥類取締法施行細則第三十一條、第三十二條規定事項ノ外敷地、坪數、周圍四町以内(倉庫ニ在テハ其ノ近ノ見取圖、敷地内建造物ノ配置圖(建造物相互間ノ距離ヲ記入スルヲ要ス))建造物ノ平面圖、斷面圖、側面圖及竣工期間ヲ具スヘシ

其増築、改築、修繕又ハ模様替ノ場合ハ周圍ノ見取圖ヲ省略スルコトヲ得

第二十條 銃砲火藥類取締法施行細則第三十二條ノ規定ニ依リ地下又ハ水上ニ設クル火藥庫ノ設備ニ關シ許可ヲ受ケムトスルトキハ同條規定事項ノ外特ニ設備スヘキ其方法ヲ具スヘシ

第二十一條 火藥類假貯藏所ノ設備ハ大要左ノ標準ニ依ルヘシ但シ火藥類ノ貯藏期間、貯藏品ノ種類數量、設置ノ場所及附近ノ狀況ニ依リ火藥庫ノ設備ニ準セシメ若ハ設備ヲ簡易ナラシムルコトアルヘシ

一 假貯藏所ハ木造又ハ土藏造、平家造ト爲シ壁ノ外側ハ金屬製ニアラサル不燃質物ヲ以テ被覆スルモノトス

二 屋根ハ銃砲火藥類取締法施行細則第三十二條第二號ヲ準用ス但シ天井ハ之ヲ設ケサルコトヲ得

三 壁ノ厚ハ適宜ト爲シ扉ハ之ヲ設クルコトヲ要スルモ窓ハ設ケサルコトヲ得

四 内面ハ銃砲火藥類取締法施行細則第三十二條第四號ヲ準用ス

五 床ハ銃砲火藥類取締法施行細則第三十二條第五號ヲ準用ス但シ地面ト床トノ間ニハ必スシモ空

間ヲ存スルヲ要セサルモノトス

六 避雷針若ハ之ニ代ルヘキ裝置ヲ爲スヲ要ス但シ假貯藏所ノ使用期間極メテ短ク且ツ雷鳴期ニアラサル場合ハ之ヲ省略スルコトヲ得

七 土堤ハ之ヲ設クルヲ通則ト爲シ土地ノ狀況等ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

土堤ノ幅員及位置ニ關シテハ適宜斟酌ヲ加ヘ又堤面芝草類ニテ被覆セサルコトヲ得

八 土堤ノ全部又ハ一部ヲ省略シタル假貯藏所ニ於テハ適當ノ場所ニ警戒札ヲ建設スルモノトス

九 假貯藏所ハ丘陵ノ斜面又ハ隧道ノ側壁ニ洞穴ヲ穿テ若ハ地面ニ孔ヲ穿テ之ヲ設クルコトヲ得

十 前號ノ假貯藏所ニ對シテハ狀況ニ依リ第一號乃至第八號ノ設備ヲ斟酌スルコトヲ得但シ扉ハ之ヲ設クルヲ要ス

第二十二條 銃砲火藥類製造所及火藥類貯藏所ノ新設、増築、改築、修繕又ハ模様替ノ許可ヲ受ケ正當ノ理由ナクシテ六ヶ月以内ニ工事ニ着手セス又ハ竣工期日ヲ經過シ十日以内ニ其ノ事由ヲ届サルトキハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第二十三條 銃砲火藥類取締法施行細則第三十七條ノ許可申請書ニハ荷造、荷解、荷積、荷卸又ハ授受スヘキ火藥類ノ種類數量日時場所及從業者ノ員數ヲ具スヘシ

第二十四條 銃砲火藥類取締法施行細則第五十一條ニ依ル耐熱試驗ノ施行申請書ニハ試驗ヲ爲スヘキ火藥類ノ種類數量及其ノ製造年月日ヲ具スヘシ

第二十五條 不良品ト認定シタル火藥類ヲ廢棄セントスルトキハ其ノ種類、數量、廢棄ノ日時場所及方法ヲ具シ届出ツヘシ

第二十六條 第二條第二項、第四條、第九條、第十一條第二項、第十二條、第十四條、第十六條ニ違
反シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

從來ノ火藥庫倉庫及假貯藏所ニシテ銃砲火藥類取締法同施行規則同施行細則同施行規則及本則ノ規定
ニ適合セサルモノハ明治四十五年五月三十一日限り改造シ所轄警察官署ノ検査ヲ受クヘシ若シ其ノ期
間内ニ改造セサルモノハ許可ノ効力ヲ失フモノトス
職務又ハ銃砲ニ關スル營業ノ爲メニスル者ノ外現ニ拳銃、短銃又ハ仕込銃及仕込刀劍其ノ他變裝シタ
ル戎器ヲ所持スル者ハ本令施行後三ヶ月以内ニ其ノ種類、數量ヲ具シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
前項ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第一號)

(用紙適宜以下同シ)

(紙表)

銃砲製造(修繕改造) 火藥類製造(變形修理)	明細簿	銃砲(火藥類) 製造業	某
---------------------------	-----	----------------	---

製造修繕改造(變形修理)年月日	種	類	數	量	備	考

- 一 種類欄ニハ銃砲ニ在テハ軍用銃砲、獵銃、拳銃、短銃、仕込銃火藥類ニ在テハ火藥、爆藥、火
工品、導火線等ノ類ヲ記載スヘシ(以下倣之)
- 二 備考欄ニハ銃砲ニ在テハ製造、修繕、改造、火藥類ニ在テハ製造、變形、修理等ノ事項ヲ記載
スヘシ
- 三 仕込刀劍其ノ他變裝シタル戎器製造業者ノ備付クヘキ帳簿ハ本令ニ依ル

(第二號)

(紙表)

銃砲(火藥類)讓渡明細簿	銃砲(火藥類)製造業	某
--------------	------------	---

讓渡年月日	種	類	數	量	讓渡ノ事理	注文人又ハ讓受人ノ住所氏名	備	考

仕込刀、劍其他變裝シタル戎器製造業者ノ備付クヘキ帳簿ハ本例ニ依ル

(第三號)

(紙表)

職 工 人 名 簿	銃砲(火藥類)製造業	某
-----------	------------	---

栃木縣

雇人年月日	解雇年月日	住原	所籍	氏名	生年月日	備考

(第四號)
仕込刀、劍其ノ他變裝シタル戎器製造業者ノ備付クヘキ帳簿ハ本例ニ依ル

(表紙)

銃砲(火藥類)讓渡明細簿

銃砲(火藥類)販賣業

某

讓渡年月日	種	類數	量	讓渡ノ事由	注文人又ハ讓受人住所氏名	備考

(第五號)
仕込刀劍其ノ他變裝シタル戎器販賣業者ノ備付クヘキ帳簿ハ本例ニ依ル

(紙表)

銃砲(火藥類)讓取明細簿

銃砲(火藥類)販賣業

某

讓受年月日	種	類數	量	讓受事由	讓受人ノ住所氏名	備考

仕込刀劍其ノ他變裝シタル戎器販賣業者ノ備付クヘキ帳簿ハ本例ニ依ル
(第七號) 明治何年何月中銃砲製造(修繕改造) 火藥類製造(變形修理)

讓渡 高

銃砲(火藥類)製造業

某

種	類	越	高	製造高	銃砲ハ修繕改造	讓渡	高	理	在	高

仕込刀、劍其ノ他變裝シタル戎器製造業者ヨリ所轄警察官署ニ差出スヘキ月表ハ本例ニ依ル
(第七號)

明治何年何月中銃砲(火藥類)取引高

銃砲(火藥類)販賣業

某

種	類	越	高	讓受	高	讓渡	讓渡	現	在	高

栃木縣

二八一

仕込刀劍其ノ他變裝シタル戎器販賣業者ヨリ所轄警察官署ニ差出スヘキ月表ハ本例ニ依ル

煙火、緩燃導火線取締規則

(大正三年十月
栃木縣令第五二號)

第一條 煙火、緩燃導火線ハ火藥類貯藏所又ハ本則ニ依リ設備シタル貯藏所ニ貯藏スヘシ但シ五百間以内ノ緩燃導火線、五貫匁以内ノ煙火ハ他ノ安全ナル場所ニ貯藏スルコトヲ得

所轄警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項但書ノ數量ヲ制限スルコトアルヘシ

第二條 貯藏所ヲ新設セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ改築、變更ヲ爲サントスルトキ亦同シ

一 位置

二 敷地内建造物ノ配置圖(建造物相互ノ距離ヲ記入スルコトヲ要ス)及附近ノ見取圖

三 構造仕様書及其ノ平面圖

四 貯藏品ノ種類及其ノ最大數量

五 工事着手及竣工期日

工事ヲ竣リタルトキハ所轄警察官署ノ検査ヲ受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

第三條 貯藏所ハ左ノ各號ノ制限ニ從フヘシ

一 御用邸ヘ五町以上、社寺、學校、公園、瓦斯製造所、發電所電力若クハ火力ヲ使用スル工場、發火質物件ヲ蓄積スル場所、鐵道、軌道、市街地ヘハ一町以上人家、公道、電線、瓦斯ノ傳導管、火ヲ取扱フ場所ヘハ二十間以上ノ距離ヲ保有スルコト

二 平屋建ニシテ外部ハ耐火構造トシ屋根ハ輕量ナル不燃質物ヲ用キ屋根裏又ハ天井ハ内部ヨリ壓力ヲ加フルトキハ容易ニ昂起シ得ヘキ構造ナルコト

三 内面ハ土砂ノ剝落飛散ヲ防ク装置ヲ爲シ床ハ密ニ張り詰メ鐵類ヲ露ササルコト

第四條 貯藏所ニハ木炭、油類、綿類、襪襪其ノ他發火若シクハ燃燒シ易キ物品ヲ入レ又ハ貯藏所内ニ火氣ヲ携帯スルコトヲ得ス但シ安全燈ヲ使用スルハ此限リニ在ラス

第五條 貯藏所ヲ讓受、借受使用セントスルトキハ双方連署ヲ以テ知事ニ届出ヘシ但シ相續人ニ於テ繼承使用セムトスルトキハ其ノ旨相續開始ノ日ヨリ起算シ五日以内ニ届出ヘシ

第六條 貯藏所所有者其ノ住所氏名ヲ變更シ若ハ其ノ使用ヲ廢止シタルトキハ五日以内ニ知事ニ届出ヘシ

第七條 危害豫防上必要ト認メタル場合ハ貯藏所ノ改修又ハ位置ノ變更ヲ命シ若ハ其ノ使用ヲ禁止シ又ハ停止スルコトアルヘシ

第八條 煙火ハ日出前、日没後製造スルコトヲ得ス但シ所轄警察官署ハ已ムヲ得サル事情アリト認ムルモノニ限り期間ヲ定メ其製造ヲ許可スルコトアルヘシ

第九條 煙火製造者ハ氏名並煙火ノ名稱、製造年月日ヲ其ノ製品ノ見易キ所ニ表示スヘシ

第十條 煙火、緩燃導火線ハ安全ナル容器ニ收納スルニ非レハ貯藏若ハ運搬スルコトヲ得ス

第十一條 煙火、緩燃導火線製造者ハ第一號及第二號様式ノ帳簿ヲ備ヒ原料及製品ノ受拂ニ關スル事項ヲ其都度記載スヘシ

所轄警察官署ハ前項ノ帳簿ヲ検査スルコトアルヘシ

第十二條 煙火打揚ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ打揚地所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

一 煙火ノ種類、數量及其製造者ノ住所、氏名

二 日時、場所及附近ノ見取圖

三 打揚従事者ノ住所氏名生年月

第十三條 警察官署ハ天候其他ノ原因ニ依リ危險ノ虞アリト認ムルトキハ煙火打揚ヲ許可セス又ハ許可後中止ヲ命シ若クハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十四條 本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十五條 玩具用普通火工品「線香花火、疍癩玉(投擲玉)等ヲ含ム以下同シ」ノ製造ヲ爲サムトスル者ハ其ノ種類、作用、原料並製造所ノ位置、構造、設備、製品貯藏方法ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項製造者其ノ業ヲ廢止シ又ハ住所、氏名ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十六條 所轄警察官署ハ危害豫防ノ爲必要ト認メタルトキハ玩具用普通火工品ノ製造ヲ禁止シ又ハ製造ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十七條 第一條、第四條乃至第六條、第八條乃至第十二條、第十五條ニ違反シ又ハ第七條、第十三條ニ依ル命令ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

第十八條 本則施行前許可ヲ得タル煙火製造業者ノ煙火置場ニシテ第三條ノ制限ニ適合セサルモノハ

本則施行ノ日ヨリ六ヶ月以内ニ改造シ所轄警察官署ノ検査ヲ受クヘシ
第十九條 本則ハ臨時ニ煙火製造ヲ爲ス者ニ之ヲ準用ス
第一號

原料明細簿

讓渡年月日	種	類	數	量	讓渡人住所氏名	使用年月日	數	量	殘	高

第二號

製品明細簿

製造年月日	種	類	數	量	讓渡年月日	數	量	讓受人住所氏名	殘	高

瓦斯營業取締規則 (明治四十五年二月 栃木縣令第十號)

第一條 本則ニ於テ瓦斯營業ト稱スルハ瓦斯ヲ製造供給スル業ヲ爲スモノヲ謂フ

栃木縣

第二條 瓦斯營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ第三號乃至第六條ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 住所、氏名、生年月日但シ法人ニ在リテハ其名稱、主タル事務所ノ所在地、代表者ノ住所、氏名及定款ノ謄本

二 營業所ノ位置

三 瓦斯ノ種類及其ノ燃料並其ノ供給ノ目的

四 製造所、貯藏所ノ位置及其周圍壹町以内ノ地形建物等ノ現狀ヲ表ハシタルハ圖面

五 瓦斯供給區域及其ノ線路地名並圖面

六 工事設計書

七 資本金、工事費及營業ノ收支概算書

瓦斯供給線路ニシテ道路、橋梁、河川、溝渠、堤塘其ノ他公共ノ用ニ供セラレタル土地又ハ他人ノ土地ヲ使用セムトスルトキハ其ノ管理者又ハ所有者ノ承諾書若ハ其ノ謄本ヲ添附スヘシ

第三條 營業ヲ讓渡セムトスルトキハ當業者連署ノ上知事ノ許可ヲ受クヘシ

第四條 營業者ハ左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

一 第二條第一項第一號第二號ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ

二 營業ヲ開始シ又ハ廢止シタルトキ

三 營業ノ讓渡ヲ終了シタルトキ

四 營業者死亡シ又ハ法人ニシテ解散シタルトキ

前項第四號ノ事項中死亡ノ場合ニハ戶籍法上ノ届出義務者、解散ノ場合ニハ清算人ヨリ届出ツヘシ
第五條 營業者ハ左ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ日時、場所、原因、狀況及應急處置ノ方法ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ

一 製造所、貯藏所其ノ他工作物ノ損壞又ハ瓦斯ノ漏洩其ノ他瓦斯ノ作用ニ因リ災害其ノ他ノ事故ヲ生シタルトキ

二 二十四時間以上瓦斯供給ヲ停止シタルトキ

三 前各號ノ外重ナル事故ヲ生シタルトキ

第六條 營業者ハ工事着手前ニ主任技術員ヲ選任シ履歷書ヲ添ヘ知事ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第七條 營業ニ關シ提出スル文書又ハ圖面中技術ニ關スルモノハ主任技術員之ニ署名捺印スヘシ但シ主任技術員ノ選任前ニ在リテハ其ノ設計ヲ擔任シタル技術員之ニ署名捺印スヘシ

第八條 營業者ハ正當ノ事由ナクシテ瓦斯ノ供給ヲ拒絕スルコトヲ得ス

第九條 營業者ハ營業開始前ニ於テ營業規程ヲ定メ知事ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

營業規程ニハ瓦斯供給時間、供給料金及供給ニ要スル機械器具費又ハ其ノ賃貸料、器具ノ取付、撤去其ノ他供給上ノ要件ヲ記スヘシ

第十條 瓦斯線路ハ常ニ之ヲ検査シ安全ト認ムルニ非サレハ傳送スルコトヲ得ス

第十一條 營業者ハ知事ノ許可ヲ受クルニ非サレハ全部又ハ一部ノ營業ヲ休止スルコトヲ得ス

第十二條 修繕其ノ他ノ原因ニ依リ瓦斯ノ供給ヲ中止セムトスルトキハ急遽ノ場合ヲ除クノ外其ノ旨

ヲ所轄警察官署ニ届出同時ニ需用者ニ豫告スヘシ

第十三條 知事ニ於テ保安上必要アリト認ムルトキハ營業者ニ對シ線路ノ要所ニ技術員又ハ工夫ノ散宿ヲ設置セシメ常時其ノ在勤ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ散宿所ニハ公衆ノ賭易キ所ニ其ノ標札ヲ掲ケ且危險豫防上必要ナル器具ヲ設備スヘシ

第十四條 前條ニ依リ散宿所ヲ設ケタルトキハ五日以内ニ其ノ位置及散宿所ニ勤務スル技術員又ハ工夫ノ氏名、年齢ヲ知事ニ届出ツヘシ異動アリタルトキ亦同シ

第十五條 營業者ハ瓦斯管敷設ノ場所又ハ其ノ附近ニ於テ出火其ノ他非常ノ事故アルトキハ直ニ現場ニ技術員又ハ工夫ヲ派遣シ危害豫防ノ施設ヲ爲シ其ノ旨出張ノ警察官ニ届ケ出テシムヘシ其技術員又ハ工夫ハ警察官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ退場スルコトヲ得ス

出火其ノ他災害ノ場所ニ派遣ノ技術員又ハ工夫ニハ晝間ハ標旗夜間ハ標燈ヲ携帯セシムヘシ
前項ニ依リ使用スヘキ標旗及標燈ハ豫メ之ヲ定メ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十六條 當該官吏ハ瓦斯製造所、貯藏所其ノ他ノ工作物ノ検査ヲ爲スコトアルヘシ

第十七條 知事ハ必要ト認ムルトキハ營業者ニ對シ瓦斯ノ漏洩試験ヲ行ハシムルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ試験ニ要スル費用ハ營業者ノ負擔トス

第十八條 知事ハ營業者ニシテ本則又ハ營業許可ノ條件トシテ命令シタル事項若クハ之ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シ其ノ他危險豫防又ハ衛生ノ爲若ハ公益上必要ト認メタルトキハ工作物ノ改修撤去、使用停止又ハ營業ノ停止ヲ命シ若クハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十九條 營業ニ關シ知事ニ提出スヘキ文書ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第二十條 第二條第一項第三條、第八條、第十條、第十一條ニ違反シ又ハ第十六條ノ検査ヲ拒ミ若クハ第十七條第一項第十八條ノ命令ニ違反シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十一條 第四條乃至第六條、第九條、第十二條、乃至第十五條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第二十二條 本則ニ依リ適用スヘキ罰則ハ營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ之ヲ法定代理人ニ法人ナルトキハ其ノ代表者ニ適用ス

第二十三條 營業者ハ其代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

附 則

第二十四條 本則ハ自家用ノ爲瓦斯ヲ製造使用スルモノニ之ヲ準用ス

第二十五條 本則施行ノ爲汽罐汽機取締規則ハ其ノ適用ヲ妨ケス

第二十六條 本則施行ノ際現ニ瓦斯營業ヲ爲シ又ハ自家用ノ爲瓦斯ヲ製造使用スル者ハ本則施行ノ日ヨリ九十日以内ニ第二條ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ許可ヲ受ケサルモノハ爾後瓦斯營業ヲ爲シ又ハ自家用ノ爲瓦斯ヲ製造使用スルコトヲ得ス

煙突取締規則 (大正三年十月 栃木縣令第五七號)

第一條 本令ハ煙突ヲ建設使用スル者ニ之ヲ適用ス但シ他ノ法令ニ別段ノ規定アルモノハ此ノ限りニアラス

第二條 煙突ヲ建設使用セントスル者ハ工事着手前左記各號ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ届出ヘシ其

ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ亦同シ

- 一 住所、氏名、生年月日法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ住所、氏名
- 二 使用ノ目的
- 三 建設ノ位置及其ノ附近ノ圖面
- 四 構造寸法支持方法及其ノ圖面
- 五 燃料ノ種類
- 六 掃除ノ方法

前項工事ノ落成シタルトキハ所轄警察官署ノ検査ヲ受クルニアラサレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第三條 煙突ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

- 一 材料ハ石、煉瓦、金屬又ハ陶器等ノ不燃質物タルヘシ
 - 二 高サハ其ノ口徑一尺以上ノモノニ在リテハ六十尺以上口徑一尺以下ノモノニアリテハ其ノ口徑ノ六十倍以上ニシテ何レモ屋上十尺以上ノ高サヲ有スルモノナルヘシ
 - 三 燃質物ニ接觸スル部分ハ石、煉瓦、漆喰等ノ不燃質物ヲ以テ其ノ周圍ヲ包繞シ危險豫防ノ裝置ヲ爲スヘシ
 - 四 建造物ノ側壁ヨリ突出セシムルモノハ軒擔ヨリ一尺以上ノ距離ヲ保チ上方ニ屈曲セシムヘシ
 - 五 必要ニ應シ適當ナル支柱支線其ノ他ノ支持竝掃除裝置ヲ設クヘシ
- 土地ノ狀況煙突ノ構造、燃料ノ種類、數量等ノ關係ヨリ危險竝衛生上ノ障害ナキモノニアリテハ所轄警察官署ノ認可ヲ得テ前項第二條ノ高サヲ減縮スルコトヲ得

六 金屬製煙突ハ架空高壓電線路ニ對シ二間以上ノ距離ヲ保有スヘシ

七 煙突ハ草葺屋上ニ建設スルコトヲ得ス

第四條 (削除)

第五條 (削除)

第六條 煙突ハ石炭ヲ燃料トスルモノハ毎月三回以上薪類ヲ燃料トスルモノハ毎月二回以上掃除スヘシ

第七條 所轄警察官署ハ危害豫防又ハ衛生上必要ト認メタルトキハ其ノ豫防裝置又ハ第三條ノ制限ニ拘ラス改造修理ヲ命シ若ハ其ノ使用ヲ停止シ又ハ位置ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第八條 煙突ノ使用ヲ廢止シタルトキハ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第九條 第二條、第四條乃至第六條、第八條ニ違反シ若ハ第七條ニ依ル命令ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

第十條 前條ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者、未成年者ノ内禁治産ニ在リテハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

第十一條 第二條、第八條ノ規定ハ之ヲ自家用炊事場、風呂場、緩爐ニ附屬建設セルモノニ適用セス

附 則

本令施行ノ際建設使用シアル自家用炊事場、風呂場、緩爐ニ附屬建設アル以外ノ煙突ハ第二條ニ依リ届出テタルモノト看做ス但シ第三條ノ制限ニ適合セサルモノハ大正四年十二月三十一日迄ニ改修シ所轄警察官署ノ検査ヲ受クヘシ

屋上覆葺規則

(明治四十年四月
栃木縣令第二四號)

- 第一條 家屋其ノ他建物ヲ建築スルトキハ不燃質ノ材料ヲ以テ其ノ屋上ヲ覆葺スヘシ
- 第二條 本則施行前ノ家屋其ノ他ノ建物ニシテ燃質材料ヲ以テ覆葺シタルモノハ改築又ハ大修繕ノ際不燃質ノ材料ヲ以テ改葺スヘシ
- 第三條 本則第一條、第二條ノ規定ニ據ラスシテ覆葺シタル所アルトキハ所轄警察官署ハ之カ改葺ヲ命スルコトヲ得
- 第四條 古例アル社寺堂宇其ノ他特別ノ事情アルモノハ知事ノ認可ヲ受ケ本則第一條、第二條ノ規定ニ據ラサルコトヲ得
- 第五條 災害ニ罹リタルトキ又ハ新築改築等ノ爲メ一時假小屋ヲ設ケムトスルトキハ二個年以内ニ於テ豫メ期間ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケ本則第一條、第二條ノ規定ニ據ラサルコトヲ得
- 第六條 本則ニ依リ屋上ヲ覆葺セントスルトキハ着手前所轄警察官署ニ届出ヘシ
- 前項ノ工事落成シタルトキハ十日以内ニ届出テ検査ヲ受クヘシ
- 第七條 本則第一條、第二條、第四條、第五條、第六條ニ違背シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 附 則
- 第八條 本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第九條 本則ノ施行區域ハ別ニ之ヲ定ム
- 屋上覆葺區域

宇都宮市ノ内

明治四十年四月二日 縣令第二五號	新石町、傳馬町、池上町、杉原町、馬場町、相生町、千手町、大工町、上河原町、小袋町、川向町
全年十月十八日 縣令第五六號	宇都宮市ノ内 江野町、一條町(自三十四番地)ヲ追加 至三十七番地
明治四十一年二月一日 縣令第一一號	宇都宮市ノ内、花房町、戸祭町ノ内東戸祭及鐵道線路東南ニ屬スル梁瀨町、宿郷町、今泉町ヲ除ク全部 下都賀郡、栃木町ノ内泉町、城内片柳町ヲ除ク全部 足利郡足利町ノ内木城及大字助戸ヲ除ク全部
全年三月廿九日 縣令第三五號	上都賀郡日光町大字日光ノ内字上鉢石全中鉢石 下都賀郡栃木町全部
明治四十三年十一月一日 縣令第一二二號	鐵道軌條ノ外側ヨリ左右各貳拾間以内ノ地域ニ對シ屋上覆葺規則適用ノ件但シ第二條ハ除ク 下都賀郡野木村ヨリ那須郡那須村ニ至ル東北本線 足利郡小俣村ヨリ下都賀郡小山町ニ至ル兩毛線 下都賀郡小山町地内水戸線 宇都宮市ヨリ上都賀郡日光町ニ至ル日光線 芳賀郡久下田町ヨリ全郡眞岡町ニ至ル眞岡線 足利郡山邊村ヨリ全郡筑波村ニ至ル東武線 安蘇郡堺村ヨリ全郡葛生町ニ至ル東武線ノ内葛生線
大正元年十二月二十日 縣令一七號	上都賀郡日光町大字日光ノ内花石町、四軒町、袋町、中本町、下本町、上大工町、下大工町、板挽町下河原、安川町、山内、下鉢石町、稻荷町、御幸町、石屋町、松原町、相生町、磐戸町但シ御幸町、石屋町、松原町ノ内死人淵川以内ヲ除ク上都賀郡鹿沼町大字鹿沼ノ内末廣町、
大正三年四月十七日 縣令第二十六號	

獸類化製場取締規則

(明治二十八年五月
栃木縣令第六十二號)

第一條 本則ニ於テ化製場ト稱スルハ獸類ヲ原料トシ脂肪、膠、石鹼、肥料其他ノ材料ヲ製造スル場所ヲ云フ

第二條 化製場ハ人家ヲ距ルコト六十間以上飲料水其他衛生上ニ障害ナキ場所ニアラサレハ建築スルヲ許サス

第三條 化製場ヲ建設セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署又ハ警察分署ヲ經テ縣廳ニ出願スヘシ其化製場ヲ改造シ若クハ賣買(讓與双方連署ヲ要ス)セントスル者モ亦同シ

但改造又ハ賣買讓與ノ場合ハ其所要事項ノ外記載スルニ及ハス

一 建設場ノ地名、番號、構造、仕様書竝ニ四隣ノ距離及圖面

二 化製ノ種類及其方法

三 落成期限

第四條 第三條ノ構造落成シタルトキハ所轄警察署又ハ警察分署ニ届出テ検査ヲ經ルニアラサレハ開業スルコトヲ得ス

第五條 許可ヲ得タル後正當ノ事由ナクシテ左ノ各項ニ觸ルル者ハ其効ヲ失フモノトス

一 許可ノ日ヨリ三十日以内ニ建設ニ著手セヌ又ハ落成期限ヲ經過シ落成セザルトキ

二 燒失崩壞ニ係リ六ヶ月内ニ再築ヲ出願セヌ又ハ六ヶ月以上休業シタルトキ

第六條 廢業又ハ轉居、改氏名シタルトキハ七日以内ニ所轄警察署又ハ警察分署ヲ經テ縣廳ニ届出ツヘシ化製者死亡シタルトキハ其相續人若クハ親戚ヨリ本條ノ手續ヲナスヘシ

第七條 化製場ノ構造毀損シ又ハ化製上ノ臭氣其他發生物等危險若クハ健康ヲ害スルト認ムルトキハ除害裝置ヲ命シ又ハ其使用ヲ禁止スルコトアルヘシ

第八條 化製場ハ左ノ制限ニ從ヒ構造スヘシ

一 化製場ノ周圍ハ高サ九尺以上ノ見透ササル墻壁ヲ設クヘシ

二 化製用建物ノ屋上ハ瓦石又ハ金屬ヲ以テ覆葺スヘシ

三 化製用ノ建物ニハ二ヶ所以上ノ出入口竝ニ窓牖ヲ設ケ且屋上ニハ空氣抜ケヲ供フヘシ

四 建物ノ地盤ハ石又ハ煉瓦石ヲ敷設シ其間隙ハ(セメント)ノ類ニテ接合シ且石若クハ漆喰敲ヲ以テ汚物溜ニ通スル溝ヲ設ケ適宜ノ勾配ヲ付シ内部ノ四壁ハ石造、煉瓦造ニ係ル者ノ外厚板ヲ以テ之ヲ張ルヘシ

五 汚物溜ハ陶器又ハ敲若クハ桶(用材厚サ一寸以上)ヲ以テ屋外二間以上ノ地ニ設ケ堅牢ナル蓋ヲ以テ密閉スヘシ但溜ハ地盤ヨリ幾許高ク敷設スヘシ

六 化製用ノ原料置場ハ化製場構内ニ設クヘシ

七 竈ヲ使用スル者ハ石又ハ煉瓦石ヲ以テ之ヲ作り火焚口ノ蓋ハ鐵板釜口ハ厚サ一寸以上ノ厚板ヲ以テ密閉シ且釜中ヨリ蒸騰スル臭氣ハ竈内ニ導ク裝置ヲナスヘシ

八 煙筒ハ石、煉瓦石又ハ金屬類ヲ以テ建設シ且ツ高サ地盤ヨリ三丈以上トス但金屬類ニシテ壁又

ハ屋上ヲ貫通スル者ハ厚サ三寸以上ノ石又ハ漆喰ヲ以テ其部分ヲ箱塞スヘシ

第九條 化製場構内ニ於テ死獸ヲ支解シ若クハ廢獸ヲ撲殺スル者ハ支解所ヲ設置スヘシ其構造ハ第八條第三項、第四項ノ制限ニ從フヘシ

第十條 支解場外ニ於テ獸類ヲ支解若クハ撲殺スルコトヲ得ス

支解場ニ於テ獸類ヲ支解若クハ撲殺セントスルトキハ其種類頭數ヲ獸類ノ診斷書若クハ檢案書ヲ添ヘ其前日迄ニ所轄警察署又ハ警察分署若クハ巡查派出所、巡查駐在所ニ届出スヘシ
但其肉類ノ取扱ハ特ニ警察官吏ノ指揮ニ從フヘシ

第十一條 化製者ハ毎月ノ事項ヲ記シ三ヶ月分取纏メ翌月五日迄ニ所轄警察署又ハ警察分署ニ届出ヘシ

一 原料用死獸並撲殺獸(死獸ト撲殺獸ノ區別ヲ要ス)ノ種類及頭數

二 化製ノ種類及其高

第十二條 本則第三條、第四條、第六條第一項、第九條第一項、第十條、第十一條ヲ犯シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス(明治四十二年十二月栃木縣令第六十九號ニテ改正)

附 則

第十三條 従前ノ營業者ハ化製ノ種類及化製場ノ位置ヲ詳記シ五月三十一日限り所轄警察署又ハ警察分署ヲ經テ縣廳ニ届出ツヘシ

第十四條 既設ノ化製場ニシテ本則ニ抵觸スルモノハ明治三十一年三月三十一日限り移轉若クハ改造スヘシ

奈良縣

製造場取締規則

(明治三十一年六月奈良縣令第四五號)

製造場取締規則左ノ通り相定ム

但明治二十六年(九月)奈良縣令第三六號同二十四年(十二月)奈良縣令第四十九號ハ廢止ス

第一條 本則ハ營業ト否トニ拘ハラズ左ノ事項ニ該當スル場所ニ適用ス

一 蒸汽電氣水壓(米搗水車氷豆腐製造所ノ類ヲ除ク)石油等ノ原動力ヲ使用スルモノ

二 火爐吹子竈ヲ使用スルモノ

三 劇響惡臭ヲ發シ其他危險ヲ生シ健康ヲ害スルノ虞アルモノ

第二條 製造場ヲ設置セントスルモノハ願書ニ族籍、住所、氏名、年齢及左ノ事項ヲ詳具シ所轄警察署又ハ分署ヲ經テ當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ之ヲ増減變更セントスルトキ亦同シ
製造場ノ修繕ヲナサントスルトキハ所轄警察署又ハ分署ヲ經テ當廳ニ届出ツヘシ

一 製造場設置ノ郡、町、村、大字並ニ番地

二 構内坪數各室ノ配置及煙突、竈、火爐、吹子等ノ位置並ニ相互ノ距離ヲ示シタル平面圖

三 周圍五十間以内ノ地形人家ノ位置並ニ其相互ノ距離ヲ示シタル圖面

四 建物竝ニ竈、火爐、塀、吹子、烟出等ノ構造仕様書

五 器械類ノ名稱及個數

六 烟突ノ圖面(平面、側面、切斷圖)

七 三十坪以上ノ一階以上及煉瓦、石造建物ニ在テハ構造仕様明細書及左ノ圖面ヲ要ス

一 斷面及小屋竝各切組構造圖(縮尺二十分ノ一以上)

二 正面側面半面圖(縮尺百分ノ一以上)

三 使用材料明細書

八 汽罐、汽機据付地盤ノ構造仕様書

九 汽罐構造調書

一 汽罐ノ種類及個數

一 汽罐ノ寸法(内徑及長火甬ノ直徑)

一 罐板ノ種類及厚サ

一 支柱竝ニ鉄ノ種類寸法及距離

一 水壓試驗及其試驗年月日

一 常用汽壓

一 爐格ノ面積

一 安全瓣ノ種類個數及寸法

一 製作所名及製作年月日竝ニ履歷

十 汽機ノ構造調書

一 汽機ノ種類及個數

一 汽筒ノ寸法

一 衡程ノ寸法

一 回轉數

一 實馬力

一 公稱馬力

十一 製造品原料及燃料ノ種類竝ニ消費高

十二 汽罐ノ使用時間

十三 職工ノ員數(男女ヲ區別ス)及就業竝ニ休業時間

十四 工事落成期日

第三條 左ノ場所ニ於テハ製造場ノ設置ヲ許サス

但其種類ニ依リ特ニ許可スルコトアルヘシ

一 御陵墓及御料地ヨリ三丁以内ノ土地

二 離宮御用邸ヨリ五丁以内ノ土地

三 市街地又ハ學校、病院、古社寺、公園ヲ去ルニ二丁以内ノ土地

第四條 左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所轄警察署又ハ分署ヲ經テ當廳ニ届出ツヘシ

一 機械据付地盤築立基礎工事着手ノトキ

二 烟突及煉瓦、石造建物ノ地盤築立基礎工事着手ノトキ

三 避雷針取付ノトキ

四 汽罐汽機据付ノトキ

五 臨時指示シタル場合

第五條 有害瓦斯ヲ發散スルモノハ其防禦方法汚水ヲ生スルモノハ除却ノ方法ヲ設クヘシ

第六條 工事落成シタルトキハ所轄警察署又ハ分署ヲ經テ當廳ニ届出検査ヲ乞ヒ其證ヲ受クヘシ検査證ヲ受ケサルモノハ使用スルコトヲ得ス

第七條 工事落成期日經過後三ヶ月以内ニ開業セス又ハ開業後六ヶ月以上休業シタルモノハ免許ノ失効ヲ命スルコトアルヘシ

第八條 製造場ノ工事設計不完全ニシテ危害又ハ火災ヲ生シ若クハ健康上有害ノ虞アルモノハ特ニ除外設計ノ方法ヲ命スルコトアルヘシ

既設ノ製造場ニシテ前項ノ必要アルトキハ其部分メ改造修繕ヲ命シ若クハ其使用ヲ停止又ハ禁止スルコトアルヘシ

第九條 人家稠密ノ地ニ於テ石炭ヲ使用スル煙突ハ其高サ六十尺以上ニ構造スヘシ但一日三百斤以下ノ石炭ヲ使用スルモノハ此限りニ在ラス

第十條 煉瓦、石造ノ煙突ハ近接人家及汽罐ニ對シ其高サ三分ノ一以上ノ距離ヲ取ルヘシ

第十一條 汽罐、汽機ヲ使用スル製造場ハ左ノ各項ニ從フヘシ

一 検査證有効期限滿了前二十日以内ニ於テ便宜時日ヲ定メ其十日以前ニ所轄警察官署又ハ分署ヲ經テ當廳ニ願出定期検査ヲ受クヘシ

二 定期検査ヲ受ケントスルトキハ汽罐ノ貯水ヲ排出シ人孔、泥孔、爐格及火橋ヲ取外シ罐體ヲ冷却セシメ汽筒ノ蓋ヲ取拂ヒ煙突其他検査ニ必要ノ部分ヲ洒掃シ受檢ノ準備ヲ爲シ置クヘシ

三 検査證ニ記載セシ制限汽壓ヲ超過セシムルコトヲ得ス

四 検査官吏ニ於テ安全瓣ヲ封鎖シタルトキハ之ヲ開封スルコトヲ得ス

五 機關手ヲ雇入レ又ハ解雇シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署又ハ分署ヲ經テ當廳ニ届出ツヘシ

但雇入届書ニハ其履歷書ヲ添フヘシ

六 検査證ハ機關室ニ掲ケ置クヘシ

七 二ヶ月ニ一回以上煙突ノ掃除ヲ爲スヘシ但掃除ノ日時ハ豫メ所轄警察署又ハ分署ニ届出ツヘシ

第十二條 鍛冶、鑄物工場ハ左ノ制限ニ從ヒ構造スヘシ但簡易ノ方法ニ依ルモノニシテ危險ノ虞ナシト認ムルモノハ之ニ依ラサルコトヲ得

一 火爐ハ一坪以上ノ土間ニ設ケ且汽力ト輔トヲ問ハス其風管ト火爐トノ間ニ石又ハ煉瓦石ヲ以テ障壁ヲ設クヘシ

二 火爐ニ近接スル四壁ハ石、煉瓦又ハ金屬天井裏ハ漆喰塗若クハ金屬ヲ以テ之ヲ覆フヘシ

三 高ホトヲ使用スルモノハ障壁ニ接續シテ天蓋形金屬ノ煙出ヲ設クヘス

四 煙出ヲ設置スルモノハ石、煉瓦石、金屬又ハ漆喰塗ヲ以テシ屋上ハ高サ六尺以上突出セシムヘシ但金屬ノ煙管ニテ屋上ニ貫通スルトキハ其貫通ノ部分ハ外部ヨリ厚サ三寸以上ノ石又ハ漆喰ヲ以テ嵌塞スヘシ

第十三條 製造場ニハ時々警察官吏ヲ派シ視察ヲナシムルコトアルヘシ

第十四條 汽罐、汽機ノ検査ハ定期臨時ノ二種ニ分チ定期検査ハ使用期限滿期ノ際臨時検査ハ必要ト

認ムルトキ之ヲ行フモノトス

第十五條 汽罐、汽機ノ運轉ヲ三ヶ月以上休止シタルトキハ臨時検査ヲ受クルニアラサレハ使用ヲヘカラス

第十六條 製造場ニ於テ出火、崩壊、破裂等ノ危害ヲ生シ又ハ危害ヲ生スヘキ虞アルトキハ速カニ其豫防ヲ爲シ即時所轄警察署又ハ分署ヲ經テ當廳ニ届出ツヘシ

第十七條 製造場ヲ賣買、讓受渡、貸借シタルトキハ双方連署ヲ以テ五日以内ニ所轄警察署又ハ分署ヲ經テ當廳ニ届出ツヘシ

第十八條 検査證面ニ異動ヲ生シ又ハ之ヲ紛失毀損シタルトキハ五日以内ニ所轄警察署又ハ分署ヲ經テ當廳ニ其書換又ハ再渡ヲ請フヘシ廢業シタルトキハ五日以内ニ所轄警察署又ハ分署ヲ經テ當廳ニ届出検査證ヲ返納スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ持主死亡シタルトキハ相續人ニ於テ其手續ヲ爲スヘシ

第十九條 會社組合等ノ組織ニ係ルモノハ業務擔當人其責ニ任ス
第二十條 本則第二條、第四條、第六條、第十一條、第十五條、第十六條、第十七條、第十八條ヲ犯シ又ハ第七條、第八條ノ命令ニ違フモノハ刑法第四百二十五條第五項ニ依リ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

第二十一條 從來設置ノ製造場ニシテ本則第三條、第九條、第十條、第十二條ノ制限ニ違フモノハ改築又ハ大修繕ヲ要スルトキ本則ニ依リ改造又ハ移轉スヘシ

第二十二條 本則ノ外別ニ取締規則アルモノハ各其取締規則ニ從フヘシ

第二十三條 從來設置ノ製造場ハ明治三十一年九月三十日迄ニ本則第二條第一號乃至第六號及第十一號乃至第十三號ノ事項ヲ届出ツヘシ

製造場取締規則施行手續

(明治三十一年六月 奈良縣訓令甲第六〇號)

製造場取締規則施行手續左ノ通り相定ム

但明治二十六年(九月)達第五二號同廿四年(十二月)達第四五號ハ廢止ス

第一條 規則第二條ノ願出アルトキハ同條各號ノ事項及四隣地主家主故障ノ有無其ノ他實地ノ狀況ヲ調査シ許否ノ意見ヲ付シテ進達スヘシ

第二條 鍛冶、鑄物場ニ關スル願届ハ前條ニ準シ所轄警察署又ハ分署ニ於テ許否スヘシ但他ノ製造場ニ附屬スルモノハ此ノ限リニアラス

第三條 修繕、廢業、賣買、讓受渡等ノ願届ニシテ意見ナキモノハ署印ヲ捺シテ進達スヘシ

第四條 工事落成ノ届出ニハ左ノ區別ニ依リ取扱フヘシ

- 一 汽罐、汽機ヲ据付ケタルモノハ其届書ニ署印ヲ捺シテ進達スヘシ
- 二 鍛冶、鑄物場ハ實地ヲ検査シ適當ト認ムルモノハ検査證ヲ下付スヘシ
- 三 其他ノ製造場ニ在テハ審査ヲ遂ケ適當ナルモノハ意見ヲ付シテ進達スヘシ

第五條 規則第七條、第八條ノ事項ハ其實況ヲ審査シ具申スヘシ
第六條 定期検査ノ願出アルトキハ規則第十一條第二號ノ準備ヲ命スヘシ臨時検査ノ通知アリタルト

キ亦同シ

第七條 規則第十一條第三號、第六號、第七號ノ事項ハ毎月一回以上臨検視察スヘシ

第八條 規則第十二條但書ニ依リ鍛冶鑄物場ハ危険ナシト認ムルモノニ限リ許可スヘシ

第九條 規則第十六條ノ届出アリタルトキハ即時實地ヲ調査シ其狀況ヲ添申スヘシ但危害ノ虞アルモノハ即時使用ヲ停止スヘシ

第十條 附則第二十三條ノ届出アリタルトキハ實査ヲ遂ケ調査書ヲ付シテ進達スヘシ但鍛冶鑄物場ニ係ルモノハ其ノ署ニ保存スヘシ

第十一條 警察署又ハ分署ハ製造場名簿ヲ備フヘシ

第十二條 検査證ハ左ノ様式ニ據ルヘシ

(用紙厚紙)
長サ五寸五分

表		裏	
第	郡市町村大字番地	奈	瓦
號	何某	縣	印
年	場 檢 査 証		
月	日 檢 査		

第十三條 製造場建物其他ノ構造仕様書ハ概ネ左ノ標準ニ據ラシムヘシ

一 製造場構造仕様書式

一 何々場材料及坪數棟數

例へハ煉瓦造又ハ石造土造木造平家建又ハ二階建ニシテ間口何間何尺奥行何間何尺此建坪十何坪何合何才何棟ト記セシムルノ類但煉瓦石造土造ハ地形ヲ行リ方ヲ詳記スヘシ木造ハ石礎又ハ掘建ノ別ヲ記セシムルヲ要ス

二 四壁

例へハ煉瓦造リハ何枚積又ハ何枚半積石造土造ハ其壁ノ厚サヲ記シ又木造ハヨロヒ張り地上ヨリ屋根裏迄ノ高サ何十何尺何寸ト記セシムルヲ要ス但木造ニシテ鐵板ヲ以テ覆フモノハ其事項ヲ記セシムルモノトス

三 出入口及窓個數及寸法

例へハ東西二方ノ縦何尺何寸横何尺何寸出入口各何ヶ所ヲ設ケ其戸ハ木造鐵板張りニシテ引戸南北二方ニ縦何尺何寸横何尺何寸ノ無双窓若クハ硝子嵌込ミ明リ取窓各何ヶ所ヲ設ケ其戸縮ハ羽根戸又ハ引戸ト記セシムルノ類但煉瓦セリ持等ハ出入口何寸勾配窓ハ何寸勾配ニシテ總テ橢圓形ニ造ル割ヲ記セシムルヲ要ス

四 屋根被覆材料

例へハ瓦鐵板ブリツキ葺等ノ類但小屋根形ノ窓ヲ設クルトキハ前項ノ例ニ依リ記セシムルヲ要ス

五 天井材料

例へハ木舞打ニシテ鐵板張り或ハ漆喰塗ニシテ其厚サハ何寸何分土間トノ隔リ何尺何寸等ノ類
但板張り天井ニシテ竈爐ノ上部ノミ覆フトキハ其廣サヲ何尺何寸方ト記スルヲ要ス

六 場内地盤

例へハ土間ハ煉瓦敷設セメント敲キ床張り又ハ東方出入口ニ接シタル部分何坪ハ土間其ノ他ハ
床張り等ノ類但シ煉瓦敷設ニシテ汚水等流通ヲ克クスルモノハ一尺ニ付何勾配ト記セシムルヲ
要ス

七 汚水下水溝

例へハ場内中央ニ幅何寸何分深サ何寸何分汚水溝ヲ設ケ東方ノ屋外下水溝ニ流通セシメ其下水
溝ハ何寸厚サノ松板ヲ以テ幅何尺何寸深サ何尺何寸ニ出來シタル暗渠トス其下流ハ何々川又ハ
何下水溝ニ接続ス

八 汚水溜

例へハ内外ニ納藥ヲ施シタル瓶ニシテ其口径ハ何尺何寸深サ何尺何寸何石何斗入ノモノハ何個
蓋ハ杉板一寸厚ニシテ臭氣漏洩セサル様密閉ス其瓶ハ地下へ何尺埋込ミ汚水ハ汚水溝ヨリ流失
ス時々汲取リ肥料ニ販賣ス其据付位置ハ井戸ヨリ何間何尺ト記セシムルノ類

九 器械ノ名稱個數及用法

例へハ何々ヲ製造スル何々器械何臺ハ東南方ノ壁ヨリ何尺何寸ヲ隔テ東西一列ニ設置シ又何々
器械何臺ハ西北二方ノ壁ヨリ何尺何寸ヲ隔テ一聯ニ設置シ第一號ハ何々ヲ製煉シ第二號ハ何々

ノ製作用ニ供スト記セシムルノ類

十 工場周圍ノ塙塙

例へハ東西ハ道路ニ沿ヒ煉瓦(何枚半)石造(厚サ何尺何寸)板塙ニシテ高サ何尺何寸延長何
十間何尺西南ハ隣地々境ニシテ煉瓦又ハ何々ヲ以テ高サ何尺延長何十何間何尺ト記セシムルヲ
要ス

十一 粘接料ノ割合

例へハセメント何分生石灰何分、川砂何分ト記セシムルノ類

二 竈構造仕様書

一 竈材料寸法個數及用法

例へハ煉瓦石造土造丸形若クハ角形ニシテ其ノ高サハ何尺何寸、横何尺何寸、縦何尺何寸何個
土間ニ設置シ第何號ハ何々ヲ製造シタルモノヲ蒸上ケ第何號ハ何々品ヲ煮ル爲設置スト記セシ
ムルノ類

二 釜若クハ鍋ノ個數及寸法

例へハ鐵釜何個口径何尺何寸深何尺何寸第何號竈ニ何個裝置シ銅鍋何個第何號竈ニ各何個宛裝
置ス但其口径ハ何尺何寸ニシテ同形ト記セシムルノ類

三 竈ト四壁及天井若クハ危險物置場トノ距離

例へハ第何號竈へハ東西板壁ヨリ何間何尺天井ヨリ何尺第何號竈へハ東西北方ノ壁ヨリ何間何
尺南方ヨリ何間何尺天井ヨリ何間何尺又ハ危險物ノ置場ヨリ第何號竈へ何十間何尺何寸ト特ニ

詳記セシムルヲ要ス

四 爐格及火焚所ノ寸法

例へハ第何號ヨリ第何號迄ノ竈ハ幅何尺何寸長サ何尺何寸圓形ノ火焚所ハ單ニ直徑何尺何寸ト記セシムルノ類

三 燃料種類及消費高

例へハ石炭木炭薪材第何號竈ニハ何々ヲ用フ一日何程一ヶ月何程一ヶ年何程ト記セシムルノ類

四 煙突構造仕様書

一 材料

例へハ煉瓦、石造、鐵管等ノ類

二 寸法

例へハ高サ何十何尺口徑何尺何寸煉瓦積ノ上下ニ勾配ヲ付スルモノハ外法根幅何尺何寸頂上何尺何寸ト記セシムルノ類

三 地形

例へハ地盤何尺何寸幅何尺迄掘下ケ松丸太末口何寸長サ何尺ノモノヲ何尺間ニ何十何本打込ミ其間隙ニハ何分ノ玉石ヲ突キ堅メ十呂盤板何寸厚ノモノ杭頭へ何本平ニ敷設シ其周圍等ハ「コシクリート」ニテ突キ固メ厚サ何尺何寸ニ仕上ケ煉瓦積方方四分ノ一積出ニシテ高サ何尺迄積立夫ヨリ地面迄何寸何寸ハ四方何寸何寸幅ニ積立ツルト記セシムルノ類

四 煉瓦積方

例へハ地面ヨリ何十何尺何寸迄ハ煉瓦何枚其中央ハ何十何尺迄ハ何枚其上部頂上迄何十何尺ハ何枚積ニシテ目途何分ト記セシムルノ類

五 蛇腹積方

例ハ胴蛇腹ハ何段積ニシテ伸何出張リ但一段ノ出張リハ一枚ノ何分ノ何頂上ノ蛇腹ハ何段積ニシテ出張リ何尺一設ノ出張リハ一枚ノ何分ノ何分ト記セシムルヲ要ス

六 煉瓦鐵管ノ接續

例へハ煉瓦何枚積ノ部分ニ於テ厚サ何分ノ鑄鐵座金ヲ徑何分長サ何尺ノ鐵棒煉瓦部ニ積ミ込ミタルモノニ「エヂ」止メニ締付鐵管ト座金トノ取付ハ何分銕ニテ何寸間ニ取付ルコト等ヲ記セシムルノ類

七 鐵管

例へハ厚サ何分何厘長サ何十尺口徑何尺何寸接手ハ縱橫共何分銕ニテ何尺間ニ取付ケ又煉瓦ヨリ何十何尺ノ上部上下ノ鐵管ハ剃刀接手ニナス等ヲ記セシムルノ類

八 支線

例へハ鐵管ノ上部ヨリ何十何尺ノ下へ一ヶ所又夫ヨリ何十何尺以下ニ一ヶ所都合何ヶ所一ヶ所ニ付徑何分針金ヲ以テ何度ノ勾配ニテ何方ニ地上へ控ヘテ取付クル等ヲ記セシムルノ類

九 支線控杭

例へハ煙突ヨリ何十何尺ヲ隔テ末口何寸長サ何尺ノ松丸太ヲ斜ニ地中へ何尺打込ム等ノ類
凍瓦煙突ノ粘接料
例へハセメント何分生石灰何分川砂何分ノ割合ヲ記セシムルノ類

五

六 乾燥竈等ノ用法

例へハ乾燥竈ハ礮寸軸木ヲ乾燥スルニ使用ス

七 製造ノ原料及其製造方法

例へハ人造肥料製造ナレハ何程ノ魚油粕ニ水ヲ何程入レ一度釜ニテ沸シ之ヲ麥糠何程及粟糠米糠何程ヲ何程ノ魚鱗ト共ニ揉合セ赤色ノ土砂何程ヲ以テ着色シ一週間蒸ヲ覆ヒ熱度ノ冷却スルヲ待テ日光ニ乾燥ス

八 營業時間

例へハ午前何時ヨリ午後何時迄ト記入スルヲ要ス

九 落成期日

例へハ許可ノ日ヨリ何月日間ト記入スルヲ要ス

十 建設地ノ圖面

例へハ工場煙突竈諸器械等ノ位置ヲ明示シ及是等建造物ト四壁トノ距離

十一 四隣地ノ圖面

例へハ諸建物ト道路等ヲ明示シ製造場トノ距離ヲ記ス

十二 煙突ノ圖面例へハ截斷及側面ノ二種ヲ地下地形等ヲ記スルヲ要ス

瓦斯事業取締規則 (明治四十二年六月四日 奈良縣令第二十八號)

第一條 本則ニ於テ瓦斯事業ト稱スルハ營利ノ目的ヲ以テ瓦斯ノ供給事業ヲ營ミ又ハ工業用ノ爲瓦

斯ヲ製造使用スルヲ謂フ

第二條 瓦斯事業ヲ爲サムトスルモノハ左記事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ其製造所ヲ變更又ハ改築シ若クハ供給區域ヲ變更セントスルトキ亦同シ

一 事業者ノ本籍、住所、氏名、生年月日、法人ニ在リテハ社名、所在地、代表者ノ氏名

二 事業ノ種類

三 製造所ノ位置並ニ附近ノ見取圖

四 供給區域及其圖面

五 資本金工事費及事業上ノ收支概算書

第三條 瓦斯事業ヲ讓受ケントスルモノハ當事者連署ノ上知事ノ認可ヲ受クヘシ

相續ニ依リ瓦斯事業ヲ讓受ケントスル場合ハ其事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第四條 知事ハ第二條ノ許可ニ制限ヲ附シ又ハ何時ニテモ必要ト認ムル書面圖面ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 知事ハ公益上必要ト認ムルトキハ瓦斯事業ヲ制限停止シ又ハ相當ノ設備ヲ命シ若クハ其許可ヲ取消スコトアルヘシ

瓦斯事業者ニシテ本則ニ違背シタルトキ亦前項ニ同シ

第六條 本則ニ依リ提出スヘキ書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第七條 第二條、第三條ニ違背シタル者又ハ第四條、第五條ノ命ニ従ハサル者ハ科料ニ處ス

第八條 法人ニシテ本則ニ違背シタル場合ハ前條ノ罰則ヲ其代表者ニ適用ス

第九條 瓦斯事業ニ關シテハ代理人、家族、同居者、雇人其他從業者ノ所爲ト雖事業主其責ニ住ス

瓦斯事業取締規則取扱手續 (明治四十二年六月廿五日) (奈良縣訓令第二十一號)

第一條 規則第二條ノ新設願書ヲ受ケタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ許否ニ關スル意見ヲ付シ進達スヘシ

一 製造建築物ヨリ四隣近接ノ人家其ノ他ノ建物ニ對スル距離竝ニ其場所ノ適否

二 近隣居住者地主等ニ於テ故障ノ有無

三 製造所近傍ニ官公署、學校、病院、公園、神社、佛閣ノ有無竝其距離

四 供給區域ハ他ノ同一事業者ノ供給區域ト接觸セサルヤ否

五 其他參考トナルヘキ事項

第二條 製造所ノ變更、改築又ハ供給區域變更ノ願書ヲ受ケタルトキハ前條ニ準シ調査進達スヘシ

第三條 規則第三條ノ申請ヲ受ケタルトキハ事實ヲ調査シ進達スヘシ

第四條 毎月一回以上製造品所及動力供給場ノ諸般ノ設備其ノ他須要事項ヲ視察シ規則第五條ノ處分又ハ警察上特ニ改善ヲ要スヘキ事項アリト認ムルトキハ其詳細ヲ具シ報告スヘシ

第五條 規則ニ違背シタル者ヲ處罰セントスルトキハ其事情ヲ具シ稟議スヘシ

第六條 瓦斯供給者、瓦斯製造使用者及瓦斯動力受給者臺帳ハ別記様式ニ據リ調製シ所要ノ事項ヲ記入シ其變更異動ノ都度適宜加除訂止スヘシ

用紙美濃

事業者ノ住所、氏名、生年月日(法人ハ其所在、社名代表者ノ氏名)	事業者ノ種類	許可年月日	廢業年月日	製造所及工場ノ所在	備考
				供給區域	
事業者ノ住所、氏名、生年月日等	事業者ノ種類	許可年月日	廢業年月日	製造所及工場ノ所在	備考
				供給區域	

記載ニ關スル注意

一 手續第六條ニ掲クル業者ニ種別ニ依リ各口座ヲ設ケ登載スルコト

一 事業ノ種類ニ依リ供給區域欄等記入スヘキ事故ナキモノハ適宜朱線ヲ劃シ置クコト

一 製造所ノ變更改築又ハ供給區域ノ變更瓦斯事業讓受規則第五條ノ處分規則違背處分其他重要ノ

奈良縣

事項ハ備考欄ニ登載スルコト

火工場取締規則

(明治四十年五月
奈良縣令第十四號)

第一條 本則ニ於テ火工場ト稱スルハ原動機ヲ使用セセルモノニシテ電又ハ火爐吹子煙突等ヲ有シ火カヲ以テスル工場ヲ謂フ

第二條 火工場ヲ設置セムトスルモノハ其族籍、住所、氏名、年齢及左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ其改造變更ヲ爲サントスルトキ亦同シ

一 業名及位置

二 工場ノ構造仕様書並ニ圖面

三 工事落成期日

第三條 火工場ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

但簡易ノ方法ニ據ルモノニシテ危險ノ虞ナシト認ムルモノハ此限りニ非ラス

一 火焚場ノ周圍及天井裏ハ不燃質物ヲ用フヘシ

二 煙突ヲ設置スルモノハ屋上六尺以上ヲ突出セシムヘシ

但金屬ノ煙突ニテ屋上ニ貫出スルトキハ其貫出部分ハ外部ヨリ厚サ三寸以上ノ石又ハ漆喰ヲ以テ嵌塞スヘシ

第四條 火工場ハ新築改造、變更共落成シタルトキハ警察官署ニ届出検査ヲ受クルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス

第五條 火工場ニシテ危險若クハ健康上有害ノ虞アリト認ムルトキハ警察官署ハ除害ノ方法ヲ命シ又ハ之カ使用ヲ禁止シ若クハ停止スルコトアルヘシ

第六條 工事落成ノ後三ヶ月内ニ開業セス又ハ開業後六ヶ月以上休業シタルモノハ免許ノ失効ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 火工場ヲ賣買讓與若クハ其所有主轉住、改氏名、死亡(死亡ノトキハ相續人ヨリ)業務擔當人法定代理人變更廢止又ハ廢場シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
其ノ賣買讓與ニ係ルモノハ双方連者ヲ要ス

第八條 火工場ノ天井裏火爐ニ近接スル四壁及煙突ハ毎月二回以上掃除スヘシ

第九條 事業主未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ就テハ此ノ限りニアラス

事業主ハ其ノ代理人戸主、家族、同居者雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス法人ノ代表者又ハ其雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告トス

第十條 本則第二條、第四條、第七條、第八條ヲ犯シ又ハ第五條ノ命令ニ違フ者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

第十一條 現在使用ノ火工場ハ本則ニ據リ許可ヲ受ケタルモノト見做ス

黃磷摺附木製造取締規則

(明治二十三年十一月 奈良縣令第七十三號)

第一條 黃磷摺附木製造所ヲ設置セントスルモノハ左ノ諸件ヲ具シ所轄警察署又ハ同分署ヲ經願出許

可ヲ受クヘシ其改修増築モ亦同シ

一 製造所ノ位置地名番地及坪數ヲ記シタル圖面

一 構内各室ノ配置及構造方法書

一 製造所ノ周圍ヨリ四隣三十間以内ノ地主、家主ノ承諾書

第二條 製造所ハ石又ハ煉瓦ヲ以テ築造スヘシ

但周圍ノ家屋六十間以上ノ距離アル場所ニ於テハ本造家屋ヲ用フルモ妨ケナシ

第三條 調製室、製品貯藏室及原料室ハ各之ヲ區劃シ又乾燥室ハ之ヲ別棟トナシ瓦斯ヲシテ他室ニ飛

散セシメサル様戶外ニ導クノ裝置ヲ爲スヘシ

第四條 新設、改修、増築共ニ工事ノ落成シタルトキハ所轄警察署若クハ同分署ニ届出検査ヲ受クヘ

シ

製造所各室構造粗略ニシテ有害ト認ムルトキハ改修ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 作業中工場内ノ窓戸ヲ開放シ空氣ノ流通ヲ良クスヘシ

第六條 齒牙及齒齦ニ疾患アルモノハ醫師ニ於テ無害ト診定シタルニアラサレハ黃磷若クハ其合劑ノ

取扱ヲ爲サシムヘカラス

第七條 工場内ニ於テハ何人タリトモ飲食ヲ爲サシムヘカラス

第八條 合劑ノ量百分ニ黃磷十分以上ヲ含マシムルヘカラス

第九條 製造主自ラ製造所ヲ管理シ能ハサルトキハ相當代理者ヲ定メ所轄警察署又ハ同分署へ届出ツ

ヘシ

製造主又ハ代理者ハ製造中其製造所ヲ離ルヘカラス

第十條 製造所ヲ賣買又ハ讓與セントスルトキハ所轄警察署又ハ同分署ヲ經願出許可ヲ受クヘシ

製造主、住所、氏名ヲ變更シ若クハ廢場シタルトキハ遅クモ十日以内ニ届出ツヘシ

第十一條 本則第一條ノ許可ヲ得サル場所ニ於テ製造シ又ハ第四條第一項及第八條ヲ犯シタル者ハ一

日以上五日以下ノ拘留又ハ二十錢以上一圓五十錢以下ノ科料ニ處ス

三 重 縣

黃磷摺附木製造取締規則

(明治二十四年五月
三重縣令第二五號)

第一條 黃磷摺附木ヲ製造セントスルモノハ左ノ箇條ヲ詳記シタル圖面ヲ添縣廳へ願出許可ヲ受クヘシ

- 一 製造場ヲ設置スヘキ郡市町村大字番地
- 一 製造場ノ構造即チ石煉瓦木造等ノ種別及坪數但其ノ坪數ハ調製室、製品、貯藏室、原料室、乾燥室等圖面中其區劃内ニ記入スヘシ
- 一 製造場門圍家屋ノ距離

第二條 黃磷摺附木製造所ハ左ノ制限ニ從フニアラチレハ允許セス

- 一 製造所ハ石又ハ煉瓦ヲ以テ築造スルコト
- 但周圍ノ家屋六十間以上ノ距離アル場所ニ於テハ木造建家ヲ用ルモ妨ナシ
- 一 調製室製品貯藏室及原料室ハ各之ヲ區劃シ且乾燥室ハ之ヲ別棟トシ瓦斯ヲシテ他室ニ飛散セシメサル様戶外ニ導クノ裝置ヲ爲スコト

第三條 黃磷摺附木製造所主管ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 合劑中ニハ合劑ノ量百分ニ付十分以上ヲ含マシム可ラス
- 二 工場内ハ常ニ窓戶ヲ開放シ空氣ノ流通ヲ良クスヘシ
- 三 齒牙又ハ齒齟ニ疾患アル者ヲシテ黃磷若ハ合劑ノ取締ヲ爲サシムルコトヲ得ス

- 四 何人ヲ問ハス工場内ニ於テ飲食ヲ爲サシムルコトト得ス
- 第四條 製造所ヲ改修又ハ造設セントスルトキハ其廉ヲ詳記シ縣廳ニ願出許可ヲ受クヘシ
- 第五條 左ノ箇條ハ十日以内ニ縣廳ニ届出ツヘシ
 - 一 製造所ヲ賣買又ハ讓渡ヲ爲シタルトキ但シ届書ニハ雙方連署スヘシ其ノ連署スルヲ得サルモノハ事由ヲ届書ニ附記スヘシ
 - 二 製造主管、住所氏名ヲ變更シタルトキ
 - 三 廢業若クハ死亡シタルトキ但シ死亡ハ相續人未定ナルトキハ遺族ヨリ届出スヘシ
 - 四 製造主自ラ製造所ヲ管理シ能ハサル場合ニ於テ代理者ヲ定メタルトキ
- 第六條 既ニ許可ヲ受ケタル場所ト雖危險又ハ衛生上障害アリト認ムルトキハ改造又ハ移轉ヲ命スルコトアルヘシ
- 第七條 掛官吏ハ臨時製造場ヲ臨檢スルコトアルヘシ
- 第八條 本則第一條、第四條、第五條、第三條第一項、第三項、第四項ニ違背シタルモノ及第二條第二項ノ制限ニ依ラスシテ各室ノ使用ヲ混同シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 第三條第二項ニ違背シテ官署ノ督促ヲ受クルモ從ハサルモノ亦同シ

附 則

明治十八年三月第十六號布達ハ廢止ス

石灰製造取締規則

(明治四十一年七月
三重縣令第五五號)

- 第一條 石灰(貝灰ヲ含ム)製造所ハ所轄警察官署ノ許可ヲ受クルニアラサレハ之ヲ設置スルコトヲ得ス
- 第二條 前條ノ願書ニハ製造所ノ位置構造方法ヲ詳記シ周圍百間以内ノ圖面ヲ添附スヘシ
- 第三條 石灰製造所ニシテ法令ノ規定ニ違背シ又ハ公安若ハ衛生ヲ害スルノ虞アルトキハ所轄警察官署ニ於テ其ノ使用ヲ停止シ又ハ除害ノ裝置ヲ命シ若ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ
- 第四條 第一條ニ違背シタル者又ハ使用停止若ハ除害裝置ノ命令ニ違背シタル者ハ科料又ハ拘留ニ處ス

附 則

明治三十一年三月三號令第五十號ハ之ヲ廢止ス

煙火、緩燃導火線取締規則

(大正三年三月六日
三重縣令第六號)

- 第一條 煙火、緩燃導火線販賣營業ノ許可ヲ出願セムトスルトキハ其ノ願書ニ銃砲火藥類取締法施行細則第二條第二項ニ規定スル販賣所ノ位置、設備ノ外左記事項ヲ記載スルコトヲ要ス
- 一 種類(煙火ニ在リテハ放場、仕掛等ノ區別記入ヲ要ス)
- 二 買入先
- 三 貯藏方法
- 四 販賣所ノ四圍十間以内ノ現況ヲ見得ヘキ平面略圖
- 五 火ヲ取扱フ場所ヨリ販賣所及第二條但書ニ於ケル煙火、緩燃導火線貯藏所迄ノ距離

六 住所、氏名、年齢

第二條 煙火、緩燃導火線ハ火藥類貯藏所又ハ本則ニ依リ設備シタル貯藏所以外ノ場所ニ貯藏スルコトヲ得ス但シ百間以内ノ緩燃導火線、總量目二貫目以内ノ煙火ヲ安全ナル場所ニ貯藏スルハ此ノ限ニ在ラス

第三條 煙火、緩燃導火線貯藏所ヲ設置セムトスル者ハ左ノ各號ヲ具シ當廳ニ出願シテ許可ヲ受クヘシ其ノ事項ヲ變更シ又ハ移轉、増築、修繕ヲ爲サムトスルトキ亦同シ

一 設置場所ノ位置及土地所有者ノ住所、氏名但シ他人ノ所有地ニ係ルトキハ其ノ承諾書

二 貯藏所ノ位置並貯藏所ヲ中心トシテ四圍二十間以内ノ現況ヲ見ルヘキ平面圖

三 構造方法書

四 貯藏スヘキ煙火、緩燃導火線ノ最大數量

五 工事落成期日

前項ノ工事落成シタルトキハ警察官署ニ届出テ検査ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第四條 煙火、緩燃導火線貯藏所又ハ製造所ハ其ノ外壁ヨリ左ノ距離ヲ保有スヘシ

一 御用邸又ハ神宮ハ四町以上

二 皇陵、社寺、學校、病院、劇場、公園、電氣、瓦斯若クハ石油ノ工場、電力、火力ヲ使用スル工場、鐵道、軌道、汽船ノ繫留所ヘ二十間以上

三 宅地、國道、縣道、電線路、瓦斯ノ傳導管、發火質物件ヲ蓄積スル場所人家其ノ他火ヲ取扱フ場所ヘ十間以上

第五條 煙火、緩燃導火線貯藏所ノ構造設備ハ左ノ各號ノ制限ニ從フヘシ

一 土藏造、鐵筋、「コンクリート」造、煉瓦造又ハ石造ノ平家建ナルコト

二 床ハ密ニ張り詰メ鐵類ヲ露ハササルコト

三 屋根外面ハ不燃質物ヲ用ヒ天井又ハ屋根裏板ヲ張り窓ニハ透明ノ硝子ヲ用ユルコトナク防火裝置ヲ爲シタル扉ヲ設クルコト

四 出入口ノ扉ニハ防火ノ設備ヲ爲シ鎖鑰ヲ施スコト

五 内側面ニハ石、煉瓦、土砂等ノ剝落飛散ヲ防クノ裝置ヲ爲スコト

第六條 第四條、第五條ノ制限ハ土地ノ狀況、貯藏數量ノ多寡其ノ他特別ノ事由ニ依リ斟酌スルコトアルヘシ

第七條 煙火、緩燃導火線貯藏所ニハ發火若ハ燃燒シ易キ物件ヲ置キ又ハ火氣ヲ取扱ヒ若ハ喫煙スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル場合ニ安全燈ヲ使用スルハ此ノ限ニ在ラス

第八條 煙火、緩燃導火線ヲ收納スルニハ左ノ規定ニ從フヘシ

一 木製其ノ他安全ナル容器ニ入ルルコト

二 油紙ヲ以テ被包セサルコト

第九條 煙火、緩燃導火線ノ運搬又ハ攜帶ハ木製其ノ他安全ナル容器ニ收納シ發火質物件トノ混同ヲ避クヘシ

第十條 煙火、緩燃導火線貯藏所ヲ所有スル者左ノ場合ニ於テハ十日以内ニ當廳ニ届出ツヘシ

一 住所、氏名ニ異動ヲ生シタルトキ

二 貯藏所ノ使用ヲ廢止シタルトキ但シ此ノ場合ハ許可證ヲ返納スヘシ
 三 貯藏所ヲ讓渡シタルトキ但シ其ノ相續ニ係ル場合ニ於テハ相續人ヨリ其ノ旨届出テ其ノ他ノ場
 合ハ讓渡人讓受人ノ連署ヲ要ス

第十一條 煙火、緩燃導火線製造業者、販賣業者及臨時煙火ノ製造ヲ爲スモノニ在リテハ左ノ場合ニ
 於テハ十日以内ニ當廳ニ届出シヘシ

- 一 許可證ヲ滅失毀損シタルトキ但シ此ノ場合ハ許可證ノ再渡ヲ受クヘシ
- 二 住所、氏名ニ異動ヲ生シタルトキ但シ此ノ場合ハ許可證ノ訂正ヲ受クヘシ
- 三 廢業シタルトキ但シ此ノ場合ハ許可證ヲ返納スヘシ

第十二條 煙火ノ放揚又ハ仕掛ヲ爲サムトスル者ハ左ノ各號ヲ具シ放揚地又ハ仕掛地ノ所轄警察官署
 ニ出願シ許可ヲ受クヘシ

- 一 煙火ノ種類、數量
- 二 放揚又ハ仕掛ノ事由及其年月日時
- 三 放揚又ハ仕掛場所ノ位置
- 四 放揚又ハ仕掛出願者及従事者ノ住所、職業、氏名、生年月日
- 五 放揚又ハ仕掛ノ場所及其ノ周圍一町以内ヲ知り得ヘキ平面圖
- 六 危險豫防ニ關スル設備方法

第十三條 神官、皇陵、社寺、學校、病院、公園、鐵道、軌道、家屋、電氣、瓦斯ノ傳導管、電氣、

瓦斯若ハ石油ノ工場又ハ發火質物件ヲ蓄積スル場所ヲ距ルコト一町以内ニ於テハ煙火ヲ放揚又ハ仕
 掛ルコトヲ得ス但シ土地ノ狀況若ハ特別ノ豫防設備ニ依リ危險ノ虞ナシト認ムルトキハ本條ノ制限
 ヲ斟酌スルコトアルヘシ

煙火放揚又ハ仕掛ニシテ公安又ハ風俗ヲ害シ若ハ危險ノ虞アリトハ認ムルトキ許可ノ後ト雖警察官
 ニ於テ之ヲ制限シ若ハ禁止スルコトアルヘシ

第十四條 本則ニ依リ當廳ニ差出スヘキ願届ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十五條 煙火、緩燃導火線製造業者、又ハ販賣業者ハ銃砲火藥類取締法施行細則第八條ノ規定ニ依
 リ警察官署ニ差出スヘキ届書ハ明治四十四年七月三事縣令第四十三號第六條ニ規定セル乙號様式ニ
 依ルモノトス

第十六條 本則第二條乃至第四條、第七條乃至第九條、第十二條、第十三條第一項ニ違反シタル者及
 第十三條第二項ノ制限禁止ノ命令ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處シ第十條又ハ第十一條ニ違反シ
 タル者ハ科料ニ處ス

附 則

第十七條 玩弄煙火ノ製造又ハ販賣營業ヲナサムトスルモノハ所轄警察官署ニ出願シ許可ヲ受ケ營業
 上ノ施設其ノ他ノ事項ニ關シテハ警察官署ノ指示ニ從フ可シ之ニ違フ者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十八條 明治二十六年十二月縣令第九十六號煙火取締規則ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第十九條 明治二十六年十二月縣令第九十六號ニ依リ許可ヲ受ケタル營業者ハ本令施行ノ日ヨリ三ヶ
 月以内ニ更ニ出願許可ヲ受クヘシ本期間内ニ出願許可ヲ受ケサルトキハ從前ノ許可ハ其ノ効ヲ失フ

三 第二條第六號、第七號ノ事項ノ變更

第五條 工場及寄宿舎ニハ其構造ニ應シ通常出入口ノ外別ニ非常口ヲ設ケ速ニ開閉シ得ヘキ裝置ヲナス可シ但シ二階造ノ工場及寄宿舎ニハ通常用階段ノ外非常用階段ヲ設備ス可シ

第六條 寄宿舎ノ寢室ハ二人ニ付一坪以上タル可シ

第七條 火災ノ豫防上必要ナリト認ムル場所ハ煉瓦石又ハ其他ノ不燃質物ヲ以テ構造ス可シ

第八條 煙突ハ煉瓦又ハ鐵板ヲ以テ構造ス可シ但汽罐若ハ竈ノ大小又ハ事業ノ種類若ハ場所ノ模様等ニ依リ必要ト認ムトキハ其構造ヲ指定スルコトアルヘシ

第九條 煙突ハ毎月一回以上掃除ス可シ

第十條 工場及ヒ寄宿舎ニハ左記各號ノ設備ヲナス可シ

一 消防器具

二 非常用水

三 梯子

四 警鐘又ハ番木

五 前各號ノ外警察官署ニ於テ必要ナリト認メタル設備

第十一條 工業主ハ相當ノ看守人ヲ置キ夜間非常警戒ヲナサシム可シ

第十二條 工業主ハ寄宿舎ノ清潔ヲ保チ及ヒ職工又ハ徒弟ヲシテ風儀ヲ紊ルノ行爲ナカラシムル爲メ必要ナル注意ヲ加フ可シ

第十三條 工業主ハ工場醫ヲ定メ置キ一ヶ月二回以上職工又ハ徒弟ノ健康診斷ヲナサシム可シ

前項醫師ノ氏名ハ警察官署ヘ届出可シ其變更シタルトキ亦同シ

第十四條 工業主ハ職工又ハ徒弟ノ名簿ヲ調製シ其雇傭年月及日ヒ本籍氏名年齢ヲ明記ス可シ

第十五條 警察官吏ハ工場又ハ寄宿舎ハ臨檢スルコトヲ得

第十六條 工場又ハ寄宿舎ニシテ本則ノ制限ニ適合セサルモノアルト認ムルトキハ期限ヲ指定シテ改造修繕又ハ設備ヲ命スルコトアル可シ

第十七條 本則又ハ本則ニ基キテ發スル命令ニ違背シタルトキハ工場又ハ寄宿舎ノ全部若クハ一部ノ使用ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第十八條 本則ハ二十人以下ノ職工若ハ徒弟ヲ使用スル工場又ハ十人以下ノ職工若ハ徒弟ヲ寄宿舎ニシテ用スル寄宿舎ニハ之ヲ適用セス但必要ト認ムルトキハ本則ノ一部若ハ全部ヲ適用スルコトアル可シ

第十九條 明治二十三年十月縣令第四八號摺附木製造所取締規則明治二十八年五月縣令第三八號汽罐汽機取締規則明治四十年二月縣令第一二號火工場取締規則明治四十年三月縣令第三二號諸製造所及貯藏所取締規則ニ依リ縣廳ノ許可ヲ受クヘキモノニシテ二十人以上ノ職工徒弟ヲ使用シ又ハ十人以上ノ職工徒弟ヲ寄宿舎ニシムルモノハ本則ニ依リ認可ヲ受クルヲ要セス但本則中工場及寄宿舎取締上必要ナル條項ハ之ヲ適用ス

第二十條 本則ニ於テ警察官署ト稱スル工場又ハ寄宿舎ノ所在地ヲ管轄スル警察官署トス

第二十一條 第二條乃至第七條、第九條、第十條、第十一條、第十三條、第十四條ニ違背シタルモノ又ハ第十六條ノ命令ニ從ハサルモノハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

附 則

第二十二條 本則ハ明治三十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條 本則施行前ニ建設シ若ハ建設ニ着手シタル工場又ハ寄宿舎ヲ使用スルモノハ明治三十三年十一月三十日迄ニ第二條ノ事項(第五號ヲ除ク)ヲ具シ警察官署ニ届出検査ヲ受ク可シ
前項ノ検査ヲ受ケサル工場又ハ寄宿舎ハ前項ノ期限經過後ニ使用スルコトヲ得ス

摺附木製造所取締規則

(明治二十三年十月六日 明治四十四年十一月改正)
(愛知縣令第九十一號)

第一條 黃燐製摺附木製造所ヲ建設セントスルモノハ製造所構造ノ方法及ヒ隣地建設物ヘノ距離ヲ記シタル地形ノ圖面ヲ添ヘ所轄警察署又ハ分署ヲ經テ縣廳ヘ願出允許ヲ受クヘシ
但借地借家地主家主ノ連署ヲ要ス

第二條 黃燐製摺附木製造所ハ左ノ制限ニ從フニアラサレハ允許セス
一 製造所ハ石又ハ煉瓦ヲ以テ築造スルコト但周圍ノ家屋六十間以上ノ距離ヲ保チ得ヘキ場所ニ於テハ木造建築ヲ用ユルコトヲ得

二 調製室、製品貯藏室及原料室ハ各之ヲ區劃シ又乾燥室ハ之ヲ別棟ト爲シ瓦斯ヲシテ他室ニ飛散セシメサル様戶外ニ導クノ裝置ヲ爲スコト

第三條 黃燐製摺附木製造所主管ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 合劑中ニハ合劑ノ量百分ニ付黃燐十分以上ヲ含マシムヘカラス
- 二 工場内ハ常ニ窓戸ヲ開改シ空氣ノ流通ヲ良クスヘシ
- 三 齒牙又ハ齒齦ニ疾患アルモノヲシテ黃燐若クハ合劑ノ取扱ヲナサシムルコトヲ得ス

四 何人ヲ問ハス工場内ニ於テ飲食ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第四條 赤燐製摺附木製造所ハ第一條ノ手續ヲ以テ所轄警察署又ハ分署ニ願出テ允許ヲ受クヘシ

第五條 赤燐製摺附木製造所ニ於テハ調製室及原料室ノ區域ヲ設クヘシ

第六條 摺附木製造所ノ賣買讓與ヲナシタルトキハ十日以内ニ於テ双方連署ノ上届出ツヘシ
但連署スルヲ得サルトキハ届書ニ其事由ヲ付記スルコトヲ得

第七條 廢業シタルトキハ十日以内ニ届出ツヘシ

第八條 本則第一條第三條乃至第七條ニ違犯シタルモノハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ料料ニ處ス

附 則

第一條 明治二十一年五月縣令第四十一號中マツテ製造所ハ取消ス

第二條 従前允許ヲ受ケタル摺附木製造所ハ更ニ允許ヲ受クルニ及ハスト雖モ本則第五條以下ヲ遵守スヘシ

火工場取締規則

(明治四十年二月十三日)
(愛知縣令第十二號)

第一條 本則ニ於テ火工場ト稱スルハ左ノ種類ヲ云フ

- 一 玻璃製造場
- 二 陶磁器及土器燒竈
- 三 煉化及瓦燒竈

愛知縣

四 鑄造場及鍛冶工場

五 コークス製造場

六 七寶燒竈

第二條 市街地ニ於テ火工場ヲ設置セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ願出許可ヲ受クヘシ但鑄造場、鍛冶工場、七寶瓦燒竈及高サ四尺以下ノ玻璃製造場、陶磁器、燒竈ハ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ

一 工場主ノ族籍、住所、氏名、年齢(法人ニ在リテハ其名稱、事務所ノ所在地、代表者ノ氏名ヲ記シ定款ヲ添付スヘシ)

二 設置場所ノ地名番號及四隣ノ略圖

三 建造場ノ仕様書及其圖面

四 竈又ハ工業場内ノ構造及其圖面

五 煙筒ノ構造及其圖面

六 工事落成期日

前項第三號乃至第六號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ前項ノ手續ニ依リ許可ヲ受クヘシ

第三條 前條ノ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出檢査ヲ受クヘシ

第四條 工場主自ラ其管理ヲ爲サ、ルトキ又ハ事故ノ爲メ管理スル能ハサルトキハ管理人ヲ定メ其族籍、住所、氏名、年齢ヲ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ三日以内ニ届出ヘシ
但第五號ハ戸主又ハ家族ヨリ其手續ヲ爲スヘシ

一 第二條第一號ノ事項及第二號中設置場所ノ地名又ハ番號ノ變更ヲ生シタルトキ

二 法定代理人保佐人ノ氏名ヲ變更シタルトキ

三 管理人ヲ變更シタルトキ

四 廢場シタルトキハ

五 工場主ノ死亡又ハ所在不明トナリタルトキ

第六條 工場主ノ變換ニ係ル届出ニハ雙方ノ連署未成年者又ハ禁治產者ノ爲ス願届出ニハ法定代理人ノ連署禁治產者要ノ爲ス第二條及ヒ前條第四號ノ願届出ニハ保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス

第七條 火工場ノ設置ハ離室及官公所、社寺、公園、學校、家屋倉庫其他必要ト認ムル場所ニ對シ適當ノ距離ヲ保有スヘシ但左ニ掲クル火工場ハ本項ニ依ラシメサルコトアルヘシ

一 鑄造場

二 鍛冶工場

三 陶磁器及土器燒竈(高サ四尺以下ノモノ)

四 七寶燒竈

五 玻璃製造竈(高サ四尺以下ノモノ)

第八條 家屋内ノ工場ヲ設クルモノハ左ノ各號ニ從ヒ構造スヘシ但屋外ニ設クルモノニ在テハ縣廳又ハ所轄警察官署ニ於テ指示スルコトアルヘシ

一 火焚所ノ周圍及天井裏等ハ石又ハ煉瓦漆喰粘土其他不燃質物ヲ用キルコト
煙筒ヲ設クルモノハ最モ堅牢ニシテ屋上十尺以上突出セシムルコト

第九條 煙筒ハ毎月二回以上掃除シ煤煙ノ飛散ヲ防クヘシ

第十條 火工場ハ警察官吏ニ於テ臨檢スルコトアルヘシ工場主ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ又ハ公安衛生ニ害アリト認ムルトキハ縣廳又ハ所轄警察官署

ニ於テ其火工場ノ使用ヲ停止シ許可ヲ取消シ又ハ修理改造若ハ期限ヲ定メテ移轉ヲ命スルコトアルヘシ

一 工事落成檢査ヲ受ケタル日ヨリ三ヶ月以内ニ事業ヲ開始セス又ハ六ヶ月以上休業シタルトキ

二 工事落成期日ヲ經過シ仍ホ落成セザルトキ

三 本則ニ違背シタルトキ

第十二條 本則第二條乃至第五條及第九條、第十條ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十三條 工場主カ其事業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セナル未成年者ナルトキ又ハ禁治産者ナル

トキハ本則依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス工場主其管理人戸主家族同居雇人等ニシテ其業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルコトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其雇人其ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ本則第十二條ノ科料ヲ法人ニ適用ス但シ法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第十四條 從來ノ設置ニ係ル火工場ニシテ明治二十一年五月縣令第四十號火工場取締規則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノハ本則ニ依リ手續ヲ爲サスシテ効力ヲ有ス從來ノ設置ニ係ル火工場ニシテ明治二十一

年五月縣令第四十號火工場ノ取締規則ニ依リ許可ヲ受ケサルモノハ本則施行後二ヶ月以内ニ第二條手續ニ準シ届出ツヘシ

火工場取締規則執行心得

(明治四十二年二月十四日)
(愛知縣訓令第四十八號)

第一條 規則ヲ施行スヘキ市街地域ハ豫メ稟申シ決定シ置クヘシ

第二條 規則第二條ノ願書ヲ受ケタルトキハ規定ノ事項ヲ審査シ可成巡查部長以上ニ於テ實地踏査ノ上當廳ヘ進達スヘキモノハ許可ノ意見ヲ詳具シ速ニ其手續ヲ爲シ警察官署ニ於テ許可スヘキモノハ適當ノ處理ヲ爲スヘシ

第三條 左ニ掲クル火工場ハ規則第七條ノ本項ニ依ラシムルヲ要ス

一 鑄造場ニシテ踏輪四尺以上ノ輪及四尺以下ノ輪五個以上

二 鍛冶工場ニシテ四尺以上ノ輪及四尺以下ノ輪五個以上

三 五個以上ニ涉リ、七寶燒竈及四尺以下ノ陶磁器、土器燒竈、玻璃製造竈ヲ使用スルモノ

四 以上ノ外事業又ハ土地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルモノ

第四條 規則第三條ノ落成届ヲ受ケタルトキハ可成巡查部長以上ニ於テ檢査シ其使用ヲ許スヘシ

第五條 左ノ場合ハ事由ヲ詳具シ稟議スヘシ

一 第三條ニ依ラス火工場ノ設置ヲ許可セムトスルトキ

二 離宮及官公署、社寺、公園、學校ニ對シ二丁以上ノ距離ヲ有セサル地ニ於テ規則第七條ノ本項ニ依ルヘキ火工場ノ設置ヲ許可セムトスルトキ

三 規則第八條但書ニ依リ構造ニ關シ指示セムトスルトキ

四 規則第十一條ニ依リ公安又ハ衛生ニ害アリトノ理由ニ依リ使用ヲ停止シ許可ヲ取消シ又ハ改造
移轉ノ命令ヲ發セムトスルトキ

第六條 左ノ場合ハ速ニ報告スヘシ

一 當廳ノ許可ニ係ル火工場ノ工事落成検査ヲ了シタルトキ

二 當廳ノ許可ニ係ル火工場ニシテ規則第十一條ニ依リ使用ヲ停止シ許可ヲ取消シ又ハ修理、改造
若ハ移轉ノ命令ヲ發スルノ必要アリト認ムルトキ

三 規則第十一條各號ノ理由ニ依リ使用ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消シタルトキ

第七條 火工場ハ巡查ヲシテ毎月一回以上臨檢セシムヘシ

諸製造所及貯藏所取締規則

(明治四十四年十一月改正)
(愛知縣令第一〇二號)

第一條 左ニ掲クル諸製造所及貯藏所等ヲ設置セムトスル者ハ其種類及設置ノ位置(周圍ノ圖面)建物ノ
構造方法(構造又ハ圖面)工事落成期日製造貯藏ノ方法等ヲ記載シ第一類ハ所轄警察官署ヲ經テ縣廳へ

願出第二類ハ所轄警察官署へ願出許可ヲ受クヘシ其變更セムトスルトキ亦同シ

工事落成シタルトキハ速ニ届出検査ヲ受クヘシ

第一類

一 瓦斯製造及貯藏所

二 石油精製所貯藏所

三 諸タール製造所及貯藏所

四 鹽酸、硝酸其他揮發劇烈ノ舍密物等ノ製造所及貯藏所

五 製鐵所及製銅所

第二類

一 獸類、脂肪、筋骨、化製所

二 膠製造所

三 製皮所

四 石鹼製造所

五 製紙所

六 肥料製造所及貯藏所

七 石灰製造所及貯藏所

第二條 縣廳及所轄警察官署ハ取締上必要アルトキハ許可ニ條件ヲ附シ又ハ命令ヲ發シ若クハ審査上
必要ト認ムル書類ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第三條 諸製造所及貯藏所ハ吏員ヲシテ臨檢セシメ其實況公安ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ改築
修繕移轉又ハ使用ノ停止ヲ命シ若ハ許可ヲ取消スルコトアルヘシ

第四條 本則第一條及第三條ニ違背シタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

第五條 本則施行前明治二十一年五月縣令第四十一號ニ依リ所轄警察官署ニ於テ許可ヲ受ケタル諸製
造所及貯藏所ハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但本則ニ依リ縣廳ニ於テ許可スヘキ諸製造

所及貯藏所ハ本則施行ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ更ニ第一條ニ準シ届出スヘシ
從來ノ設置ニ係ル諸製造所及貯藏所ニシテ明治二十一年五月縣令第四十一號ニ依リ許可ヲ受ケサル
者ハ本則施行ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ第一條ノ手續ニ準シ届出ヘシ

汽罐、汽機工場寄宿舎摺附木製造所火工場

諸製造所貯藏所取締規則執行心得 (明治四十年七月 愛知縣訓令第二五六號)

第一條 汽罐汽機取締規則第一條工場及寄宿舎取締規則第二條、摺附木製造所取締規則第一條、第二條火工場取締規則第二條諸製造所又貯藏所取締規則第一條ノ願届ヲ受ケタルトキハ規定ノ事項ヲ審査シ可成巡查部長以上ニ於テ實地ヲ臨檢セシメ凡二町以内ノ營造物ニ對スル障害ノ有無ヲ審案シ當廳ヘ進達スヘキモノハ意見ヲ詳具シ速ニ其手續ヲ爲シ警察官署ニ於テ處理スヘキモノハ適當ノ取扱ヲ爲スヘシ

摺附木製造所、火工場、諸製造所、貯藏所中當廳ニ於テ許否スヘキモノニシテ工場寄宿舎取締規則又ハ汽罐、汽機取締規則ヲ準用スヘキモノハ前項審査ノ際左表ニ依リ各取締規則ニ規定シタル事項ヲ對照シ重復又ハ不備ノ廉アルトキハ補正セシムヘシ

摺附木製造所	火 工 場	諸製造所貯藏所	工場及寄宿舎	汽罐(石油、瓦斯)汽機
隣地建物ヘノ距離ヲ記シタル地形ノ圖面	設置場所ノ地名番地及四隣ノ界圍	設置ノ位置周圍ノ圖面	工場寄宿舎ノ位置及周圍ノ圖面	設置場所ノ地名番地並四隣ノ界圍及距離
製造所ノ構造方法	建築物ノ仕様書及其圖面並又ハ工場内ノ構造及圖面煙突ノ構造及其圖面	建築物ノ構造方法及其圖面製造貯藏ノ方法	工場寄宿舎其他構内建築物ノ平面圖並其圖面及設計書煙突ノ構造及其圖面	建物ノ仕様書並其圖面、平面圖、側面圖、截斷面圖

工事落成期日	工事落成期日	工事落成期日	工事落成期日	工事落成期日
種	類	事業ノ種類	原動力ノ種類	汽罐(機關)汽機取扱主任ノ履歷
			職工徒弟ノ員數及寄宿舎ニ寄宿セシムベキ員數	汽罐(機關)構造調書
				汽機 構造調書

第二條 左ニ掲クル火工場ハ規則第七條ノ本項ニ依ラシムヘシ

- 一 鑄造場ニシテ踏輪四尺以上ノ輪及四尺以下ノ輪五個以上ヲ使用スルモノ
- 二 鍛冶工場ニシテ四尺以上ノ輪及四尺以下ノ輪五個以上ヲ使用スルモノ
- 三 五個以上ニ涉リ七寶燒竈及四尺以下ノ陶磁器、土器燒竈、玻璃製造竈ヲ使用スルモノ
- 四 以上ノ外事業又ハ土地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルモノ

第三條 赤燐製摺附木製造所及諸製造所、貯藏所取締規則第一條第二類ノ諸製造所ハ離宮、官公署、社寺、公園、學校、家屋、倉庫其他必要ト認ムル場所ニ對シ適當ノ距離ヲ保タシムヘシ貯藏所ニ就テモ特ニ必要ヲ認メタルトキ亦同シ

第四條 工事落成シタルトキハ可成巡查部長以上ニ於テ檢查シ其使用ヲ許スヘシ
第五條 汽罐、汽機(石油及瓦斯發動機ヲ含ム以下ニ做フ)檢查施行期日ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ事業者ニ通告シ受檢準備ヲ爲サシメ其檢查ニハ可成巡查部長以上ニ於テ立會セシムヘシ

第六條 汽罐汽機檢查成績ニ依リ改修其他ノ處分ヲ要スル事項ノ執行指揮ヲ受ケタルトキハ之ヲ事業

備考

- 記載例
- 一 ○印ノ欄ハ願届書ニ依リ△印ノ欄ハ検査證ニ依リ記載スヘシ
 - 二 備考欄ハ前面各欄ノ異動及命令處置又ハ處罰ニ關スル一切ノ事項ヲ記載スヘシ
 - 三 本帳簿ハ主タル取締規則ニ依リ類別スヘシ

靜岡縣

火工場取締規則

(明治廿一年十二月十二日 靜岡縣令第七五號)

第一條 本則ニ於テ火工場ト稱スルモノハ左ノ諸工場ヲ云フ

- 一 蒸氣機械ヲ用ユル諸製造
- 二 玻璃製造
- 三 陶器製造
- 四 煉化瓦類製造
- 五 鍛冶工
- 六 鑄物師

第二條 市街準市街ノ地明治二十年八月ニ於テ前條ノ營業ヲ爲サントスル者ハ願書ニ其場所別ニ工場ヲ建設其建設地ヨリ近隣建物ヘノ距離ヲ記載シ構造ノ圖面ヲ添ヘ隣祐二名以上ノ連署ヲ以テ所轄警察官署又ハ分署ヘ願出允許ヲ受クヘシ

但其構造ヲ變更セントスルトキハ本條ノ手續ニ依リ届出認可ヲ受クヘシ

第三條 持主變更又ハ轉居改氏名ハ五日以内ニ届出ヘシ

第四條 廢業シタルトキハ其旨届出ヘシ

第五條 前三條ノ願届書ニハ戸長ノ奥印ヲ要ス

第六條 火焚場天井裏煙筒ハ不燃質物ヲ以テ構造シ煙筒ハ屋上へ三尺以上突出セシムヘシ

第七條 焚物置場ハ工場ヨリ相當ノ距離ヲ取り危険ナキ様注意スヘシ

第八條 火焚場天井裏煙筒ハ毎月一回以上掃除スヘシ

第九條 工場ハ警察官吏ニ於テ臨時検査シ危険ト認ムル場所アルトキハ修繕若クハ改造ヲ命スルコトアルヘシ

第十條 第二條、第六條、第八條ニ違犯シタル者ハ一日以上三日以下ノ拘留ニ處シ又ハ二十錢以上一

圓二十五錢以下ノ科料ニ處ス

第十一條 第三條ニ違犯シタル者ハ一日ノ拘留ニ處シ又ハ十錢以上一圓以下ノ科料ニ處ス

黃燐製摺附木製造取締規則

(明治二十四年五月五日) 靜岡縣令第二十五號

第一條 黃燐製摺附木ヲ製造セントスルモノハ第二條第三條ノ構造法ニ從ヒ製造所ノ主管ヲ定メ構造法ヲ詳記シタル圖面ヲ添ヘ近隣地主又ハ居住人又製造所借地ナレハ其地主連署所轄警察官署ヲ經由シテ願出許可ヲ受クヘシ但工事落成ノ上ハ届出檢分ヲ經ルニアラサレハ開業スルコトヲ得ス其構造ヲ變更セシトキ亦同シ

第二條 黃燐製摺附木製造所ハ石又ハ煉瓦ヲ以テ之ヲ築造スヘシ但周圍ノ家屋六十間以上ノ距離アル場所ニ於テハ木造建家ヲ用ユルモ妨ケナシ

第三條 調製室、製品貯藏室及原料室ハ各之ヲ區劃シ又乾燥室ハ之レヲ別棟トナシ瓦斯ヲシテ他室ニ飛散セシメサル様戶外ニ導クノ裝置ヲナスヘシ

第四條 工場内ハ常ニ窓戸ヲ開放シ空氣ノ流通ヲ良クスヘシ

第五條 製造所ノ主管ハ齒牙及ヒ齒齲ニ疾患アルモノヲシテ黃燐若クハ其合劑ノ取扱ヲナサシムルコトヲ得ス

第六條 製造所ノ主管ハ何人ヲ問ハス工場内ニ於テ飲食ヲナサシムルコトヲ得ス

第七條 合劑中ニハ合劑ノ量百分ニ付キ黃燐十分以上含マシムルヘカラス

第八條 廢業又ハ持主及主管變更シタルトキハ所轄警察官署ヲ經由シテ届出ツヘシ

第九條 第一條、第六條、第七條、第八條ニ違犯シタルモノハ刑法第四百二十六條第四項ニヨリ處分ス

附 則

一 黃燐ヲ使用セサル摺附木ヲ製造セントスルモノハ製造所ノ位置及構造法ヲ詳記シタル圖面ヲ添ヘ近隣地主又ハ居住人又製造所借地ナレハ地主連署所轄警察官署へ出願許可ヲ受クヘシ 廢業又ハ持主變更シタルトキハ所轄警察官署へ願出許可ヲ受クヘシ

緩爐及煙筒取締規則

(明治二十六年十二月) 靜岡縣令第七三號

第一條 緩爐及煙筒ハ左ノ諸項ニ遵ヒ構造スヘシ但煉化製ノ煙筒ハ此限リニアラス

一 緩爐ノ下ハ爐縁ヨリ廣サ一尺以上厚サ一寸以上ノ間煉化石若クハ其他ノ不燃質物ヲ以テ敷詰ムヘシ

二 緩爐ヲ木造ノ家屋ニ造營スルトキハ壁ヨリ一尺五寸以上ノ距離ヲ設クヘシ但石造煉化造ノ家屋ト雖モ窓枠其他燃質物ノ附着シタル場所亦同シ

三 煙筒ノ支石ハ(可成軟質ノモノ)其厚薄ハ壁ヨリ薄カラス周圍ノ廣狹ハ煙筒接合部ヨリ三寸以上

ノ廣サニ設クヘシ

四 煙筒ノ壁外ニ出ツル部分ハ軒ヨリ一尺以上ノ距離ヲ設クヘシ

五 煙筒ヲ板葺若クハ杉皮草葺屋根等ニ設クルトキハ其周圍三尺四方不燃質物ヲ以テ葺クヘシ

第二條 煙筒ハ左ノ規程ニ遵ヒ掃除スヘシ石炭ヲ使用スルモノハ一週間ニ一回
薪又ハ木炭ヲ使用スルモノ及石炭ヲ使用スルモノ煉化製ノ煙筒ハ毎年一回但煉化製ニシテ掃除ヲ要セ

サル構造(諸工場ニ特ニ設置シタル巨大ノ煙筒)ノモノハ此限リニアラス

第三條 緩爐及煙筒ヲ構造シタルトキハ所轄警察官署ヘ届出検査ヲ經ルニアラサレバ使用スルヲ得ス

第四條 警察官吏ハ前條ノ外臨時ニ検査ヲ爲シ其構造尙不完全又ハ破損ノ爲メ危険ト認ムルトキハ相

當ノ修理ヲ命シ若クハ使用ヲ停止スルコトアルヘシ

第五條 第一條、第二條、第三條ニ違反シ又ハ第四條ノ命令ニ違背シタルモノハ刑法第四百二十五條

第五項ニ依リ處分ス

附 則

第六條 此規則發布以前ニ設置シタル緩爐及煙筒ニシテ前數條ノ規程ニ抵觸スルモノハ明治二十七年

二月二十八日迄ニ改造シ第三條ノ手續ヲナスヘシ

第七條 本則ハ明治二十年八月縣令第七十條ニ規定シタル市街地及準市街地ニ適用スルモノトス

煙火取締規則

(明治三十年十二月二十八日)
靜岡縣令第七七號

第一章 通 則

第一條 本則ニ煙火ト稱スルハ合藥シタル總テノ煙及ヲ云ヒ紙雷管、擲玉(一名疍)ノ如キ亦包含ス

第二條 煙火製造營業ヲナサントスルモノハ願書ニ製造法及第七條ニ記載スル御陵墓社寺其他ノ距離

並ニ其地圖ヲ添ヘ所轄警察官署ヲ經由シテ願出當廳ノ許可ヲ受クヘシ

第三條 煙火販賣ヲナサントスル者ハ貯藏所ノ構造法及第七條ニ記載セル御陵墓社寺其他ノ距離ヲ詳

記シ其地圖ヲ添ヘ所轄警察官署ヘ願出許可ヲ受クヘシ

煙火製造營業ノ許可ヲ受タルモノト雖モ煙火ノ小賣ヲナサントスルトキハ更ニ本條ノ手續ヲナスヘ

シ

第四條 煙火打揚ケヲナサントスルモノハ煙火ノ種類打揚ケ場ノ地形及第十七條ノ距離ヲ要スルモノ

ハ其距離製造人ノ氏名等ヲ詳記シ其地圖ヲ添ヒ所轄警察官署ヘ届出認可ヲ受クヘシ

第五條 煙火ハ製造營業者販賣者ニアラスシテ製造シ又ハ販賣若クハ貯藏スルコトヲ得ス

第六條 煙火製造營業者、販賣者、廢業、死亡、休業、轉居、改氏名等ヲナシタルトキハ十日以内ニ

所轄警察官署ヘ届出ヘシ

第二章 煙火製造

第七條 煙火製造所ハ御陵墓、社寺、公園、學校、官公衙、住居、道路鐵道電線船舶ノ通スヘキ河湖

作業所其ノ他火氣ヲ取扱場所トノ距離十間以上保有スルヲ要ス

第八條 煙火製造所ノ構造ハ煉瓦又ハ土藏造ニシテ家屋ハ不燃質物ヲ用ヒ内部ニハ鐵釘、石、瓦ヲ露

ハサス窓ニハ透明ノ硝子ヲ用ユルヲ得ス又避雷ノ設備ヲナシ製造所ノ壁外六尺以上ヲ隔テ周圍ニ高

サ六尺以上ノ土塀ヲ築キ其入口ニ煙火製造所ト書シタル長サ二尺以上ノ標札ヲ掲クヘシ

第五條 前條ノ製造所ト雖モ炊火及火藥各五貫目（燈火及火藥若ハ其一種ト共ニ貯藏セントスル鹽素酸加里、鶏冠石共ノ他劇發質原料品ハ合計一貫五百目ヲ以テ燈火及火藥ノ制限ニ相當スルモノトシテ控除ス）超過シテ貯藏スルコトヲ得ス

前項ノ制限ニ超過シタル煙火及火藥並ニ其一種ト共ニ貯藏セントスル鹽酸加里、鶏冠石其他劇發質原料品ハ火藥庫ノ外貯藏スルコトヲ得ス

第十條 煙火製造業人ハ警察官吏ヨリ藥品及火藥買入先キ及其種類員數年月日又ハ製造シタル煙火ノ種類員數煙火買取人ノ住所氏名其種類員數年月日又現存スル原料品ノ種類員數ノ説明ヲ求メタルトキハ之ヲ説明スヘシ

第三章 煙火貯藏運搬及販賣

第十一條 煙火販賣營業人ハ煙火ノ量目三百目迄ハ其店舖内火氣ニ觸ルルノ虞ナキ完全ノ場所ニ貯藏スルコトヲ得同三百目以上ハ煙火貯藏所ニ五貫目以上ハ火藥庫ノ外貯藏スルコトヲ得ス

第十二條 煙火貯藏所ハ煉瓦又ハ土藏造ニシテ家根ハ不燃質物ヲ用ヒ内部ニ鐵釘、石、瓦ヲ露ハサス又窓ニハ透明ノ硝子ヲ用ユルコトヲ得ス又避雷ノ設備ヲナスヘシ

本則第七條ニ記載シタル御陵墓社寺其他ノ距離ハ本條ニモ適用ス

第十三條 警察官吏ハ貯藏所ノ構造規程ニ違ヒ又ハ不完全ニシテ危險ノ虞アリト認メタルトキハ貯藏ヲ禁シ若クハ改造ヲ命スルコトアルヘシ

第十四條 燈火ヲ運搬セントスルトキハ鐵釘ヲ用ヒサル木製銅製若クハ亞鉛製ノ容器ニ磨輒ノ虞ナキ様之レヲ納メ外部ヲ莖包又ハ繩卷トナシ煙火ト赤書シタル布票ヲ附着シ他ノ貨物ト混交セス單獨ニ

運搬スヘシ但シ船積セントスルトキハ明治六年八月第二九十二號布告危害品船積法ニ依ルヘシ

第十五條 煙火運搬者ハ火氣ニ注意シ途中休泊ヲナストキハ煙火ハ安全ナル場所ニ藏置シ看守人ヲ附スヘシ

前項休泊所在地ニ警察官署アルトキハ其旨即時届出ヘシ

第十六條 煙火五貫目以上ハ明治十七年十二月第三十一號布告火藥取締規則第四章火藥運搬手續ニ依ルヘシ

第四章 打 揚

第十七條 煙火打揚ケノ場所、人家、群集、道路、鐵道、電線、船舶、作業所等アル地ハ之レニ對シ左ニ記載スル距離アルニアラサレハ打揚ケルコトヲ得ス但シ流星ヲ除クノ外本文ノ人家其他ニ對シ特ニ設備シタル危害防護法アルトキハ此限ニアラス

一 流星ハ其昇昂スル間敷ニ二倍其他ノ打揚ハ其昇昂間敷ニ同等ノ距離

一 仕掛煙火ハ五間

前項ノ距離ヲ保ツ場所又ハ危害ノ防備アル場所ト雖モ風向其他ニ依リ危險ノ虞アリト認メタルトキハ場所ノ移轉ヲ命シ若クハ打揚ケヲ停止スルコトアルヘシ

第十八條 黒玉ト稱スル未燃ノ煙火ハ打揚人ニ於テ速ニ收容シ他人ヲシテ之レニ觸接セシムヘカラス

第十九條 玩弄品トシテ發火セシムルモノハ線香、鼠、紙雷管、擲玉（一名辯玉）ノ類ニ限ル前項ノ玩弄煙

火ト雖モ線香煙火、紙雷管ヲ除ク外人家其他燃焼シ易キ物件ニ接近シ又ハ街路ニ於テ之レヲ弄スルコトヲ得ス

第五章 罰 則

第二十條 第二條、第三條、第四條ノ許可又ハ認可ヲ受ケス若クハ不實ノ説明ヲナシ又ハ第十一條ノ制限ニ違犯シ又ハ第十四條ノ規定ニ依ラスシテ運搬シ若クハ第十五條ノ看守人ヲ付セス又ハ届出ヲナササルモノ又ハ第十六條、第十七條第一項ノ制限ニ違ヒ若クハ移轉又ハ停止ノ命令ニ違犯シ若クハ第十八條ノ收容ヲ怠リ又ハ第十九條第一項ニ違犯シタル者ハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス第六條ニ違犯シタルモノハ五拾錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

第二十一條 從來ノ營業者ハ來ル三十一年三月三十一日迄ニ本則ノ手續ヲナシ其製造所貯藏所ノ改築ヲ要スルモノハ同年六月三十日迄ニ改築スヘシ

第二十二條 明治二十年八月縣令第六十九號煙火取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

有害瓦斯及惡臭取締ニ關スル件

(大正五年三月十日 靜岡縣令第十六號)

第一條 製造ニ際シ有害瓦斯又ハ惡臭ヲ傍生發散スル硫化染料、肥料其ノ他ノ物品ヲ製造セムトスル者ハ其ノ製造場ノ設備ニ付知事ノ認可ヲ受クヘシ

第二條 前條ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ左記事項ヲ具シ知事ニ申請スヘシ

- 一、製造者ノ本籍、住所、氏名、法人ニアリテハ代表者ノ本籍住所氏名ヲ記シ定款ヲ附スヘシ
- 二、製造物ノ種類、名稱
- 三、製造物ノ原料及製造方法並一日ノ最大製造豫定量

四 製造場ノ位置及附近ノ狀況ヲ示ス略圖

五 建設物ノ構造、坪數並其ノ平面圖、起圖

六 有害瓦斯ノ除害又ハ防臭ニ關スル設備及其ノ説明

七 主任技術員ノ氏名及履歷書

前項第一號乃至第三條及第七號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ知事ニ届出ヲ第四號乃至第六號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第三條 製造場ハ社寺、公衙、學校、人家、病院、劇場、動物飼育場、公園、公道、鐵道線路等ヲ距ル三百間以上ノ距離ヲ有スヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ之ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第四條 製造場ノ設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲メ必要ナル事項ヲ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ一部又ハ全部ノ變更若ハ使用ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 本令施行ノ際現ニ第一條ノ製造ヲ爲ス者ハ施行ノ日ヨリ二週間内ニ第二條第一項ノ手續ヲ爲スヘシ

第六條 第一條、第二條第二項及第五條ノ認可ヲ受ケスシテ製造ヲ爲シタル者、第二條第二項ノ届出ヲ爲ササル者並第四條ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第七條 製造者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ヲ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラス
製造者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ違反シタル

トキハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルコトヲ得ス
法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於テハ本則ニ
規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第八條 本則ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第九條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

瓦斯製造營業ヲ爲サントスル者出願方ノ件 (明治三十九年六月十五日
靜岡縣令第三八號)

瓦斯製造營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ當廳ヘ願出許可ヲ受クヘシ
前項ノ願書ハ所轄警察官署ヲ經由スルモノトス

- 一 官有地ニアリテハ土地使用ニ關スル當該廳ノ許可書寫、民有地ニアリテハ地主ノ承諾書寫
- 二 資本金、工事費及事業上ノ收支概算書
- 三 事業目的
- 四 製造所位置
- 五 製造所ノ四方六十間以内ノ土地狀況明細書
- 六 供給區域

山 梨 縣

諸製造所建設規則 (明治二十二年五月
山梨縣令第三十二號)

第一條 職工十人以上使用スル製造所ヲ建設セントスルモノハ左ノ各項ヲ具シ戸長ノ與印ヲ受ケ所轄
警察署又ハ分署ヘ願出テ許可ヲ受クヘシ其變更ヲ爲サントスルトキ亦同シ

- 一 建設地ノ郡町村及地番
 - 二 製造品ノ種類並職工男女ノ區別及員數
 - 三 建設地及近隣地所並建物ノ模様
 - 四 建物ノ坪數及構造ノ模様
 - 五 機械構造ノ模様
 - 六 第三項以下ノ模様ヲ見得ヘキ圖面
- 第二條 前條ノ許可ヲ受ケタル者ハ其建設ヲ竣リ事業ニ著手セントスルトキハ所轄警察署又ハ分署ヘ
届出検査ヲ受クヘシ
- 第三條 警察署分署ハ既ニ許可シタル後ト雖トモ衛生上ノ障害アルカ若クハ危險ノ虞アルコトヲ發見
シタルトキハ其改造ヲ命シ且事業ヲ停止スルコトアルヘシ
- 第四條 製造所ヲ廢止シ又ハ賣買貸借讓與ヲナシタルトキハ三日以内ニ所轄警察署又ハ分署ヘ届出ツ
ヘシ
- 但賣買讓與貸借ノ届書ニハ双方連署ヲ要ス

第五條 製造所ハ凡左ノ各項ヲ標準トシテ建設ス可シ

但在來ノ建物ヲ充用スル場合ニ於テ標準ニ從フノ不便アルモノハ其事由ヲ願書ニ詳具ス可シ

一 火力ヲ用キル建物ハ他ノ建物及隣地境界ヨリ六尺以上ノ距離アルヲ要ス

二 職業場ノ屋上ニハ地盤ヨリ面積凡十分ノ一ニ下ラサル空氣抜キヲ設クヘシ

三 三十人未滿ノ職工ヲ使用スル工場ニハ高サ六尺以上幅五尺以上ノ出入口ニケ所以上ヲ設ケ其三

十人以上ヲ増ス毎ニ同シク一ヶ所ヲ増設スヘシ

四 工場ニハ開閉自在ナル明リ口ヲ設クヘシ

五 工場ノ地盤ハ濕氣ノ浸ササル様堅緻ノ構造ヲナスヘシ

六 汽灌場湯沸場其他猛火ヲ發ス可キ場所ハ煉瓦石造又ハ塗込造リトシ高サ三丈以上ノ煙突ヲ設ク

ヘシ

但人家稀疎ノ地ニ於テハ煙突ノ高サ此限リニアラス

七 工場ノ圃ハ井戸飲用水路等ヘ接近ス可カラス其糞尿池ハ漏泄滲透ノ憂ナキ様構造スヘシ

八 工場ノ下水溝ハ堅質ノ材料ヲ以テ底面及周圍ヲ築造スヘシ

第六條 本則第一條、第二條、第四條、第五條ニ違背シ又ハ第三條ノ命令ニ從ハサルモノハ一日以上

十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五錢以上一圓九十五錢ノ科料ニ處ス

瓦斯營業取締規則

(明治四十三年四月
山梨縣令第四十號)

第一條 本則ニ於テ瓦斯營業ト稱スルハ瓦斯ヲ製造シ若ハ他ノ供給ヲ受ケ傳送管ニ由テ需用者ニ供給

販賣スルモノヲ云フ

第二條 瓦斯營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經由シ知事ニ願出テ其ノ許可ヲ

受クヘシ

一 營業者ノ住所、氏名又ハ商號

二 瓦斯製造所ノ位置

三 瓦斯ノ種類及營業ノ目的

四 起業目論見書及工事方法書

五 資本金工費豫算書及營業上ノ收支概算書

六 圖面(瓦斯製造所及其四隣二丁以内ヲ知ルニ足ルヘキ圖面竝ニ供給區域及傳送管經過圖)

第三條 瓦斯營業者ニシテ法令ノ規程ニ違背シ又ハ許可ノ條件トシテ命令シタル事項若ハ之ニ基キテ

發シタル命令ヲ遵守セサルトキハ瓦斯工作物ノ使用ヲ停止シ又ハ營業ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第四條 許可ヲ得シテ瓦斯營業ヲ爲シ又ハ使用停止ノ命令ニ違背シタル者ハ五十圓以内ノ罰金ニ處

ス

第五條 本則ニ規定スル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シアル者ハ前條ニ照シ之ヲ罰ス但情狀ニ依リ其ノ

刑ヲ免除スルコトヲ得

第六條 營業者、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本則ノ刑ヲ法定代理人ニ適用ス但營業ニ關シ成年

者ト同一能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ規定スル違反行爲アリタル場合

ニ於テハ本則ノ刑ヲ法人ニ適用ス法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第七條 本則ニ依ル許可ハ出願ノ前後ニ拘ラサルモノトス

附 則

第八條 本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第九條 本則施行ノ際ニ於テ現ニ出願中ニ係ルモノハ更ニ本則ニ依リ出願ノ手續ヲ爲スヘシ

滋 賀 縣

家屋建築規則

(明治十九年十二月
滋賀縣令甲第五十二號)

第一條 新クニ家屋ヲ建築シ若クハ改造セムトスルモノハ第一號届書ニ第二號、第三號繪圖面及一事
仕様書ヲ添へ着手一ヶ月前所轄警察署へ届出認可ヲ受クヘシ

但附屬家又ハ倉庫等ヲ建設シ又ハ井戸ヲ新鑿シ若クハ之レ等ノモノヲ改造スルトキハ認可ヲ與ヘス

第二條 左ノ各項ノ一ニアルトキハ認可ヲ與ヘス

- 一 家屋一戸建坪六坪未満ナルトキ
- 二 危険ノ虞アリト認めシトキ
- 三 健康ニ害アリト認めシトキ
- 四 構造法ニ從ハサルトキ

第三條 表地ニ於テ木造一戸立ノ家屋ヲ建設セントスル者ハ屋後柱際ヨリ一丈二尺ノ空地ヲ存スヘシ
屋後ニ建物ナク空氣ノ流通ニ妨ケナキ場所ハ此限リニアラス

第四條 裏地ニ於テ一戸立ノ屋家ヲ建設セントスルモノハ第五條第三項、第四項、第五項ニ從フヘシ

- 第五條 一棟二戸以上ノ家屋ヲ長屋トス其建設ハ左ノ各項ニ從フヘシ
 - 一 一棟ノ長サハ五戸以下トス
 - 二 背合セニ住居スル長屋ヲ建設スルヲ禁ス
 - 三 屋後柱際ヨリ一丈二尺以上ノ空地ヲ設クヘシ

但シ屋後ニ建物ナク空氣ノ流通ニ妨ケナキ場所ハ此限リニアラス

四 裏長屋ノ前面ハ柱際ヨリ四尺以上ノ通路ヲ設クヘシ若シ他ノ家屋ト相對シタルトキハ双方ノ間ニ一丈二尺以上ノ通路ヲ設クヘシ

五 裏長屋ニ在リテハ表屋ヲ通過セス別ニ六尺以上ノ路次ヲ設クヘシ

六 便所ハ必ス一戸毎ニ設クヘシ

七 一戸ヲ二戸以上ニ區別ヲ爲スニハ必ス土壁ノ厚サ三寸以上ニシテ床下ニ及フヘシ

第六條 便所及芥溜ト飲料水トノ距離ハ自他ノ別ナク一丈二尺以上タルヘシ又樋ヲ以テ引キタル水溜及特別ノ構造ヲ爲ス井戸ハ其距離六尺ニ下スコトヲ得

第七條 家屋ヲ有スルモノハ下水悪水ヲ流通セシムヘキ相當ノ溝渠若クハ樋ヲ設クヘシ

第八條 家屋ノ地盤ハ下水ノ上端ヨリ三寸以上床ノ高サハ地盤ヨリ一尺五寸以上天井ノ高サハ床上七尺以上住居ニ供スル二階ノ天井ノ高サハ六尺五寸以上トス

第九條 住居ニ供スル二階ハ少クモ二方ニ於テ空氣ノ流通ニ適當ナル窓各壹個以上ヲ設クヘシ

第十條 屋根ヲ葺クニ燃質物ヲ用ユルヲ禁ス

第十一條 家屋其ノ他落成ノ上ハ所轄警察署ニ届出テ検査ヲ受ケ認可ヲ得ルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

第十二條 井戸便所溝渠ノ破損シタルトキハ速カニ修繕ヲ加フヘシ

第十三條 本則第一條ノ認可ヲ得ス工事ニ着手シタルモノハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處シ尙ホ行政ノ處分ヲ以テ改造ヲ命シ若クハ使用ヲ禁止スルコトアルヘシ

家屋建築別冊ノ通相定メ大津、八幡、彦根、長濱ノ市街及ヒ連檐接續地ニ施行ス

岐 阜 縣

工業場取締規則

(大正六年三月二十二日)
岐阜縣令第十五號

第一條 本則ニ於テ工業場ト稱スルハ左ノ製造所、加工所、精製所ヲ謂フ

一 石炭タール、木タール、石油蒸溜産物又ハ其ノ殘渣ヲ原料トスル製造所、毒劇物、染料(日本藍ヲ除ク)、顔料又ハ塗料製造所、蹄鐵所其ノ他著シク惡臭若ハ有害瓦斯ヲ生スル製造所、精製所

二 鍍金所、製紙工場(手漉工場ヲ除ク)其ノ他多量ノ廢液ヲ生スル製造所(酒類釀造所ヲ除ク)加工所

三 アルコール、エーテル、揮發油其ノ他引火シ易キ化合物ノ製造所、精製所

四 石灰、セメント、煉瓦、瓦、陶磁器、坩堝又ハ硝子製造所、珪瑯燒付所、陶磁器加工所、鑄物工場、製罐場、電氣爐ヲ使用スル工場其ノ他煤煙又ハ粉塵甚シキ製造所、加工所

五 原動機ヲ使用スル紡績、織物、編物、組物、撚絲、紙撚又ハ製棉工場、原動機(日本形水車ヲ除ク)ヲ使用スル陶土製造所、原動機ヲ使用スル營業用ノ精穀、製粉、製麵又ハ製材工場其ノ他騒響又ハ震動甚シキ製造所、加工所

工業場ニ附屬スル建造物其ノ他ノ設備ハ之ヲ工業場ト看做ス

第二條 工業場ヲ設置セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ第三號、第五號乃至第八號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一 本籍、住所、氏名法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地
- 二 工業場ノ名稱
- 三 設置地ノ地名、地番、工業場ノ敷地並建物ノ坪數及略圖
- 四 四隣二町以内ノ略圖
- 五 建物ノ構造仕様書及圖面（圖面ニハ原動機及機械ノ位置ヲ明記スルコト）
- 六 原動機ノ種類、名稱、箇數及馬力數、使用機械ノ名稱及箇數
- 七、原料及製品ノ名稱、作業方法
- 八、落成期日

第三條 當廳ハ必要ト認メタルトキハ工事中検査ヲ爲スコトアルヘシ

第四條 第二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル工業場落成シタルトキハ當廳ニ届出使用ノ認可ヲ受クヘシ

第五條 工業場カ危害ヲ生シ又ハ衛生其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認メタルトキハ豫防又ハ除害ノ爲ニ必要ナル事項ヲ命シ必要ト認メタルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 當該官吏工業場ヲ検査セムトスルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第七條 工業場ノ使用權ヲ承繼シタル者ハ本籍、住所、氏名法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地ヲ記シ五日以内ニ當廳ニ届出ヘシ

前項ノ承繼者ハ工業場ノ設置者ト看做ス

第八條 左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ當廳ニ届出ヘシ但シ第三號ノ場合ニ於テハ戶籍法上ノ死亡届出

義務者又ハ精算人ヨリ之ヲ爲スヘシ

一 第二條第一號又ハ第二號ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ

二 二月以上休場セムトスルトキ又ハ廢場シタルトキ

三 設置者死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキ法人ニ在リテハ解散シタルトキ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

一 落成期日ヲ經過シ仍ホ落成セザルトキ

二 焼失又ハ崩壊ノ日ヨリ一年以内ニ改築ヲ出願セザルトキ

三 休場一年以上ニ及ヒタルトキ

第十條 未成年者又ハ禁治産者ノ爲ス願届書ニハ法定代理人ノ連署ヲ要ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 本則ノ規定ニ依リ當廳ニ差出スヘキ願届書ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十二條 第二條、第四條、第六條乃至第八條ノ規定ニ違背シ又ハ第三條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ若

ハ第五條ノ規定ニ依ル命令ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

本則ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ前項ニ照シテ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトアルヘシ

第十三條 工業場設置者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ従業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テ

ハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス
 法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ人法ノ代表者ヲ以テ被告人トス
 第十五條 第五條、第六條、第十二條乃至第十四條ノ規定ハ製絲工場ニ之ヲ適用ス其ノ附屬建造物其ノ他ノ設備ニ付亦同シ

附 則

第十六條 本則施行以前ノ設置ニ係ル工業場ニシテ大正六年八月三十一日迄ニ第二條ニ掲クル事項ヲ當廳ニ届出テタルトキハ本則ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

工業場取締規則施行心得

(大正六年三月二十二日 岐阜縣訓令甲第十二號)

第一條 規則第二條ノ願書ヲ受理シタルトキハ同條各號ノ事項ヲ具備スルヤ否ヤ及凡ソ二丁以内ニ於ケル建物其ノ他ニ對シ障害ノ有無其ノ他參考トナル可キ事項ヲ調査シ意見ヲ付シ速ニ當廳ニ進達スヘシ

警察官署ハ左記様式ニ依リ工業場臺帳ヲ調製シ本願書進達ノ際其ノ記載事項ヲ記帳スヘシ

第二條 規則第二條ノ願書ニ對スル許可書ノ交付アリタルトキハ其ノ許可年月日ヲ工業場臺帳相當欄内ニ記入スヘシ

第三條 警察官署ニ於テ規則第三條ノ検査若ハ第五條ノ命令ヲ爲スノ必要アリト認メタルトキ又ハ第九條ノ規定ニ該當スルモノト認メタルトキハ直ニ當廳ニ報告スヘシ

第四條 規則第四條ノ認可申請アリタルトキハ直ニ當廳ニ進達スヘシ

第五條 規則第七條又ハ第八條ノ届出アリタルトキハ其ノ事實ト相違ナキヤ否ヤヲ調査シ當廳ニ進達スヘシ

前項進達ノ際臺帳ニ相當ノ記載ヲ爲スヘシ
 様 式 (用紙美濃紙)

備考	建物	製品	原料	工業場設置者ノ住所氏名	工業場ノ名稱	工業場設置地	原動機	許可及届出事項

瓦斯事業取締規則

(明治四十二年十一月二十二日 岐阜縣令第六十三號)

第一條 本則ニ於テ瓦斯事業ト稱スル瓦斯ヲ製造シ若ハ他ノ供給ヲ受ケ傳送管ヲ經テ需要者ニ供給販賣スルモノヲ云フ

第二條 瓦斯事業ヲ經營セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ願出許可ヲ受ク

ヘシ其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 事業者ノ商號又ハ名稱

二 營業所ノ位置

三 瓦斯ノ種類及營業ノ目的

四 起業目論見書及工事方法書

五 資本金工費豫算書及營業上ノ收支概算書

六 圖面(營業所及其四隣二丁以内ヲ知ルニ足ル)
(キ圖面並ニ供給區域及傳送管經過圖)

七 國縣道以外ノ道路及土地ヲ使用セムトスルトキハ其ノ管理者又ハ所有者ノ許可證若ハ承諾書

八 工事落成期限

第三條 瓦斯事業者其ノ事業ヲ讓渡サントスルトキハ當事者連署ノ上所轄警察官署ヲ經テ知事ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

相續ニ依リ瓦斯事業ヲ承繼シタル者ハ五日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出ツヘシ

第四條 工事落成シタルトキ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出テ使用認可證ヲ受クヘシ

第五條 事業ノ開始中止若ハ廢止ハ五日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出ツヘシ

第六條 瓦斯事業ニ使用スル工作物ハ當該官吏ヲシテ臨時臨檢セシムルコトアルヘシ事業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第七條 瓦斯事業ニ依リ危害其ノ他ノ故障ヲ生シタルトキハ三日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ其ノ原因並ニ狀況ヲ記シ知事ニ届出ツヘシ

第八條 危害豫防上又ハ衛生上必要ト認ムルトキハ營業所其ノ他工作物ノ改修移轉若ハ瓦斯傳送ノ中

止ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ命令ニ服セサルトキハ事業經營許可ヲ取消スコトアルヘシ

第九條 本則第二條、第三條、第五條、第六條、第七條ニ違反シ若ハ第四條ノ認可證ヲ受ケスシテ工作物使用ヲ爲シタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

第十條 本則ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ前條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニヨリ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

第十一條 瓦斯事業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ科料ノ刑ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル科料ノ刑ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

清涼飲料水營業取締規則施行細則

(明治三十三年六月三十日
岐阜縣令第三十八號)

第一條 清涼飲料水製造ノ營業ヲナサムトスル者ハ住所、族稱、氏名(法人ナル時ハ代表者ノ住所族稱氏名)及左ノ各號ヲ具シ原料水竝ニ原料品ヲ添へ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出認可ヲ受クヘシ

其ノ届出事項ヲ變更シタルトキハ本文ノ手續ニ依リ三日以内ニ届出ヘシ

一 清涼飲料水ノ種類及其ノ製造方法

- 二 原料ノ品及其ノ配合ノ分量
 - 三 調製器、容器及量器ノ種類
 - 四 營業所ノ所在(商號アルモノハ、其ノ商號トモ)
 - 五 製造場ノ所在及其ノ構造方法並ニ圖面但シ鑛泉ヲ用ユルトキハ其ノ分析成績書
- 第三條 製造所ノ位置及構造ハ左ノ各號ニヨリ工事落成シタルトキハ製品見本ヲ添へ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出ヘシ
- 一 地盤ハ漆喰敲又ハ石、煉瓦石ヲ用フルコト
 - 但シ石、煉瓦石ヲ用フルトキハ其ノ接合部ニ漆喰セメントノ類ヲ施スヘシ
 - 二 空氣ノ流通光線ノ射入ヲ良クスルコト
 - 三 便所、塵芥溜、汚水溝ヲ距ル五間以上タルヘキコト
 - 四 炊事場、浴場等ト近接セサルコト
- 第四條 清涼飲料水ヲ卸賣又ハ請賣又ハ行商セントスル者ハ毎年營業開始前ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ但シ製造營業者ニシテ直接自用者ニ販賣セントスル者ハ更ニ本條ノ手續ヲ要セス製造營業者届出ノ際其ノ旨ヲ附記スヘシ
- 第五條 清涼飲料水ノ容器ノ種類又ハ製造販賣ノ方法ニ依リ制減ヲ爲シ難キモノハ其ノ清涼飲料水及容器ノ種類、形狀又ハ製造販賣ノ方法ヲ詳具シ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出認可ヲ受クヘシ
- 第六條 廢業、轉居、改氏名、代替ヲ爲シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出ヘシ但シ其ノ死亡ニ係ルモノハ戶籍法第二百二十六條ノ届出義務者ニ於テ本文ノ手續ヲナスヘシ

第七條 本則第二條、第六條ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

第八條 本則ハ明治三十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ「ラムネ」ニ關シテハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九條 従前「ラムネ」製造販賣營業ノ許可ヲ受ケタルモノハ更ニ届出ヲ要セス引續キ營業スルコトヲ得但シ製造場ノ構造及位置本則第二條ノ規定ニ適合セサルモノハ明治三十三年八月三十日迄ニ移轉又ハ改造修補ヲナスヘシ

第十條 明治二十七年四月岐阜縣令第十六號「ラムネ」製造販賣規則ハ明治三十三年六月三十日限り廢止ス

氷雪營業取締規則施行細則 (明治三十三年七月三十一日) 岐阜縣令第四十一號

- 第一條 氷ノ製造販賣ヲナサムトスルモノハ住所、族稱、氏名ヲ記シ左ノ各號ヲ具シ原料水ヲ添へ毎年十一月十五日マテニ人造氷ニアリテハ營業開始前所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出認可ヲ受クヘシ
- 但シ前年認可ヲ受ケタル製造場ヲ使用シ引續キ營業ヲナサムトスルトキハ原料水ヲ添フルニ及ハス
- 一 製造場ノ位置、地目、面積及周圍六十間以内ノ地圖
 - 二 製造場ノ構造方法及圖面(人造氷ニアリテハ平面圖、斷面圖、小屋伏トモ)

- 三 原料水ノ種類（河水、井水等ノ別並汲取所ノ構造及圖面）
- 四 貯藏場ノ位置、構造、圖面及貯藏ノ方法
- 五 人造氷ニアリテハ製造ニ要スル器具ノ名稱種類
- 六 工事落成期限

第二條 雪ノ採取販賣營業ヲナサムトスル者ハ住所、族稱、氏名及其ノ採取地ノ位置、面積及周圍六十間以内ノ圖面ヲ具シ前條ノ手續ニ依リ認可ヲ受クヘシ

第三條 氷雪ノ卸賣營業ヲナサムトスル者ハ貯藏所ノ位置構造並貯藏ノ方法ヲ記シ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ前項ノ認可ヲ受ケタル後氷雪ノ貯藏ヲナサムトスルトキハ採取者ハ製造者ノ住所氏名並斤量ヲ記シ合格證ノ寫ヲ添ヘ前項ノ手續ニヨリ届出ツヘシ

第四條 氷雪請受營業ヲナサムトスル者ハ毎年營業開始前ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ卸賣人又ハ請受人支店ヲ設ケントスルトキ亦同シ

第五條 氷雪製造並貯藏場ノ構造ハ左ノ各號ニ據ルヘシ
但シ二百貫匁以内ノ氷塊ヲ一時貯藏スルモノハ簡易ノ構造ニテ特ニ認可スルコトアルヘシ

製造場ノ構造

- 一 天然氷ニアリテハ製造場ノ周圍ヲ地盤ヨリ高クシ側面及底部ハ石、煉瓦石、「コンクリート」ノ類又ハ六分以上ノ板ヲ用フルコト
- 二 適當ノ排水溝ヲ設クルコト
- 三 導水樋管ハ石、煉瓦石、鐵管、陶器若ハ木竹ヲ用フルコト

貯藏所ノ構造

- 四 貯藏場ハ石又ハ煉瓦石造トナスコト
 - 五 普通土藏ヲ使用スルトキハ其ノ内側ノ周圍ニ厚板ヲ張り底部ハ小石二尺以上ヲ敷クコト
 - 六 前二號ノ外ノ場所模様ニヨリテハ尙適當ノ排水溝ヲ設クルコト
- 第六條 製造場、貯藏場ノ工事落成シタルトキハ製造採取營業者ハ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ卸賣營業者ハ所轄警察官署ニ届出検査ヲ受クヘシ
- 第七條 氷雪ノ貯藏場ニ貯藏スルトキハ所轄警察官署ニ届出立會封印ヲ受ケ其ノ解除ヲ要スルトキハ所轄警察官署ニ届出テ立會ヲ受クヘシ
但シ第五條但シ書ノ場合ハ此限ニアラス
- 貯藏ノ場所ヲ變更スルトキハ其ノ都度前項ノ手續ニ據ルヘシ貯藏場ニハ其ノ貯藏ノ斤量及產地製造所ヲ標記シ置クヘシ
- 第八條 製造場、採取場ヲ異ニスル氷雪ヲ同一ノ貯藏場ニ貯藏スルトキハ其製造場、採取場毎ニ置場ヲ區劃スヘシ
- 第九條 氷雪ノ採取製造販賣營業ノ認可ヲ受ケタル者氷雪營業取締規則第四條ニ據リ其ノ氷雪ヲ販賣又ハ貯藏セムトスルトキハ製造場、斤量貯藏場天然氷ニアリテハ一番氷二番氷等ノ別ヲ記シ氷雪十斤ヲ添ヘ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出検査ヲ受クヘシ
- 検査ノ上氷雪營業取締規則第三條ニ適合シタルモノニハ合格證ヲ授與ス
- 第十條 本則第一條及第九條ノ場合ニ於テ検査ニ要スル原料水汲取並氷雪採出ノ際警察官吏ノ立會ヲ

受クヘシ原料水ハ五合以上トシ無色清潔ナル壘ニ容レ密栓ヲ施シ氷雪ハ箱若ハ蓆、菰ノ類ヲ以テ包
装シ共ニ其要部ニ封印ヲ受ケ差出スヘシ其汲取竝ニ探出ノ部分ハ警察官吏ノ指揮ニ從フヘシ

第十一條 氷雪ヲ行商シ又ハ家族雇人ヲシテ行商セシメントスル者ハ所轄警察官署ニ届出一人毎ニ別
記様式ノ木札ニ烙印ヲ受ケ行商中ノヲ携帶スルコトヲ要ス

木質適宜

年月日	烙印
水行商	
縣國都市町村雷戸	
販賣人	何某弟又ハ雇人
請買人	氏 男 名

二寸五分

第十二條 氷雪採取製造販賣者又ハ其卸賣營業者ニシテ氷雪營業取締規則第三條ニ適合セサル氷雪ヲ
醫療用其他外用ノ爲メ販賣セムトスルトキハ其製造場、斤量、貯藏場及賣渡先竝外用ニ供スル事由
ヲ詳記シ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ

第十三條 天然ノ結氷ヲ採取貯藏シ竝ニ販賣セムトスルモノハ左ノ各號ヲ具シ氷十斤ヲ添ヘ所轄警察
官署ヲ經テ縣廳ニ届出認可ヲ受クヘシ

- 一 採取場ノ位置、面積及周圍六十間以内ノ地圖
- 二 貯藏場ノ位置、構造、圖面及貯藏ノ方法

但検査ニ要スル氷採取ニ就テハ本則第十條ノ手續ニ據ルヘシ

第十四條 氷雪營業取締規則第三條ニ適合セサル氷雪ハ第九條第二項ノ合格證ヲ受ケタル氷雪及検査

ヲ受ケタル氷雪ト同一ノ貯藏場ニ貯藏スルコトヲ得ス

第十五條 廢業、轉業、改氏名、代替ヲナシタルトキハ五日以内ニ採取製造販賣營業者ハ所轄警察官
署ヲ經テ縣廳ニ卸賣請賣營業者ハ所轄警察官署ニ届出ヘシ但其死亡ニ係ルモノハ戶籍法第百二十六
條ノ届出義務者ヨリ本文ノ手續ヲナスヘシ

行商者前項ノ場合ニ於テハ三日以内ニ届出、轉居、改氏名ニ付テハ更ニ木札ニ烙印ヲ受ケ廢業死亡
ニ付テハ其ノ消除ヲ乞フヘシ

第十六條 本則第四條、第七條ノ各項第八條、第十一條、第十二條、第十四條、第十五條ニ違背シタ
ルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十七條 本則ハ明治三十三年八月二日ヨリ之ヲ施行ス

但シ雪ニ關シテハ明治三十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 明治三十一年毎四月岐阜縣令第四十一號氷雪營業取締規則中氷ニ關スル規定ハ本則施行ノ日
ヨリ廢止ス

黃燐摺附木製造取締規則

(明治二十四年七月
岐阜縣令第四十號)

第一條 黃燐摺附木製造場ヲ設ケ製造ヲ爲サントスル者ハ建設地及構造ノ方法ヲ詳記シタル圖面近隣
地主家主ノ承諾書ヲ添ヘ所轄警察署又ハ分署ヲ經テ縣廳ニ願出允許ヲ受クヘシ其位置構造ヲ變換セ
ントスルトキ亦同シ

第二條 前條ノ構造落成シタルトキハ所轄警察署又ハ分署ニ届テ検査ヲ受クルニ非サレハ開業スルコ

トヲ得ス

第三條 製造場主管者ノ氏名ハ持主連署ノ上所轄警察署又ハ分署ヲ經テ縣廳ニ届出ツヘシ
持主又ハ主管者ノ變更、改氏名若クハ廢業シタルトキ亦同シ

第四條 製造場ノ構造ハ左ノ各項ニ從フヘシ

一 製造場ハ石又ハ煉瓦ヲ以テ築造スヘシ但周圍ノ家屋ハ六十間以上ノ距離アル場所ニ於テハ木造
建築ヲ用フルモ妨ケナシ

二 調製室、製品貯藏室、及原料室ハ各之ヲ區畫シ又乾燥室ハ之レヲ別棟トナシ瓦斯ヲシテ他室ニ
飛散セシメサル様戶外ニ導クノ裝置ヲナスヘシ

第五條 已ニ允許シタル場所ト雖モ危險又ハ衛生上障害アリト認メタルトキハ改造又ハ移轉ヲ命スル
コトアルヘシ

第六條 場内ハ清潔ヲ旨トシ常ニ窓戶ヲ開放シ空氣ヲ流通セシムヘシ

第七條 製造場ノ主管者ハ齒牙齙ニ疾患アルモノニシテ黃磷又ハ其合劑ノ取扱ヲ爲サシムヘカラス

第八條 製造場ノ主管者ハ何人ヲ問ハス場内ニ於テ飲食ヲ爲サシムヘカラス

第九條 合劑中ニハ合劑ノ量百分ニ付黃磷十分以上ヲ含マシムヘカラス

第十條 本則第一條、第二條、第三條、第六條、第七條、第八條、第九條ニ違反シタル者ハ貳拾圓未
滿ノ科料ニ處ス

本則ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ前項ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑
ヲ免除スルコトヲ得

化製場取締規則

(明治三十八年五月三十一日)
岐阜縣令第二十六號

第一條 本則ニ於テ化製場ト稱スルハ獸皮、筋骨類ヲ原料トシ脂肪、膠、鞣、肥料其ノ他ノ物品ヲ製
造スル所ヲ云フ

化製場ニアラサレハ前項ノ物品ヲ化製スルコトヲ得ス

第二條 化製場ヲ新設セムトスルモノハ原籍、住所、氏名(法人ニアリテハ其ノ名稱事務所所在
地代表者ノ氏名ヲ記シ定款ヲ添付ス)年齢及左ノ各
號ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ願出ツヘシ

一 化製品ノ種類及其ノ製造方法

二 化製場ヲ設置スヘキ場所ノ地種目番號坪數及四隣ノ地況ヲ詳記シタル圖面

三 化製場内各建物其ノ他ノ坪數、構造、仕様書並圖面

四 共同設置ニ係ルモノハ其ノ方法及管理者ノ氏名

五 工事落成期日

化製場ヲ移轉又ハ改造修補シ若ハ其ノ一部ヲ變更セムトスルトキハ改造移轉ノ場合ハ前項第二號、

第三號、第五號、修補變更ノ場合ハ其ノ部分ニ屬スル圖面並構造、仕様書及第五號ノ事項ヲ具シ前
項ノ手續ヲ爲スヘシ

化製品ノ種類ヲ増減シ又ハ其ノ製造方法ヲ變更シタルトキハ三日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ
届出ツヘシ但シ化製品ノ増減届ニハ其ノ製造方法ヲ併記スヘシ

第三條 化製場ヲ借受又ハ讓受ケムトスル者ハ借主讓主(法人ニアリテ
ハ其ノ代表者)連署シ所轄警察官署ヲ經テ縣廳

ニ届出ツヘシ

四條 化製場ノ位置及構造ハ左ノ各號ニ依ルヘシ但土地ノ狀況ニ依リ第一號土地ノ距離ヲ伸縮スルコトアルヘシ

一 土地高燥ニシテ適當ノ用水ヲ有シ且鐵道、國縣道、人家、學校、病院、工場、劇場、御陵墓、公園其ノ他衆人ノ群集スヘキ場所並池沼井川ヲ距ル六十間以上ノ地タルコト

二 化製場ノ周圍ニハ外部ヨリ見透サ、ル様六尺以上ノ土手又ハ塙塙ヲ設ケ門戸ヲ付スルコト

三 化製場内ニハ未化製品置場、化製室、器具置場、撲殺室、繫留場内容物溜、汚水溜、糞溜及尿溜、警察官吏及検査員詰所ヲ設クルコト

四 未化製品置場、既化製品置場、化製室、器具置場、撲殺室、繫留場ハ其ノ地盤ヲ石煉瓦石「セメント」「コンクリート」漆喰、敲キ等ヲ何テ敷設シ未化製品置場、化製室、撲殺室ニハ適當ノ勾配ヲ付シ同一ノ材料ヲ以テ汚水溜ニ通スル溝ヲ設クルコト但シ石、煉瓦石ヲ用フルトキハ其繼目ハ「セメント」ヲ以テ接合スルコト既化製品置場、器具置場ハ板張ト爲スコトヲ得

五 未化製品置場、化製室、撲殺室ハ其周壁ノ上部ニ無双窓ヲ付シ屋棟全張ニ換氣窓ヲ設ケ周壁ノ下部ニ於テ地盤ト同一ノ材料又ハ白色「ペンキ」ヲ塗布シタル板ヲ以テ四尺以上ノ腰張ヲ爲スコト

六 繫留場ノ地盤ハ適當ノ勾配ヲ付シ地盤ト同一ノ材料ヲ以テ尿溜ニ通スル溝ヲ設クルコト

七 内容物、汚水溜、糞溜及尿溜ハ建物外ニ設ケ側圍竝底部トモ石煉瓦石「セメント」「コンクリート」漆喰、敲、釉藥ヲ施シタル陶器又厚板ヲ以テ築造シ密蓋ヲ付スルコト

八 肥料ヲ製スルモノハ其ノ製造用器ハ前號ニ依リ構造スルコト

九 撲殺室ハ幅二間長三間以上トシ外ニ解體場、消毒藥置場ヲ付屬シ各出入口ヲ設ケ之ニ通セシムルコト

十 竈ヲ使用スルモノハ石、煉瓦石類ヲ以テ築造シ火焚口ノ蓋ハ鐵板ヲ用キ釜ハ厚サ一寸以上ノ板ヲ以テ蓋ヲ付スルコト

十一 煙突ハ石、煉瓦石鐵管又ハ土管ヲ以テ築造シ其ノ高サハ三十尺以上タルヘキコト

第五條 化製場ノ新設、移轉、改造、變更、修補等ノ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ願出使用認可證ヲ受クヘシ

第六條 撲殺室ニ於テハ食用ニ供セサル獸畜及畜牛結核病豫防法ニ依リ撲殺スル重症結核病牛ノ外獸類ノ外撲殺ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 獸畜ノ撲殺ヲ爲サントスルトキハ其ノ種類撲殺ノ事由日時ヲ前日中ニ獸醫ノ診斷書又ハ檢案書ヲ添へ所轄警察官署ニ届出指揮ヲ受クヘシ但シ重症結核病牛ニシテ畜牛結核病検査員ノ指揮ニ依リ撲殺スル場合ハ此限リニアラス

前項ノ届書ハ便宜最寄ノ巡查部長、派出所巡查派出所又ハ巡查駐在所ニ差出スコトヲ得

第八條 毛皮類浸漬ノ用ニ供スル器具ハ釉藥ヲ施シタル陶器若ハペンキノ類ヲ塗布シタル堅牢ナル桶又ハ檐ヲ用キ密蓋ヲ設クヘシ

第九條 化製場ハ常ニ清潔、洒掃又ハ洗滌シ内容物、溜糞溜、尿溜ハ堆積又ハ充溢セシムヘカラス

第十條 主務官吏ニ於テ化製場ヲ検査セムトスルトキハ拒ムコトヲ得ス

第十一條 化製場ハ認可ノ後ト雖左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ改造、變更、移轉、修補ヲ命シ又ハ